平成 30 年 2 月 9 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 16 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置等に関し「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第 110 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[7-24,8-24]

○ 大型バスが転覆した際の乗客・乗員の保護に関し、「バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則（第 66 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[6-31 の 2,7-31 の 2]

○ 「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改訂に伴い、座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない自動車及び座席の範囲を拡大することとします。[7-42,8-42]

○ 使用の過程にある二輪自動車のうち、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超える二輪自動車の消音器を改造又は交換を行った場合の近接排気騒音値の取扱いを規定します。[7-53]

○ ハイブリッド自動車等の静音性車両について、歩行者等に自動車の接近を音で知らせるための装置の装着を義務付けるとともに、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[6-98 の 2,7-98 の 2,8-98 の 2]

② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省令第 39 号、他）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 30 年 2 月 9 日国土交通省告示第 147 号、他）

・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 641 号、他）

３．施行日

平成 30 年 2 月 10 日

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 16 次改正新旧対照表

平成 30 年 2 月 9 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1（略）

1-2　適用

この独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程は、独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 1 号に基づく自動車、共通構造部及び自動車の装置の審査及びこれに附帯する業務について適用する。

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
あ	（略）	（略）
	圧縮水素ガス	水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。 （CGH2：Compressed Gaseous hydrogen）
	（略）	（略）
	圧縮天然ガス	メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。 （CNG：Compressed Natural Gas）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
え	（略）	（略）
	液化石油ガス	プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。 （LPG：Liquefied Petroleum Gas）
	液化天然ガス	メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。 （LNG：Liquefied Natural Gas）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
き	（略）	（略）
	吸着天然ガス	ガス容器内の吸着材に吸着させて貯蔵した天然ガスをいう。 （ANG：Adsorbed Natural Gas）

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1（略）

1-2　適用

独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 1 号に基づく自動車、共通構造部及び自動車の装置の審査及びこれに附帯する業務については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）並びにこれらの法令に基づく国の関係通達によるほか、この独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の定めるところによる。

なお、理事長が自動車の審査に当分の間適用する取扱いとして別に定めたものについては、当該取扱いによることとする。

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
あ	（略）	（略）
	圧縮水素ガス	水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。
	（略）	（略）
	圧縮天然ガス	メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
え	（略）	（略）
	液化石油ガス	プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
き	（略）	（略）
	（新設）	（新設）

新				旧			
		（略）	（略）			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	さ	（略）	（略）		さ	（略）	（略）
		細目告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）をいう。 なお、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示（平成29年国土交通省告示第1154号）は含まない。			細目告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）をいう。
		（略）	（略）			（略）	（略）
	し	（略）	（略）		し	（略）	（略）
		乗降口に備える扉	自動車の運転者室、客室その他の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるものに備える扉をいう。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、乗車人員が乗降に使用する扉（当該乗降口とは別に設ける乗降口であって、専ら車いすを使用している者の利用に供するものを除く。）をいう。 ①　平成27年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車 ②　平成30年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車			乗降口に備える扉	次に掲げる自動車以外の自動車の運転者室、客室その他の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるものに備える扉をいう。 ①　平成27年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トン以下の自動車 ②　平成30年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トンを超える自動車
		（略）	（略）			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	C	（略）	（略）		C	（略）	（略）
		COCペーパー	欧州連合指令70/156/EEC附則Ⅸパート Ⅰ、2002/24/EEC附則Ⅳ-A、2007/46/EC附則Ⅸ又は901/2014/EC附則Ⅳに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可（Whole Vehicle Type Approval）を受けた自動車の適合証明書（EC Certificate of Conformity）をいう。 なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。			COCペーパー	欧州連合指令70/156/EEC附則Ⅸパート Ⅰ、2002/24/EEC附則Ⅳ-A、2007/46/EC附則Ⅸ又は901/2014/EC附則Ⅳに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可（Whole Vehicle Type Approval）を受けた自動車の適合証明書（EC Certificate of Conformity）をいう。
		（略）	（略）			（略）	（略）

新				旧			
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	E	（略）	（略）		E	（略）	（略）
		EU 加盟国の自動車検査証等	欧州連合（EU）加盟国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。			EU 加盟国の自動車検査証等	欧州連合（EU）加盟国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	U	（略）	（略）		U	（略）	（略）
		UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則をいう。			UN R110	圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る協定規則をいう。
		（略）	（略）			（略）	（略）
		UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則をいう。			UN R134	水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則をいう。
		（略）	（略）			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）
1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法
4-1　敷地等における秩序維持等
（1）（略）
（2）受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
①（略）
② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
③～⑯（略）
（3）～（6）（略）
4-2　自動車検査場における掲示等
（1）～（2）（略）
（3）（2）②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。
ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。
① 各検査コース共通の受検時の注意事項
ア～ソ（略）
タ 自動車の審査が始まるまでの間に、受検車両の総走行距離計の表示値をボールペン等で自動車検査票 1 の走行距離計表示値欄に記載して下さい。
また、受検車両の総走行距離計がマイル表示の場合には、「mile」を「○」

1-3-1（略）
1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法
4-1　敷地等における秩序維持等
（1）（略）
（2）受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
①（略）
（新設）
②～⑮（略）
（3）～（6）（略）
4-2　自動車検査場における掲示等
（1）～（2）（略）
（3）（2）②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。
ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。
① 各検査コース共通の受検時の注意事項
ア～ソ（略）
（新設）

新	旧
で囲んで下さい。 ②～⑥（略） （4）（略） **4-3～4-4**（略） **4-5　製作年月日** 自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 （1）法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。） ①（略） ②　①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。 ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。 この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。 ア～イ（略） ウ　輸入自動車にあっては、自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）又は税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日） エ～ケ（略） （2）（略） **4-6**（略） **4-7　審査の実施方法等** **4-7-1　審査の実施方法** （1）自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。 この場合において、審査を行う項目は別表 3「審査の実施の方法」及び第 6 章から第 10 章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。 （2）～（5）（略） **4-7-2～4-7-3**（略） **4-8　審査状況等の電磁的な記録** **4-8-1**（略） **4-8-2　画像の取得及び保存**	②～⑥（略） （4）（略） **4-3～4-4**（略） **4-5　製作年月日** 自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 （1）法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。） ①（略） ②　①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。 ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。 この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。 ア～イ（略） ウ　輸入自動車にあっては、自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは自動車通関証明書の発行年月日） エ～ケ（略） （2）（略） **4-6**（略） **4-7　審査の実施方法等** **4-7-1　審査の実施方法** （1）自動車の審査は、別表 3「審査の実施の方法」及び第 6 章から第 10 章までに規定する項目について実施する。 この場合において、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。 （2）～（5）（略） **4-7-2～4-7-3**（略） **4-8　審査状況等の電磁的な記録** **4-8-1**（略） **4-8-2　画像の取得及び保存**

新	旧
(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 4-8-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあっては、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。 ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は 3 次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあっては、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。 この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。	(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 4-8-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあっては、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。 ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は 3 次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあっては、デジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。 この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。
(2) 改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備、その他 3 次元測定・画像取得装置では画像を取得できない部位であって、継続検査時等において画像照合による同一性の確認が困難であると認められるものについては、別途、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該部位を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。	(2) 改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備、その他 3 次元測定・画像取得装置では画像を取得できない部位であって、継続検査時等において画像照合による同一性の確認が困難であると認められるものについては、別途、デジタルカメラにより当該部位を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。
(3) 新規検査等の受検車両であって 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えているもの（次に掲げる①又は②の自動車を除く。）については、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該装置の取付状況を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。 ①～②（略）	(3) 新規検査等の受検車両であって 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えているもの（次に掲げる①又は②の自動車を除く。）については、デジタルカメラにより当該装置の取付状況を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。 ①～②（略）
(4) ～ (6)（略）	(4) ～ (6)（略）
4-9～4-11（略）	**4-9～4-11**（略）
4-12　書面の提出又は提示	**4-12　書面の提出又は提示**
4-12-1（略）	**4-12-1**（略）
4-12-2　審査に必要な書面	**4-12-2　審査に必要な書面**
(1) ～ (8)（略）	(1) ～ (8)（略）
(9) 製作年月日の判定資料 初めての検査に係る申請書の提出年月日を製作年月日とする場合を除き、4-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できる資料の提出（4-5 (1) ①は提示）を求め審査するものとする。 この場合において、4-5 (1) ②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。	（新設）
4-13～4-15（略）	**4-13～4-15**（略）
4-16　特種用途自動車の審査	**4-16　特種用途自動車の審査**
4-16-1　規定の適用	**4-16-1　規定の適用**

新	旧
(1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素（例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等）を基に判断するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。 ①～③（略） ④　指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①及び②の自動車を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの ア　車両型式認可を受けた時点のカテゴリが「M_1」、「M_2」、「M_3」、「L_3」、「L_4」又は「L_5」以外のもの イ～ウ（略） (2)（略） (3) 指定自動車等を架装した特種用途自動車であって、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「乗合」であり、かつ、(1) により「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものについては、受検車両の受検時における乗車定員にかかわらず、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの」として規定の適用を判断することができる。 **4-16-2**（略） **4-17**（略） **4-18　破壊試験** （削除） この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3 (3)、7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1) 、7-28-1 (1)、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (2) ②及び 7-31 の 2-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2)（略） （削除）	(1) 特種用途自動車に適用する規定については、審査時車両状態における各々の要素を用いて判断するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については、それぞれの規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。 ①～③（略） ④　指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①及び②の自動車を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの ア　車両型式認可を受けた時点のカテゴリーが「M_1」、「M_2」、「M_3」、「L_3」、「L_4」又は「L_5」以外のもの イ～ウ（略） (2)（略） （新設） **4-16-2**（略） **4-17**（略） **4-18　破壊試験** **4-18-1　破壊試験** この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3 (3)、7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1) 、7-28-1 (1)、7-29-1 (1)、7-30-1 (1) 及び 7-31-1 (2) ②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2)（略） **4-18-2　書面審査** 4-18-1 に掲げる技術基準等への適合性を書面により審査する場合は、次により行うものとする。 (1) 次のいずれかの書面であること。 ①　当該検査に係る自動車を製作した者が証明した書面の原本。 なお、当該書面が複数の自動車について証明している場合には、当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものでもよい。 ②　当該検査に係る自動車に、技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外

新	旧
	国基準に適合している旨のラベル、銘板、鋳出し等の当該自動車を製作した者による表示がある場合には、当該外国基準に適合している旨を記載した書面 ③　技術基準等に規定している試験を実施することができる公的試験機関等が発行した試験成績書の原本又は当該試験成績書の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの (2) (1) の書面に必要な記載事項は次のとおりとする。 ①　(1) ①の書面には、当該証明が真正なものであることを確認できるよう、製作者の名称及び所在地、車台番号並びに署名者の氏名、職名、所属、連絡先の電話番号及びファクシミリ番号を明記したものであること。 ②　(1) ③の書面の様式は、原則、別添1「試験規程」に規定されている試験成績書の様式とする。 　また、試験計測データ、試験を実施した自動車と当該検査に係る自動車の構造・装置が同一であることが確認できる写真（試験実施前）及び試験実施後の構造・装置の状況が確認できる写真が添付されていること。 (3) (1) ①の書面の審査にあたっては、次により判断すること。 ①　技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載されており、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該検査に係る自動車が保安基準に適合していると判断する。 ②　技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載されていない場合、又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準以外への適合性が記載されている場合には、当該自動車が保安基準に適合していないと判断する。
4-19～4-25（略）	**4-19～4-25**（略）
第5章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法	**第5章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法**
5-1～5-2（略）	**5-1～5-2**（略）
5-3　審査結果通知情報	**5-3　審査結果通知情報**
審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。	審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。
5-3-1～5-3-9（略）	**5-3-1～5-3-9**（略）
5-3-10　乗車定員、最大積載量及び車両総重量	**5-3-10　乗車定員、最大積載量及び車両総重量**
(1) ～ (11)（略）	(1) ～ (11)（略）
(12) 自動車の最大積載量は、7-115（7-115 (5) から (9) までを除く。）により算定した値を次の数値により通知する。 　ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして通知する。 ①～②（略） ③　自動車検査証、自動車予備検査証又は登録識別情報等通知書に記載されている最大積載量が100、150、200、250、300、350、400、500、600、750、850、1,000、	(12) 自動車の最大積載量は、7-115（7-115 (5) から (9) までを除く。）により算定した値を次の数値により通知する。 　ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして通知する。 ①～②（略） （新設）

新	旧
20,320、1,000を超える場合は250刻み（単位はkg）となっている使用の過程にある自動車であって、当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、①又は②にかかわらず、その最大積載量の数値とすることができる。 **5-3-11～5-3-12**（略） **5-3-13　燃料の種類** 燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン　LPG」、「ガソリン　灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。 この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「　」（1字空白）でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。 また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に選択するものとし、その際には5-3-16（1）の規定により自動車検査証の備考欄に記載するよう通知するものとする。 **5-3-14～5-3-15**（略） **5-3-16　備考欄** （1）自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。 記載を要する自動車 ｜ 記載されるべき趣旨 ｜ 記載例 （略） ｜ （略） ｜ （略） 備考 ※1　20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された騒音値とする。 ①　二輪自動車 ア～イ（略） ウ　細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示 ②　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに大型特殊自動車を除く。） ア　指定自動車等 (ｱ)～(ｲ)（略） (ｳ) 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示 イ　指定自動車等以外の自動車 (ｱ)～(ｳ)（略） (ｴ) 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街	**5-3-11～5-3-12**（略） **5-3-13　燃料の種類** 燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン／LPG」、「ガソリン／灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。 この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「／」でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。 また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に選択するものとし、その際には5-3-16（1）の規定により自動車検査証の備考欄に記載するよう通知するものとする。 **5-3-14～5-3-15**（略） **5-3-16　備考欄** （1）自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。 記載を要する自動車 ｜ 記載されるべき趣旨 ｜ 記載例 （略） ｜ （略） ｜ （略） 備考 ※1　20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された騒音値とする。 ①　二輪自動車 ア～イ（略） （新設） ②　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。） ア　指定自動車等 (ｱ)～(ｲ)（略） （新設） イ　指定自動車等以外の自動車 (ｱ)～(ｳ)（略） （新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示
※2～※3（略）
(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記載内容欄の例により通知するものとする。
<table>
<tr><th>装置の性能等</th><th>適用した規定</th><th>備考欄の記載内容</th><th>備考欄コード</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>自動車との側面衝突時の乗員保護に係る性能等</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る性能等</td><td>7-30-1（3）</td><td>この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第１条の３ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。</td><td>507</td></tr>
<tr><td rowspan="2">歩行者保護に係る性能等</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>7-31-1（4）</td><td>（略）</td><td>508</td></tr>
</table>
(3) ～ (5)（略）
5-3-17（略）
5-4（略）

第６章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）
6-1～6-10（略）

6-11　走行装置
7-11 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
(1)（略）
(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。
この場合において、表中 (1) 及び (2) に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S9 に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。
ただし、次の①から⑤に掲げる自動車にあっては、細目告示別添３「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添４「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイ
</td><td>
※2～※3（略）
(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18-1 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記載内容欄の例により通知するものとする。
<table>
<tr><th>装置の性能等</th><th>適用した規定</th><th>備考欄の記載内容</th><th>備考欄コード</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>自動車との側面衝突時の乗員保護に係る性能等</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">歩行者保護に係る性能等</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>7-31-1（4）</td><td>（略）</td><td>－</td></tr>
</table>
(3) ～ (5)（略）
5-3-17（略）
5-4（略）

第６章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）
6-1～6-10（略）

6-11　走行装置
7-11 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
(1)（略）
(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。
この場合において、表中 (1) 及び (2) に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S9 に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。
ただし、次の①から④に掲げる自動車にあっては、細目告示別添３「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添４「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイ
</td></tr>
</table>

新	旧
ヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの（タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。）が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車であって、次のアからエのいずれかに該当するもの（適用関係告示第5条第4項関係） ア（略） イ 平成30年4月1日から平成34年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成30年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 (ｲ) 平成30年4月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成30年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの （削除）※（2）①イ（ｲ）へ移動 ウ～エ（略） ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5t以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5t以下のものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの（適用関係告示第5条第5項関係） ア（略） イ 平成31年4月1日から平成36年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成31年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 (ｲ) 平成31年4月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であ	ヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの（タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。）が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車であって、次のアからオのいずれかに該当するもの ア（略） イ 平成30年4月1日から平成34年3月31日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成30年3月31日以前の型式指定自動車 (ｲ) 平成30年4月1日以降の型式指定自動車であって、平成30年3月31日以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ 平成30年4月1日から平成34年3月31日までに製作された新型届出自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成30年3月31日以前の新型届出自動車 (ｲ) 平成30年4月1日以降の新型届出自動車であって、平成30年3月31日以前の新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの エ～オ（略） ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5t以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5t以下のものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの ア（略） イ 平成31年4月1日から平成36年3月31日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成31年3月31日以前の型式指定自動車 (ｲ) 平成31年4月1日以降の型式指定自動車であって、平成31年3月

新	旧
って、平成 31 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの	31 日以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
（削除）※（2）②イ（ｲ）へ移動	ウ　平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までに製作された新型届出自動車であって、次に掲げるもの （ｱ）平成 31 年 3 月 31 日以前の新型届出自動車 （ｲ）平成 31 年 4 月 1 日以降の新型届出自動車であって、平成 31 年 3 月 31 日以前の新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
ウ～エ（略）	エ～オ（略）
③　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの（適用関係告示第 5 条第 6 項関係）	③　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの
ア（略）	ア（略）
イ　平成 35 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの （ｱ）平成 35 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 （ｲ）平成 35 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 35 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの	イ　平成 35 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの （ｱ）平成 35 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車 （ｲ）平成 35 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車であって、平成 35 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
（削除）※（2）③イ（ｲ）へ移動	ウ　平成 35 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までに製作された新型届出自動車であって、次に掲げるもの （ｱ）平成 35 年 3 月 31 日以前の新型届出自動車 （ｲ）平成 35 年 4 月 1 日以降の新型届出自動車であって、平成 35 年 3 月 31 日以前の新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
ウ～エ（略）
④　平成 38 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（適用関係告示第 5 条第 7 項関係）
⑤　平成 29 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5t を超える自動車又は車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成 30 年 1 月 1 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 12 月 31 日以前に指定を受けたものについては、UN R54-00-S22 の 3.（3.2. を除く。）及び 6. に適合するものであればよい。
ただし、速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。（適用関係告示第 5 条第 9 項関係）
<table>
<tr><th>自動車の区分</th><th>適用される基準（強度、滑り止めの性能　保安基準第 9 条第 2 項関係）</th><th>適用される基準（騒音の大きさ　保安基準第 9 条第 3 項関係）</th></tr>
<tr><td>（1）次に掲げる自動車
①～③（略）</td><td>UN R30-02-S19 の 3.（3.2. を除く。）及び 6.</td><td rowspan="2">UN R117-02-S9 の規則 4.（4.3. 及び 4.4. を除く。）及び 6.（6.1.（転がり音）及び 6.3.（転がり抵抗）にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。また、6.1. 及び 6.3. に代えて 8.3. 及び 8.4. に適合するものであってもよい。）
ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。
①　UN R117 に規定するリム径の呼びが 10 以下又は 25 以上の空気入ゴムタイヤ</td></tr>
<tr><td>（2）次に掲げる自動車
①～④（略）</td><td>UN R54-00-S22 の 3.（3.2. を除く。）及び 6. に限る。）
ただし、速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。</td></tr>
</table>
</td><td>
装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
エ～オ（略）
④　平成 38 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車
（新設）
<table>
<tr><th>自動車の区分</th><th>適用される基準（強度、滑り止めの性能　保安基準第 9 条第 2 項関係）</th><th>適用される基準（騒音の大きさ　保安基準第 9 条第 3 項関係）</th></tr>
<tr><td>（1）次に掲げる自動車
①～③（略）</td><td>UN R30-02-S18 の 3.（3.2. を除く。）及び 6.</td><td rowspan="2">UN R117-02-S9 の規則 4.（4.3. 及び 4.4. を除く。）及び 6.（6.1.（転がり音）及び 6.3.（転がり抵抗）にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。また、6.1. 及び 6.3. に代えて 8.3. 及び 8.4. に適合するものであってもよい。）
ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。
①　協定規則第 117 号に規定するリム径の呼びが 10 以下又は 25 以上の空気入ゴムタイヤ</td></tr>
<tr><td>（2）次に掲げる自動車
①～④（略）</td><td>UN R54-00-S21 の 3.（3.2. を除く。）及び 6. に限る。）
ただし、速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新				旧			
			②（略） ③　UN R117に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであって、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤ （削除） ④　予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ				②（略） ③　協定規則第117号に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであって、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤ ④　前号ハに掲げる空気入ゴムタイヤ ⑤　予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ
	二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車	UN R75-00-S17の3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。） ただし、オフロード用に設計されたものであって、「NHS」と表示されたものには適用しない。	―		二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車	UN R75-00-S16の3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。） ただし、オフロード用に設計されたものであって、「NHS」と表示されたものには適用しない。	―
	＜参考1＞（略） ＜参考2＞（略）				＜参考1＞（略） ＜参考2＞（略）		
(3) 次に掲げる自動車については、それぞれに掲げる基準。 ただし、平成30年1月31日以前に製作された自動車については、適用しない。 （適用関係告示第5条第3項関係） ①　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものに備える応急用予備走行装置については、UN R64-03の5.及び6.に定める基準。 なお、視認等により応急用予備走行装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。 ②　専ら乗用の用に供する自動車（車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装				(3) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものに備える応急用予備走行装置については、UN R64-02-S2の5.及び6.に定める基準。 ただし、平成30年1月31日以前に製作された自動車については、適用しない。 （適用関係告示第5条第3項関係） （新設）			

新	旧
置については、UN R141-00 の 5.及び 6.に定める基準。 なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。 (4) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-00 の 5.に定める基準に適合すること。 この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあっては、この基準に適合するものとする。 ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。（適用関係告示第 5 条第 8 項関係） ① 平成 31 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 平成 31 年 9 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。） イ 平成 31 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。）であって、平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。）と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 34 年 8 月 31 日以前のもの	（新設）
6-12～6-31（略）	**6-12～6-31**（略）
6-31 の 2　バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-31 の 2 の規定を適用する。	（新設）
6-32～6-40（略）	**6-32～6-40**（略）
6-41　座席ベルト等 7-41 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座	**6-41　座席ベルト等** 7-41 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座

新	旧
席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。 ① 7-41-2（5）の自動車に備える座席ベルトの取付装置については、UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。 この場合において、UN R14-07-S8 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3.1. 中「22,300N（後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-41-2（2）②に適合すればよい。 ② 7-41-2（7）の自動車に備える座席ベルトについては、UN R16-07-S1 の 6. 及び 7. に定める基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-41-2（4）①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-07-S1 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。 **6-42 座席ベルト非装着時警報装置** 7-42 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-07-S1 の 8.4.（8.4.1.3. を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 自動車の種別 ｜ 座席の種類	席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。 ① 7-41-2（5）の自動車に備える座席ベルトの取付装置については、UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。 この場合において、UN R14-07-S7 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3.1. 中「22,300N（後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-41-2（2）②に適合すればよい。 ② 7-41-2（7）の自動車に備える座席ベルトについては、UN R16-06-S7 の 6. 及び 7. に定める基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-41-2（4）①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-06-S7 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。 **6-42 座席ベルト非装着時警報装置** 7-42 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 （新設）

新	旧
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの 運転者席及びその他の座席 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの 運転者席及びこれと並列の座席 ① 補助座席に備える座席ベルト ② UN R16-07-S1 の 2.1.4.に定める座席ベルト ③ キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト ④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト ⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト ⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト ⑦ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席に備える座席ベルト ⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト ⑨ 幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-07-S1 の 15.6.に定める座席に備えるもの ア 平成 34 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 平成 34 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 34 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 (ｲ) 平成 34 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 34 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び	

新	旧
基本車体構造が同一であるもの (ｳ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの (a) UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車 ・UN R16-06 のものに限る。 (b) UN R16 に基づくⒺマークを有する自動車 ・UN R16-06 のものに限る。 (c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの (d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの (2) 次に掲げる自動車については、(1) にかかわらず (3) の規定を適用する。 ① 平成 32 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 平成 32 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成 32 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 平成 32 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 32 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの (3) (略)	(新設) (1) (略)
6-43～6-52 (略)	**6-43～6-52** (略)
6-53　騒音防止装置 7-53 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S2 の 6. (6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。ただし、UN R51-03-S2 の 6.2.1.1. 及び 6.2.2. の規定にかかわらず、8.1.2. の規定に適合する構造であればよいものとする。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を	**6-53　騒音防止装置** 7-53 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S1 の 6. (6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。ただし、UN R51-03-S1 の 6.2.1.1. 及び 6.2.2. の規定にかかわらず、8.1.2. の規定に適合する構造であればよいものとする。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を

新	旧
確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。 ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①～③（略） （4）（略） **6-54～6-61**（略） **6-62　走行用前照灯** 7-62 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 （1）細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」）に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑮（略） ⑯　次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに支持装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.及び 4.2.7.7.の規定は適用しない。 ア　平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前に製作された自動車 イ　平成 32 年 4 月 8 日から平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 8 日から平成 35 年 10 月 7 日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 (ｲ) 平成 32 年 4 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 8 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動	確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。 ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①～③（略） （4）（略） **6-54～6-61**（略） **6-62　走行用前照灯** 7-62 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 （1）細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」）に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑮ （新設）

新	旧
車と前照灯の型式が同一であるもの ウ　新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。）の発行日が平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 35 年 10 月 7 日）以前のもの ⑰　次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.7.4.の規定は適用せず、同別添 4.8.1.の規定にかかわらず、平成 30 年 2 月 9 日付け国土交通省告示第 147 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.1.に適合するものであればよい。 ア　平成 31 年 2 月 9 日以前に製作された自動車 イ　新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 31 年 2 月 9 日以前のもの （適用関係告示第 29 条第 4 項、第 8 項、第 9 項、第 12 項及び第 22 項、適用関係告示第 30 条第 5 項及び第 10 項、適用関係告示第 31 条第 2 項及び第 6 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、第 7 項及び第 9 項、適用関係告示第 33 条第 3 項及び第 6 項、適用関係告示第 35 条第 6 項及び第 10 項、適用関係告示第 36 条第 3 項及び第 4 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、第 9 項及び第 11 項、適用関係告示第 38 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 39 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 40 条第 2 項及び第 5 項、適用関係告示第 41 条の 2 第 2 項及び第 4 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、第 10 項及び第 12 項、適用関係告示第 43 条第 3 項及び第 7 項、適用関係告示第 44 条第 5 項から第 8 項及び第 11 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、第 15 項、第 17 項及び第 22 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項及び第 9 項、適用関係告示第 48 条第 3 項関係） (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S9 の 5.、6.及び 7.に定める基準又は UN R112-01-S8 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R98-01-S9 の 5.、6.及び 7.に定める基準、UN R112-01-S8 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準又は UN R113-02 の 5.、6.、及び 7.に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R98-01-S9 の 6.にかかわらず 9.3.、UN R112-01-S8 の 6.にかかわらず 10.2.並びに UN R113-02 の 6.にかかわらず 9.2.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R98-01-S9 の 5.8.1.及び 5.8.2.、UN R112-01-S8 の 5.3.1.及び 5.3.1.3.並びに UN R113-02 の 5.3.1.及び 5.4.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R98-01-S9 の 5.8.4.、UN R112-01-S8 の 5.3.1.2.並びに UN R113-02 の 5.3.2.及び 5.4.2.にかかわらず、定格電球を使用する場合に	（新設） （適用関係告示第 29 条第 4 項、第 8 項、第 9 項及び第 12 項、適用関係告示第 30 条第 5 項及び第 10 項、適用関係告示第 31 条第 2 項及び第 6 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、第 7 項及び第 9 項、適用関係告示第 33 条第 3 項及び第 6 項、適用関係告示第 35 条第 6 項及び第 10 項、適用関係告示第 36 条第 3 項及び第 4 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、第 9 項及び第 11 項、適用関係告示第 38 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 39 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 40 条第 2 項及び第 5 項、適用関係告示第 41 条の 2 第 2 項及び第 4 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、第 10 項及び第 12 項、適用関係告示第 43 条第 3 項及び第 7 項、適用関係告示第 44 条第 5 項から第 8 項及び第 11 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、第 15 項及び第 17 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項、適用関係告示第 48 条第 3 項関係） (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S8 の 5.、6.及び 7.に定める基準又は UN R112-01-S7 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R98-01-S8 の 5.、6.及び 7.に定める基準、UN R112-01-S7 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準又は UN R113-01-S6 の 5.、6.、及び 7.に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R98-01-S8 の 6.にかかわらず 9.3.、UN R112-01-S7 の 6.にかかわらず 10.2.並びに UN R113-01-S6 の 6.にかかわらず 9.2.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R98-01-S8 の 5.8.1.及び 5.8.2.、UN R112-01-S7 の 5.3.1.及び 5.3.1.3.並びに UN R113-01-S6 の 5.3.1.及び 5.4.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R98-01-S8 の 5.8.4.、UN R112-01-S7 の 5.3.1.2.並びに UN R113-01-S6 の 5.3.2.及び 5.4.2.にかかわらず、定格電球を使用する場合

新	旧
あってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①（略） ② 次に掲げる自動車については、「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S11」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S10」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第11項関係） ア～ウ（略） ③ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S12」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S11」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第14項関係） ア～ウ（略） ④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第16項関係） ア～ウ（略） ⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-02」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第21項関係） ア～ウ（略） ⑥（略）	にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①（略） ② 次に掲げる自動車については、「UN R98-01-S8」を「UN R98-00-S11」と、「UN R112-01-S7」を「UN R112-00-S10」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第11項関係） ア～ウ（略） ③ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S8」を「UN R98-00-S12」と、「UN R112-01-S7」を「UN R112-00-S11」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第14項関係） ア～ウ（略） ④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S8」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S7」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第16項関係） ア～ウ（略） ⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-01-S6」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第21項関係） ア～ウ（略） ⑥（略）
6-63～6-66（略）	**6-63～6-66**（略）
6-67　前部霧灯 7-67の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 自動車に備える前部霧灯については、UN R19-04-S10の5.、6.、7.及び8.に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R19-04-S10の6.にかかわらず、10.3.5.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R19-04-S10の5.6.（b）及び5.7.1.は適用しないこととし、5.5.（a）にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～②（略） ③ 次に掲げる自動車については、「UN R19-04-S10」を「UN R19-03-S1」と読み替えることができる。（適用関係告示第30条第13項関係）	**6-67　前部霧灯** 7-67の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 自動車に備える前部霧灯については、UN R19-04-S9の5.、6.、7.及び8.に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R19-04-S9の6.にかかわらず、10.3.5.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R19-04-S9の5.6.（b）及び5.7.1.は適用しないこととし、5.5.（a）にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～②（略） ③ 次に掲げる自動車については、「UN R19-04-S9」を「UN R19-03-S1」と読み替えることができる。（適用関係告示第30条第13項関係）

新	旧
ア～ウ（略） ④　次に掲げる自動車については「UN R19-04-S10」を「UN R19-03-S2」と読み替えることができる。（適用関係告示第 29 条第 14 項関係） ア～ウ（略）	ア～ウ（略） ④　次に掲げる自動車については「UN R19-04-S9」を「UN R19-03-S2」と読み替えることができる。（適用関係告示第 29 条第 14 項関係） ア～ウ（略）
6-68（略）	**6-68**（略）
6-69　側方照射灯 7-69 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 自動車に備える側方照射灯については、UN R119-01-S6 の 5.（5.4.1. を除く。）、6.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R119-01-S6 の 6. にかかわらず 10.3.5. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R119-01-S6 の 5.4.1. を適用しないこととし、5.4.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するもの（7-69-6 が適用されるものを除く。）については、この限りでない。 ①　平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 7 月 10 日までに製作された自動車については、UN R119-01-S6 の 5.4. の規定は、適用しない。（適用関係告示第 31 条第 4 項関係） ②　平成 17 年 4 月 6 日から平成 21 年 10 月 14 日までに製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.13. 及び UN R119-01-S6 の 5.3. の規定にかかわらず、平成 20 年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 1217 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.13. 及び細目告示別添 102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」3.2. の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 31 条第 5 項関係） ③　次に掲げる自動車については UN R119-01-S6 の 6.3. 及び 7.1. の規定にかかわらず、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」4.1. 及び 5.3. の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 31 条第 9 項関係） ア～ウ（略）	**6-69　側方照射灯** 7-69 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 自動車に備える側方照射灯については、UN R119-01-S5 の 5.（5.4.1. を除く。）、6.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R119-01-S5 の 6. にかかわらず 10.3.5. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R119-01-S5 の 5.4.1. を適用しないこととし、5.4.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するもの（7-69-6 が適用されるものを除く。）については、この限りでない。 ①　平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 7 月 10 日までに製作された自動車については、UN R119-01-S5 の 5.4. の規定は、適用しない。（適用関係告示第 31 条第 4 項関係） ②　平成 17 年 4 月 6 日から平成 21 年 10 月 14 日までに製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.13. 及び UN R119-01-S5 の 5.3. の規定にかかわらず、平成 20 年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 1217 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.13. 及び細目告示別添 102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」3.2. の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 31 条第 5 項関係） ③　次に掲げる自動車については UN R119-01-S5 の 6.3. 及び 7.1. の規定にかかわらず、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」4.1. 及び 5.3. の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 31 条第 9 項関係） ア～ウ（略）
6-70　低速走行時側方照射灯 7-70 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。	**6-70　低速走行時側方照射灯** 7-70 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

新	旧
(1) (略) (2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R23-00-S22 の 5.、6.2.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R23-00-S22 の 6.2. にかかわらず 9.2. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R23-00-S22 の 5.4.1. を適用しないこととし、5.4.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。	(1) (略) (2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R23-00-S20 の 5.、6.2.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R23-00-S20 の 6.2. にかかわらず 9.2. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R23-00-S20 の 5.4.1. を適用しないこととし、5.4.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。
6-71　車幅灯 7-71 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあっては細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。 この場合において、細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と、4.1.2.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S20 の 6.5.1. を適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 13 項関係)。	**6-71　車幅灯** 7-71 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあっては細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R50-00-S19 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。 この場合において、細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と、4.1.2.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S19 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S19 の 6.5.1. を適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 13 項関係)。
6-72 (略)	**6-72** (略)
6-72 の 2　昼間走行灯 7-72 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略)	**6-72 の 2　昼間走行灯** 7-72 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略)

新	旧
(2) UN R87-00-S20（6.、7.、8.、9.、10.及び11.に限る。）に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S20の7.にかかわらず13.2.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R87-00-S20の6.5.（6.5.2.及び6.5.3.を除く。）は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。	(2) UN R87-00-S19（6.、7.、8.、9.、10.及び11.に限る。）に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S19の7.にかかわらず13.2.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R87-00-S19の6.5.（6.5.2.及び6.5.3.を除く。）は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。
6-73～6-75（略）	**6-73～6-75**（略）
6-76　番号灯 7-76の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R4-00-S19の5.、6.及び9.にかかわらず10.2.並びにUN R50-00-S20の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R4-00-S19の5.6.1.並びにUN R50-00-S20の6.5.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R4-00-S19の5.6.3.並びにUN R50-00-S20の6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 なお、施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものにあっては、この限りでない。 （細目告示第49条第1項関係、適用関係告示第36条第8項関係） ① 普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯にあってはUN R4-00-S19の5.、6.、7.、8.及び9.（種別2bに係るものに限る。）に定める基準 ② 自動車（①、③及び④に掲げるもの並びに最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）に備える番号灯にあってはUN R4-00-S19の5.、6.、7.、8.及び9.（種別2aに係るものに限る。）に定める基準 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあってはUN R50-00-S20の6.、7.、8.及び9.（種別2に係るものに限る。）に定める基準	**6-76　番号灯** 7-76の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R4-00-S18の5.、6.及び9.にかかわらず10.2.並びにUN R50-00-S19の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R4-00-S18の5.6.1.並びにUN R50-00-S19の6.5.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R4-00-S18の5.6.3.並びにUN R50-00-S19の6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 なお、施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものにあっては、この限りでない。 （細目告示第49条第1項関係、適用関係告示第36条第8項関係） ① 普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯にあってはUN R4-00-S18の5.、6.、7.、8.及び9.（種別2bに係るものに限る。）に定める基準 ② 自動車（①、③及び④に掲げるもの並びに最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）に備える番号灯にあってはUN R4-00-S18の5.、6.、7.、8.及び9.（種別2aに係るものに限る。）に定める基準 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあってはUN R50-00-S19の6.、7.、8.及び9.（種別2に係るものに限る。）に定める基準
6-77　尾灯 7-77の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。	**6-77　尾灯** 7-77の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

新	旧
(1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあっては細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。 この場合において、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S20 の 6.5.1. は適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項関係) **6-78～6-83** (略) **6-84　制動灯** 7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあっては細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。 この場合において、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S20 の 6.5.1. は適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係)	(1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあっては細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R50-00-S19 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。 この場合において、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S19 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S19 の 6.5.1. は適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項関係) **6-78～6-83** (略) **6-84　制動灯** 7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあっては細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R50-00-S19 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。 この場合において、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S19 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S19 の 6.5.1. は適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係)

新	旧
6-85～6-86（略） **6-87　方向指示器** 7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R6-01-S28 の 6. にかかわらず 10.2. 並びに UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R6-01-S28 の 5.5.1. 並びに UN R50-00-S20 の 6.5.1. は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R6-01-S28 の 5.5.3. 並びに UN R50-00-S20 の 6.5.3. にかかわらず、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。（適用関係告示第 45 条第 21 項関係） ①　自動車（②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。）に備える方向指示器にあっては UN R6-01-S28 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準 ②　二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあっては UN R6-01-S28 の 5.、6.、7. 及び 8. に又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準 ③（略） **6-88～6-95**（略） **6-96　停止表示器材** 7-96 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R27-04-S1 の 6.、7. 及び 8. に定める基準。 (2) 平成 17 年 3 月 31 日以前に製作された停止表示器材（平成 12 年 3 月 31 日以降に法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材を除く。）については、技術基準通達別添 66 の 2「停止表示器材の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 50 条第 1 項関係） (3) 平成 29 年 10 月 8 日以前に製作された停止表示器材及び平成 29 年 10 月 9 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 10 月 8 日以前に指定を受けたものについては、平成 26 年 10 月 9 日付け国土交通省告示第 975 号による改正前の細目告示別添 77「停止表示器材の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 50 条第 2 項関係）	**6-85～6-86**（略） **6-87　方向指示器** 7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R6-01-S27 の 6. にかかわらず 10.2. 並びに UN R50-00-S19 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R6-01-S27 の 5.5.1. 並びに UN R50-00-S19 の 6.5.1. は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R6-01-S27 の 5.5.3. 並びに UN R50-00-S19 の 6.5.3. にかかわらず、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。（適用関係告示第 45 条第 21 項関係） ①　自動車（②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。）に備える方向指示器にあっては UN R6-01-S27 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準 ②　二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあっては UN R6-01-S27 の 5.、6.、7. 及び 8. に又は UN R50-00-S19 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準 ③（略） **6-88～6-95**（略） **6-96　停止表示器材** 7-96 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R27-04-S1 の 6.、7. 及び 8. に定める基準。 ただし、平成 29 年 10 月 8 日以前に製作された停止表示器材及び平成 29 年 10 月 9 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 10 月 8 日以前に指定を受けたものについては、平成 26 年 10 月 9 日付け国土交通省告示第 975 号による改正前の細目告示別添 77「停止表示器材の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 50 条第 2 項関

新	旧
	係）
6-97～6-98（略）	**6-97～6-98**（略）
6-98 の 2　車両接近通報装置 7-98 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 （1）自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01 の 6.に定める基準	（新設）
6-99～6-116（略）	**6-99～6-116**（略）
第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 **7-1～7-5**（略）	**第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-5**（略）
7-6　安定性 **7-6-1　テスタ等による審査** （1）～（2）（略） （3）（1）④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。 ただし、理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める審査方法に限るものとする。 ①～②（略） ③　最大安定傾斜角度実測書により算定する場合 ア（略） イ　最大安定傾斜角度実測書は、次に掲げる事項が記載されたものであること。 (ｱ) 計測を行った自動車の車名、型式、車台番号又はシリアル番号及び車両重量 （ｲ）最大安定傾斜角度の計測値、計測場所及び計測日 （ｳ）最大安定傾斜角度の計測を行った者の氏名又は名称及び住所 （ｴ）最大安定傾斜角度実測書の発行責任者の氏名、所属、電話番号及び FAX 番号（E メールでも可） ウ（略） （4）～（5）（略） **7-7～7-8**（略）	**7-6　安定性** **7-6-1　テスタ等による審査** （1）～（2）（略） （3）（1）④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。 ただし、理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める審査方法に限るものとする。 ①～②（略） ③　最大安定傾斜角度実測書により算定する場合 ア（略） イ　最大安定傾斜角度実測書は、次に掲げる事項が記載されたものであること。 (ｱ) 計測を行った自動車の車名、型式、車台番号又はシリアル番号、車両重量、最大安定傾斜角度計測値、計測場所及び計測日 （新設） （ｲ）最大安定傾斜角度の計測を行った者の氏名又は名称、住所、最大安定傾斜角度実測書の発行責任者の氏名、所属、電話番号及び FAX 番号（E メールでも可） （新設） ウ（略） （4）～（5）（略） **7-7～7-8**（略）
7-9　原動機及び動力伝達装置 **7-9-1　性能要件（視認等による審査）**	**7-9　原動機及び動力伝達装置** **7-9-1　性能要件（視認等による審査）**

新	旧
(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項関係、細目告示第 88 条第 1 項関係) ①～⑲（略） ⑳　7-12-1-2（1）又は 7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの 【表示】(略) (2) ～ (4)（略） **7-9-2～7-9-7**（略） **7-10**（略） **7-11　走行装置** **7-11-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 9 条第 1 項関係、細目告示第 11 条第 2 項、第 89 条第 1 項及び第 2 項関係) ①　ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第 89 条第 2 項第 1 号関係） ②（略） ③　ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの（細目告示第 89 条第 2 項第 2 号関係） ④　アクスルに損傷があるもの（細目告示第 89 条第 2 項第 3 号関係） ⑤　リム又はサイドリングに損傷があるもの（細目告示第 89 条第 2 項第 4 号関係） ⑥　サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの（細目告示第 89 条第 2 項第 5 号関係） ⑦　車輪に著しい振れがあるもの（細目告示第 89 条第 2 項第 6 号関係） ⑧　車輪の回転が円滑でないもの（細目告示第 89 条第 2 項第 7 号関係） (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。(細目告示第 11 条第 1 項、第 89 条第 3 項関係) ①～⑤（略） (3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次	(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項関係、細目告示第 88 条第 1 項関係) ①～⑲（略） ⑳　7-12-1（3）又は 7-12-1（4）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの 【表示】(略) (2) ～ (4)（略） **7-9-2～7-9-7**（略） **7-10**（略） **7-11　走行装置** **7-11-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 9 条第 1 項関係、細目告示第 11 条第 2 項関係、細目告示第 89 条第 1 項及び第 2 項関係) ①　ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第 89 条第 2 項第 1 号） ②（略） ③　ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの（細目告示第 89 条第 2 項第 2 号） ④　アクスルに損傷があるもの（細目告示第 89 条第 2 項第 3 号） ⑤　リム又はサイドリングに損傷があるもの（細目告示第 89 条第 2 項第 4 号） ⑥　サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの（細目告示第 89 条第 2 項第 5 号） ⑦　車輪に著しい振れがあるもの（細目告示第 89 条第 2 項第 6 号） ⑧　車輪の回転が円滑でないもの（細目告示第 89 条第 2 項第 7 号） (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。(細目告示第 11 条第 1 項、細目告示第 89 条第 3 項関係) ①～⑤（略） (3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次

新	旧
の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 9 条第 2 項関係、細目告示第 11 条第 3 項関係) ①～③（略） ④　亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第 89 条第 4 項第 3 号関係) ⑤　空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第 89 条第 4 項第 4 号関係) ⑥　専ら乗用の用に供する自動車(車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-00 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R141-00 の 5. 及び 6. に適合するものとする。 なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第 11 条第 6 項、第 89 条第 5 項関係) ア～ウ（略） (4) ～ (5)（略） **7-11-2～7-11-6**（略） **7-12　操縦装置** **7-12-1　性能要件** **7-12-1-1　視認等による審査** (1) ～ (2)（略） （削除）※7-12-1-2（1）へ移動	の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 9 条第 2 項関係、細目告示第 11 条第 3 項関係) ①～③（略） ④　亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第 89 条第 4 項第 3 号) ⑤　空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第 89 条第 4 項第 4 号) ⑥　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R64-02-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R64-02-S2 の 5. 及び 6. に適合するものとする。 なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第 11 条第 5 項、第 89 条第 5 項) ア～ウ（略） (4) ～ (5)（略） **7-11-2～7-11-6**（略） **7-12　操縦装置** **7-12-1　性能要件（視認等による審査）** （新設） (1) ～ (2)（略） (3) 自動車（(1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　(1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-S1 の 5. に適合すること。 なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄の例に従って表示がなされていること。 ②　(1) に掲げる装置（手動により操作するものを除く。）は、(2) ①から⑤までの基準に適合すること。 ③　表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S1 の 5. に適合すること。 ④　表 2 の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示及びインジケータの識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態にお

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td></td><td>いて容易に識別できる位置に配置されていること。
表 1
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>表 2
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>注 1～注 17（略）</td></tr>
<tr><td>（削除）※7-12-1-2（2）へ移動</td><td>（4）二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示に関し、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。
① （1）に掲げる装置は、UN R60-00-S5 の 5.及び 6.に適合すること。
なお、表 3 の識別対象装置には、該当する識別表示の例に従って表示がなされていること。
② 表 4 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示を妨げないものとして、UN R60-00-S5 の 5.及び 6.に適合すること。
表 3
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>表 4
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（削除）※7-12-1-2（3）へ移動</td><td>（5）次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、（3）及び（4）の基準に適合するものとする。
① 指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置
② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置
③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置</td></tr>
<tr><td>7-12-1-2 書面等による審査</td><td>（新設）
（新設）※7-12-1（3）から移動</td></tr>
<tr><td>（1）自動車（7-12-1-1（1）の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 12 条第 2 項関係、細目告示第 90 条第 2 項関係）
① 7-12-1-1（1）に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-S1 の 5.に適合すること。
なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。
② 7-12-1-1（1）に掲げる装置（手動により操作するものを除く。）は、7-12-1-1（2）①から⑤までの基準に適合すること。
③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定</td><td>（3）自動車（（1）の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。
① （1）に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-S1 の 5.に適合すること。
なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄の例に従って表示がなされていること。
② （1）に掲げる装置（手動により操作するものを除く。）は、（2）①から⑤までの基準に適合すること。
③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S1 の 5. に適合すること。
④ 表 2 の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示及びインジケータの識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に識別できる位置に配置されていること。
⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01-S1 の 5. に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。
ア COC ペーパー
イ UN R121 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）
・UN R121-01 以降のものに限る。
ウ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R121 に基づくⒺマーク

表 1
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>

表 2
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>
注 1～注 17（略）

(2) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。（細目告示第 12 条第 3 項関係、細目告示第 90 条第 3 項関係）
① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置は、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に適合すること。
なお、表 3 の識別対象装置には、該当する識別表示に従って表示がなされていること。
② 表 4 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示を妨げないものとして、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に適合すること。
③ 次に掲げる書面等により、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から②までの基準に適合するものとする。
ア COC ペーパー
・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。
例：e1*168/2013*12345
イ WVTA ラベル又はプレート
・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。
例：e1*168/2013*12345
</td><td>
定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S1 の 5. に適合すること。
④ 表 2 の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示及びインジケータの識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に識別できる位置に配置されていること。
（新設）

（新設）※7-12-1（3）から移動
表 1
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>

（新設）※7-12-1（3）から移動
表 2
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>
注 1～注 17（略）
（新設）※7-12-1（4）から移動
(4) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示に関し、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。

① (1) に掲げる装置は、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に適合すること。
なお、表 3 の識別対象装置には、該当する識別表示の例に従って表示がなされていること。
② 表 4 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示を妨げないものとして、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に適合すること。
（新設）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
ウ　UN R60 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）
エ　車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R60 に基づくⒺマーク

表 3
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>
表 4
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>
(3) 次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。
① 指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置
② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置
③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置
7-12-2～7-12-8（略）
7-12-9　従前規定の適用⑤
次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 6 条第 6 項及び第 7 項関係）
①～②（略）
7-12-9-1　性能要件
7-12-1-2 (1) に同じ。ただし、表 2 における「横滑り防止装置（作動停止）の操作装置」及び「横滑り防止装置（作動停止）のテルテール」に係る規定は適用しない。

7-13　かじ取装置
7-13-1　性能要件
7-13-1-1～7-13-1-2（略）
7-13-1-3　書面等による審査
(1) ～ (3)（略）
(4) 次に掲げるかじ取装置は、(3) の基準に適合するものとする。
ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 91 条第 2 項関係）
【表示】（略）
</td><td>
（新設）※7-12-1 (4) から移動
表 3
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>
（新設）※7-12-1 (4) から移動
表 4
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>
（新設）※7-12-1 (5) から移動
(5) 次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。
① 指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置
② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置
③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置
7-12-2～7-12-8（略）
7-12-9　従前規定の適用⑤
次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 6 条第 6 項及び第 7 項関係）
①～②（略）
7-12-9-1　性能要件
7-12-1 (3) に同じ。ただし、表 2 における「横滑り防止装置（作動停止）の操作装置」及び「横滑り防止装置（作動停止）のテルテール」に係る規定は適用しない。

7-13　かじ取装置
7-13-1　性能要件
7-13-1-1～7-13-1-2（略）
7-13-1-3　書面等による審査
(1) ～ (3)（略）
(4) 次に掲げるかじ取装置は、(3) の基準に適合するものとする。
ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 91 条第 2 項関係）
【表示】（略）
</td></tr>
</table>

新	旧
①～③（略） ④　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置 （5）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、（3）の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。（細目告示第 91 条第 3 項関係） ①～④（略） **7-13-2～7-13-8**（略） **7-13-9　従前規定の適用⑤** 次の自動車については、7-13-9-1 の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 5 項、第 6 項関係） ①～②（略） **7-13-9-1　性能要件** **7-13-9-1-1～7-13-9-1-2**（略） **7-13-9-1-3　書面等による審査** （1）（略） （2）次に掲げるかじ取装置は、（1）の基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置 （3）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、7-13-1-3（5）の規定を適用する。 **7-13-10　従前規定の適用⑥** 次の自動車については、7-13-10-1 の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 7 項、第 8 項関係） ①～②（略） **7-13-10-1　性能要件** **7-13-10-1-1～7-13-10-1-2**（略） **7-13-10-1-3　書面等による審査** （1）（略） （2）次に掲げるかじ取装置は、（1）の基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置 （3）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、7-13-1-3（5）の規定を適用する。 **7-13-11～7-13-12**（略）	①～③（略） ④　4-18-2（1）③の書面により、（1）の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置 （5）4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、（3）の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。（細目告示第 91 条第 3 項関係） ①～④（略） **7-13-2～7-13-8**（略） **7-13-9　従前規定の適用⑤** 次の自動車については、7-13-9-1 の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 5 項、第 6 項関係） ①～②（略） **7-13-9-1　性能要件** **7-13-9-1-1～7-13-9-1-2**（略） **7-13-9-1-3　書面等による審査** （1）（略） （2）次に掲げるかじ取装置は、（1）の基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤　4-18-2（1）③の書面により、（1）の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置 （3）4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、7-13-1-3（5）の規定を適用する。 **7-13-10　従前規定の適用⑥** 次の自動車については、7-13-10-1 の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 7 項、第 8 項関係） ①～②（略） **7-13-10-1　性能要件** **7-13-10-1-1～7-13-10-1-2**（略） **7-13-10-1-3　書面等による審査** （1）（略） （2）次に掲げるかじ取装置は、（1）の基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④　4-18-2（1）③の書面により、（1）の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置 （3）4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、7-13-1-3（5）の規定を適用する。 **7-13-11～7-13-12**（略）

新	旧
7-14（略） **7-15　トラック・バスの制動装置** **7-15-1**（略） **7-15-2　性能要件** **7-15-2-1**（略） **7-15-2-2　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 2 項関係、第 7 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、第 8 項関係） ①～⑥（略） ⑦　7-12-1-2（1）又は 7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） **7-15-2-3　書面等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる自動車（7-15 に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係） ①　②から④に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア～ウ（略） ②～③（略） ④　指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。 ア　制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。 （3）（略） （4）専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。	**7-14**（略） **7-15　トラック・バスの制動装置** **7-15-1**（略） **7-15-2　性能要件** **7-15-2-1**（略） **7-15-2-2　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 2 項関係、第 7 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、第 8 項関係） ①～⑥（略） ⑦　7-12-1（3）又は 7-12-1（4）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） **7-15-2-3　書面等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる自動車（7-15 に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S14 の 5.1.1.4. 後段及び附則 13 の 4.4. 後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1（1）①から④までの基準に適合するものであればよい。（細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係） ①　②及び③に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア～ウ（略） ②～③（略） （新設） （3）（略） （4）専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに備える衝突被害軽減制動制御装置は、高速道路等において運行しない自動車及び道路維持作業用自動車

新	旧
ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ① 高速道路等において運行しない自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④ 指定自動車等以外の自動車 (5) (略) **7-15-3～7-15-11** (略) **[制動装置：細目告示別添 10 適用]** **[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用（任意装備)]** **7-15-12　従前規定の適用⑧** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 18 項、第 22 項、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項、第 31 項及び第 44 項関係) ①～③ (略) **7-15-12-1** (略) **7-15-12-2　性能要件** **7-15-12-2-1～7-15-12-2-2** (略) **7-15-12-2-3　書面等による審査** (1) ～ (4) (略) (5) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5.及び 6.、UN R131-01-S2 の 5.及び 6.又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ① 高速道路等において運行しない自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④ 指定自動車等以外の自動車 (6) (略) **[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備)]** **[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用（任意装備)]** **7-15-13　従前規定の適用⑨** 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車ついては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 20 項、第 21 項、第 23 項、第 33 項、第 34 項、第 35 項、第	又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、UN R131-01-S2 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。 (新設) (新設) (新設) (新設) (5) (略) **7-15-3～7-15-11** (略) **[制動装置：細目告示別添 10 適用]** **[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用（任意装備)]** **7-15-12　従前規定の適用⑧** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 18 項、第 22 項、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項及び第 31 項関係) ①～③ (略) **7-15-12-1** (略) **7-15-12-2　性能要件** **7-15-12-2-1～7-15-12-2-2** (略) **7-15-12-2-3　書面等による審査** (1) ～ (4) (略) (5) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、高速道路等において運行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、UN R131-00 の 5.及び 6.、UN R131-01-S2 の 5.及び 6.又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。 (新設) (新設) (新設) (新設) (6) (略) **[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備)]** **[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用（任意装備)]** **7-15-13　従前規定の適用⑨** 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車ついては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 20 項、第 21 項、第 23 項、第 33 項、第 34 項、第 35 項、第

新	旧
36 項、第 42 項及び第 44 項関係） ①～③（略） **7-15-13-1**（略） **7-15-13-2　性能要件** **7-15-13-2-1～7-15-13-2-2**（略） **7-15-13-2-3　書面等による審査** (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。 ①　②から④に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア～ウ（略） ②～③（略） ④　指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。 ア　制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。 (3)（略） (4) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5.及び 6.、UN R131-01-S2 の 5.及び 6.又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①　高速道路等において運行しない自動車 ②　車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③　車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④　指定自動車等以外の自動車 (5)（略） **[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）]**	36 項、第 42 項及び第 44 項関係） ①～③（略） **7-15-13-1**（略） **7-15-13-2　性能要件** **7-15-13-2-1～7-15-13-2-2**（略） **7-15-13-2-3　書面等による審査** (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S14 の 5.1.1.4.後段及び附則 13 の 4.4.後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1（1）①から④までの基準に適合するものであればよい。 ①　②及び③に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア～ウ（略） ②～③（略） （新設） (3)（略） (4) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、高速道路等において運行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、UN R131-00 の 5.及び 6.、UN R131-01-S2 の 5.及び 6.又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。 （新設） （新設） （新設） （新設） (5)（略） **[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）]**

新	旧
［衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用（任意装備）］ **7-15-14　従前規定の適用⑩** 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 39 項及び第 44 項関係） ①～③（略） **7-15-14-1**（略） **7-15-14-2　性能要件** **7-15-14-2-1～7-15-14-2-2**（略） **7-15-14-2-3　書面等による審査** (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) 及び (4) の基準に適合するものでなければならない。 (2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） ④　指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。 ア　制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。 (3)（略） (4) 衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5. 及び 6.、UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. 又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①　高速道路等において運行しない自動車 ②　車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③　車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④　指定自動車等以外の自動車 (5)（略） **［制動装置：細目告示別添 10 適用］**	**［衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用（任意装備）］** **7-15-14　従前規定の適用⑩** 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 39 項及び第 44 項関係） ①～③（略） **7-15-14-1**（略） **7-15-14-2　性能要件** **7-15-14-2-1～7-15-14-2-2**（略） **7-15-14-2-3　書面等による審査** (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) 及び (4) の基準に適合するものでなければならない。 (2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S14 の 5.1.1.4. 後段及び附則 13 の 4.4. 後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） （新設） (3)（略） (4) 衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、高速道路等において運行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、UN R131-00 の 5. 及び 6.、UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. 又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。 （新設） （新設） （新設） （新設） (5)（略） **［制動装置：細目告示別添 10 適用］**

新	旧
［衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）］ **7-15-15　従前規定の適用⑪** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 24 項、第 38 項及び第 44 項関係） ①～③（略） **7-15-15-1**（略） **7-15-15-2　性能要件** **7-15-15-2-1～7-15-15-2-2**（略） **7-15-15-2-3　書面等による審査** （1）～（4）（略） （5）自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-00 の 5. 及び 6. 又は UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①　高速道路等において運行しない自動車 ②　車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③　車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④　指定自動車等以外の自動車 （6）（略） **［制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）（一部を除く）］** **［衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）］** **7-15-16　従前規定の適用⑫** 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 37 項、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項及び第 44 項関係） ①～③（略） **7-15-16-1**（略） **7-15-16-2　性能要件** **7-15-16-2-1～7-15-16-2-2**（略） **7-15-16-2-3　書面等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） ④　指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。	**［衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）］** **7-15-15　従前規定の適用⑪** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 24 項及び第 38 項関係） ①～③（略） **7-15-15-1**（略） **7-15-15-2　性能要件** **7-15-15-2-1～7-15-15-2-2**（略） **7-15-15-2-3　書面等による審査** （1）～（4）（略） （5）自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、高速道路等を運行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、UN R131-00 の 5. 及び 6. 又は UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 （新設） （新設） （新設） （新設） （6）（略） **［制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）（一部を除く）］** **［衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）］** **7-15-16　従前規定の適用⑫** 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 37 項、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項及び第 44 項関係） ①～③（略） **7-15-16-1**（略） **7-15-16-2　性能要件** **7-15-16-2-1～7-15-16-2-2**（略） **7-15-16-2-3　書面等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S14 の 5. 1. 1. 4. 後段及び附則 13 の 4. 4. 後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1（1）①から④までの基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） （新設）

新	旧
ア　制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。 (3)（略） (4) 自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-00 の 5. 及び 6. 又は UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①　高速道路等において運行しない自動車 ②　車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③　車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④　指定自動車等以外の自動車 (5)（略） **7-15-17**（略） **7-16　乗用車の制動装置** **7-16-1**（略） **7-16-2　性能要件** **7-16-2-1**（略） **7-16-2-2　視認等による審査** (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 3 項関係、細目告示第 93 条第 3 項関係） ①～⑤ ⑥　7-12-1-2（1）又は 7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） **7-16-2-3**（略） **7-16-3～7-16-14**（略） **7-17　二輪車の制動装置** **7-17-1**（略） **7-17-2　性能要件** **7-17-2-1**（略） **7-17-2-2　視認等による審査**	(3)（略） (4) 自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、高速道路等を運行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、UN R131-00 の 5. 及び 6. 又は UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 （新設） （新設） （新設） （新設） (5)（略） **7-15-17**（略） **7-16　乗用車の制動装置** **7-16-1**（略） **7-16-2　性能要件** **7-16-2-1**（略） **7-16-2-2　視認等による審査** (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 3 項関係、細目告示第 93 条第 3 項関係） ①～⑤ ⑥　7-12-1（3）又は 7-12-1（4）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） **7-16-2-3**（略） **7-16-3～7-16-14**（略） **7-17　二輪車の制動装置** **7-17-1**（略） **7-17-2　性能要件** **7-17-2-1**（略） **7-17-2-2　視認等による審査**

新	旧
(1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 4 項関係) ①～⑥ (略) ⑦ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】(略) **7-17-2-3** (略) **7-17-3～7-17-8** (略) **[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]** **7-17-9 従前規定の適用⑤** 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 48 項、第 49 項関係) **7-17-9-1 装備要件** 7-17-8-1 に同じ。 **7-17-9-2 性能要件** **7-17-9-2-1 テスタ等による審査** 7-17-8-2-1 に同じ。 **7-17-9-2-2 視認等による審査** (1) 7-17-8-2-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 7-17-8-2-2 (2) ①に同じ。 ② 7-17-8-2-2 (2) ②に同じ。 ③ 7-17-8-2-2 (2) ③に同じ。 ④ 7-17-8-2-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 7-17-8-2-2 (2) ⑤に同じ。 ⑥ 7-17-8-2-2 (2) ⑥に同じ。 **7-17-9-2-3 書面等による審査** 7-17-8-2-3 に同じ。 **7-18** (略) **7-19 被牽引自動車の制動装置** **7-19-1 装備要件** (1) ～ (2) (略) (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係) ① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動	(1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 4 項関係) ①～⑥ (略) ⑦ 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】(略) **7-17-2-3** (略) **7-17-3～7-17-8** (略) **[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]** **7-17-9 従前規定の適用⑤** 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 48 項、第 49 項関係) **7-17-9-1 装備要件** 7-17-1 に同じ。 **7-17-9-2 性能要件** **7-17-9-2-1 テスタ等による審査** 7-17-2-1 に同じ。 **7-17-9-2-2 視認等による審査** (1) 7-17-2-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 7-17-2-2 (2) ①に同じ。 ② 7-17-2-2 (2) ②に同じ。 ③ 7-17-2-2 (2) ③に同じ。 ④ 7-17-2-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 7-17-2-2 (2) ⑤に同じ。 ⑥ 7-17-2-2 (2) ⑥に同じ。 **7-17-9-2-3 書面等による審査** 7-17-2-3 に同じ。 **7-18** (略) **7-19 被牽引自動車の制動装置** **7-19-1 装備要件** (1) ～ (2) (略) (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係) ① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動

新	旧
車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）により牽引されるもの ア　牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-11-S14 附則 4 の 2.1.2. に適合すること。 イ（略） ②～③（略） **7-19-2　性能要件** **7-19-2-1～7-19-2-2**（略） **7-19-2-3　書面等による審査** （1）（略） （2）最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t を超えるものにあっては、当分の間、UN R13-11-S14 の 5.1.1.4. 後段及び 5.1.5.、附則 13 の 4.4. 後段並びに附則 18 の規定にかかわらず、7-25-1-1（1）①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が 10 t 以下のものにあっては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。（細目告示第 93 条第 6 項第 1 号関係、適用関係告示第 9 条第 45 項及び第 46 項関係） ①　制動装置は、UN R13-11-S14 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 ②　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S14 附則 13 に適合すること。 ③　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S14 附則 21 に適合すること。 ④　指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。 ア　制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。 （3）最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。（細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係） ①　UN R13-11-S14 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分	車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）により牽引されるもの ア　牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-11-S12 附則 4 の 2.1.2. に適合すること。 イ（略） ②～③（略） **7-19-2　性能要件** **7-19-2-1～7-19-2-2**（略） **7-19-2-3　書面等による審査** （1）（略） （2）最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。（細目告示第 93 条第 6 項第 1 号関係） ①　制動装置は、UN R13-11-S13 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 ②　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S13 附則 13 に適合すること。 ③　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S13 附則 21 に適合すること。 （新設） （3）最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。（細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係） ①　UN R13-11-S13 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分

新	旧
②（略） （4）（略） **7-19-3**（略） **7-19-4　適用関係の整理** （1）～（5）（略） （6）次に掲げる自動車については、7-19-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。 ①　平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車に牽引されるもの及び平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）（適用関係告示第 9 条第 32 項関係） ②　指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの（適用関係告示第 9 条第 46 項関係） **7-19-5～7-19-9**（略） **7-19-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①　平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車に牽引されるもの、平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）（適用関係告示第 9 条第 32 項関係） ②　指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの（適用関係告示第 9 条第 46 項関係） **7-20　牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置** **7-20-1　性能要件** **7-20-1-1　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。 ①～③（略） ④　7-12-1-2（1）又は 7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） **7-20-1-2**（略） **7-20-2～7-20-24**（略） **7-21**（略） **7-22　燃料装置** **7-22-1　性能要件** **7-22-1-1**（略） **7-22-1-2　書面等による審査**	②（略） （4）（略） **7-19-3**（略） **7-19-4　適用関係の整理** （1）～（5）（略） （6）次に掲げる自動車については、7-19-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。 ①　平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車に牽引されるもの及び平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）（適用関係告示第 9 条第 1 項第 32 号関係） ②　指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの（適用関係告示第 9 条第 1 項第 45 号関係） **7-19-5～7-19-9**（略） **7-19-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①　平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車に牽引されるもの、平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）（適用関係告示第 9 条第 1 項第 32 号関係） ②　指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの（適用関係告示第 9 条第 1 項第 45 号関係） **7-20　牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置** **7-20-1　性能要件** **7-20-1-1　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。 ①～③（略） ④　7-12-1（3）又は 7-12-1（4）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） **7-20-1-2**（略） **7-20-2～7-20-24**（略） **7-21**（略） **7-22　燃料装置** **7-22-1　性能要件** **7-22-1-1**（略） **7-22-1-2　書面等による審査**

新	旧
(1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係) ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-01 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-01 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-01 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03 の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあっては、UN R94-03 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの イ アの自動車の形状に類する自動車 ウ 車両総重量 2.5t を超える自動車 エ ウの自動車の形状に類する自動車 ⑤ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあっては、UN R95-03-S6 の 5. 3. 6. に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの イ アの自動車の形状に類する自動車 ウ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの エ ウの自動車の形状に類する自動車 オ 三輪自動車	(1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係) ① 乗車定員 9 人以下の自動車（三輪自動車を除く。）にあっては、UN R34-03 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 (新設) ② 乗車定員 10 人の自動車及び三輪自動車にあっては、UN R34-03 の 8. 又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に適合すること。 (新設) (新設)

新	旧
⑥　自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあっては、UN R135-01-S1 の 5.5.1.に適合すること。 ア　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの イ　貨物の運送の用に供する自動車であって、運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22.0 度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が 1.30 以上のもの ウ　車両総重量 3.5t を超える自動車 エ　アからウの自動車の形状に類する自動車 オ　三輪自動車	（新設）
(4) 次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。（細目告示第 96 条第 3 項関係） ①（略） ②　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (3) の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置	(4) 次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。（細目告示第 96 条第 3 項関係） ①（略） ②　4-18-2 (1) ③の書面により (3) の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置
(5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 96 条第 4 項関係） ①～②（略）	(5) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 96 条第 4 項関係） ①～②（略）
7-22-2～7-22-3（略）	**7-22-2～7-22-3**（略）
7-22-4　適用関係の整理	**7-22-4　適用関係の整理**
(1) ～ (3)（略）	(1) ～ (3)（略）
［衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用］ (4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-22-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 5 項関係） ①　「製作年月日」以前に製作された自動車 ②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの	（新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）</td><td>輸入自動車以外の自動車</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
<tr><td>輸入自動車</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の自動車</td><td>H35.8.31</td><td>H35.8.31</td></tr>
</table>
［フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用］
（5）次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 11 項関係）
① 「製作年月日」以前に製作された自動車
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあっては、平成 39 年 8 月 31 日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H39.8.31</td><td>H39.8.31</td></tr>
</table>
［オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用］
（6）次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 6 項関係）
① 「製作年月日」以前に製作された自動車
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
</td><td>（新設）

（新設）</td></tr>
</table>

新	旧
イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの 区分 ／ 製作年月日 ／ 指定等年月日 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量2.5t以下のものに限る。） ／ H30.8.31 ／ H30.8.31 上記以外の自動車 ／ H35.8.31 ／ H35.8.31	
［ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用］ （7）次に掲げる自動車については、7-22-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 10 項関係） ①　平成 35 年 1 月 19 日以前に製作された自動車 ②　平成 35 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成 35 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ　平成 35 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 35 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの	（新設）
7-22-5～7-22-6（略） **7-22-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 4 項関係） ①～②（略） **7-22-7-1　性能要件** **7-22-7-1-1**（略） **7-22-7-1-2　書面等による審査** （1）～（3）（略） （4）次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、（3）の基準に適合するものとする。 ①（略） ②　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（3）の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置 （5）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-22-1-2（5）の規定を適用する。	**7-22-5～7-22-6**（略） **7-22-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 4 項関係） ①～②（略） **7-22-7-1　性能要件** **7-22-7-1-1**（略） **7-22-7-1-2　書面等による審査** （1）～（3）（略） （4）次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、（3）の基準に適合するものとする。 ①（略） ②　4-18-2（1）③の書面により（3）の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置 （5）4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-22-1-2（5）の規定を適用する。
［衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用］	（新設）

新	旧

7-22-8　従前規定の適用④

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 5 項関係）

①　「製作年月日」以前に製作された自動車

②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車

イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分		製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）	輸入自動車以外の自動車	H30.8.31	H30.8.31
	輸入自動車	H32.8.31	H32.8.31
上記以外の自動車		H35.8.31	H35.8.31

7-22-8-1　性能要件

7-22-8-1-1　視認等による審査

7-22-1-1 に同じ。

7-22-8-1-2　書面等による審査

（1）7-22-1-2（1）に同じ。

（2）7-22-1-2（2）に同じ。

（3）ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5.及び 6.又は 13.に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8.1.1.は適用しない。

①　乗車定員 9 人以下の自動車（三輪自動車を除く。）にあっては、UN R34-03 の

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
8.及び9.6.に適合すること。
② 乗車定員10人の自動車及び三輪自動車にあっては、UN R34-03の8.又は細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に適合すること。
（4）7-22-1-2（4）に同じ。
（5）7-22-1-2（5）に同じ。
［フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00適用］
7-22-9 従前規定の適用⑤
次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第11項関係）
① 「製作年月日」以前に製作された自動車
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものにあっては、平成39年8月31日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H39.8.31</td><td>H39.8.31</td></tr>
</table>
7-22-9-1 性能要件
7-22-9-1-1 視認等による審査
7-22-1-1に同じ。
7-22-9-1-2 書面等による審査
（1）7-22-1-2（1）に同じ。
（2）7-22-1-2（2）に同じ。
（3）ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとし
</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

新	旧
て燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5.及び 6.又は 13.に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8.1.1.は適用しない。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5.2.6.及び 5.2.7.並びに UN R34-03 の 8.及び 9.6.に適合すること。 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-00 の 5.2.6.及び 5.2.7.に適合すること。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5.2.6.及び 5.2.7.並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2.に適合すること。 ただし、UN R34-03 の 8.に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2.に適合することを要しない。 ④ 7-22-1-2（3）④に同じ。 ⑤ 7-22-1-2（3）⑤に同じ。 ⑥ 7-22-1-2（3）⑥に同じ。 （4）7-22-1-2（4）に同じ。 （5）7-22-1-2（5）に同じ。 **［オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用］** **7-22-10 従前規定の適用⑥** 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 6 項関係） ① 「製作年月日」以前に製作された自動車 ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの 区分 ｜ 製作年月日 ｜ 指定等年月日	（新設）

新	旧

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31
上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31

7-22-10-1　性能要件

7-22-10-1-1　視認等による審査

7-22-1-1 に同じ。

7-22-10-1-2　書面等による審査

(1) 7-22-1-2 (1) に同じ。

(2) 7-22-1-2 (2) に同じ。

(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5.及び 6.又は 13.に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8.1.1.は適用しない。

① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5.2.6.及び 5.2.7.並びに UN R34-03 の 8.及び 9.6.に適合すること。

② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-00 の 5.2.6.及び 5.2.7.に適合すること。

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5.2.6.及び 5.2.7.並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2.に適合すること。

ただし、UN R34-03 の 8.に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2.に適合することを要しない。

④ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあっては、UN R94-02 の 5.（5.2.8.を除く。）及び 6.に適合すること。

この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、UN R94 によるほか、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨

新	旧
の角度の調整については、別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。 ただし、平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）にあっては、UN R94-01-S3の5.及び6.に適合するものであればよい。 ア　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの イ　アの自動車の形状に類する自動車 ウ　車両総重量2.5tを超える自動車 エ　ウの自動車の形状に類する自動車 ⑤　座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあっては、UN R95-03-S6の5.3.6.に適合すること。 ただし、平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）にあっては、細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合するものであればよい。 ア　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの イ　アの自動車の形状に類する自動車 ウ　貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの エ　ウの自動車の形状に類する自動車 オ　三輪自動車 ⑥　7-22-1-2（3）⑥に同じ。 （4）7-22-1-2（4）に同じ。 （5）7-22-1-2（5）に同じ。 **［ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1適用］** **7-22-11　従前規定の適用⑦** 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するのもであればよい。（適用関係告示第12条第10項関係） ①　平成35年1月19日以前に製作された自動車 ②　平成35年1月20日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成35年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ　平成35年1月20日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成35年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの **7-22-11-1　性能要件** **7-22-11-1-1　視認等による審査** 7-22-1-1に同じ。	（新設）

新	旧
7-22-11-1-2　書面等による審査 （1）7-22-1-2（1）に同じ。 （2）7-22-1-2（2）に同じ。 （3）ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5.及び 6.又は 13.に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8.1.1.は適用しない。 ①　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5.2.6.及び 5.2.7.並びに UN R34-03 の 8.及び 9.6.に適合すること。 ②　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-00 の 5.2.6.及び 5.2.7.に適合すること。 ③　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5.2.6.及び 5.2.7.並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2.に適合すること。 ただし、UN R34-03 の 8.に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2.に適合することを要しない。 ④　7-22-1-2（3）④に同じ。 ⑤　7-22-1-2（3）⑤に同じ。 ⑥　自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあっては、UN R135-00-S1 の 5.5.1.に適合すること。 ア　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの イ　貨物の運送の用に供する自動車であって、運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22.0 度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が 1.30 以上のもの ウ　車両総重量 3.5t を超える自動車 エ　アからウの自動車の形状に類する自動車	

新	旧
オ　三輪自動車 ただし、次の（ｱ）及び（ｲ）に掲げる自動車にあっては、この基準は適用しない。 （ｱ）平成 30 年 6 月 14 日以前に製作された自動車 （ｲ）平成 30 年 6 月 15 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの （a）平成 30 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 （b）平成 30 年 6 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 30 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの （4）7-22-1-2（4）に同じ。 （5）7-22-1-2（5）に同じ。	
7-23（略）	**7-23**（略）
7-24　高圧ガスの燃料装置 **7-24-1　性能要件** **7-24-1-1　視認等による審査** （1）高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係） ①～⑭（略） （削除） （2）（略） （削除） （3）（略）	**7-24　高圧ガスの燃料装置** **7-24-1　性能要件** **7-24-1-1　視認等による審査** （1）高圧ガスを燃料とする自動車（(4) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、②から⑭までの規定は、圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には適用しない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係） ①～⑭（略） ⑮　圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、UN R110-01 の 17. に適合すること。 ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が UN R110-01 の 6.4. から 6.11. までに適合するときは、UN R110-01 の 17.1.2. は適用しない。 （2）（略） （3）視認又は図面若しくは写真により UN R110-01 に定める特定構成部品の適合性が確認できるものであって、その取付けが確実であり、かつ、機能を損なうおそれのある緩み及び損傷のないものは、（1）⑮に適合するものとする。 （4）（略）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr>
<tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>充填可能期限</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr>
<tr><td>検査有効期限</td><td>年　　月</td></tr>
</table>
イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）
<table>
<tr><th colspan="2">容器再検査合格証票</th><th>検査実施者の名称の符号</th></tr>
<tr><td>再検査有効期限</td><td>年　月</td><td></td></tr>
<tr><td>再検査月</td><td>年　月</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>
(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）
</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr>
<tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>充填可能期限</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr>
<tr><td>検査有効期限</td><td>年　　月</td></tr>
</table>
イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4）
<table>
<tr><th colspan="2">容器再検査合格証票</th><th>検査実施者の名称の符号</th></tr>
<tr><td>再検査有効期限</td><td>年　月</td><td></td></tr>
<tr><td>再検査月</td><td>年　月</td><td></td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>
7-24-1-2　書面等による審査
(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)
① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、
</td><td>
7-24-1-2　書面等による審査
(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)
① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、
</td></tr>
</table>

新	旧
次に掲げる基準に適合すること。 ただし、7-24-1-1 (3) ①ア（ｴ）又は 7-24-1-1 (3) ①イ（ｴ）のガス容器を備える自動車にあっては、イに掲げるものを除く。 ア～イ（略） ②～③（略） ④　ガス容器について、国際相互承認に係る容器保安規則第 3 条第 1 号に定める基準に適合することが確認できる書面の提示があったときは、7-24-1-1 (3) ①ア（ｴ）の「国際相互承認に係る容器保安規則第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するもの」に適合するものとする。 ⑤（略）	次に掲げる基準に適合すること。 ただし、7-24-1-1 (4) ①ア（ｴ）又は 7-24-1-1 (4) ①イ（ｴ）のガス容器を備える自動車にあっては、イに掲げるものを除く。 ア～イ（略） ②～③（略） ④　ガス容器について、国際相互承認に係る容器保安規則第 3 条第 1 号に定める基準に適合することが確認できる書面の提示があったときは、7-24-1-1 (4) ①ア（ｴ）の「国際相互承認に係る容器保安規則第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するもの」に適合するものとする。 ⑤（略）
(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係） ①　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R137-01（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2（7.2.1. から 7.2.3. に限る。）に適合すること。 ②～⑤（略）	(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 4-18-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係） ①　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R137-00（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2（7.2.1. から 7.2.3. に限る。）に適合すること。 ②～⑤（略）
(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係） ①　UN R110-02 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。）に定める基準に適合するものであること。	（新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>ただし、UN R110-02 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.3.から 8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-02 の 18.1.2.は適用しない。
（4）液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）
① UN R110-02 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び 18.10.4.を除く。）に定める基準に適合するものであること。
ただし、UN R110-02 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-02 の 18.1.2.は適用しない。
（5）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。（細目告示第 98 条第 5 項関係）
①～②（略）
7-24-2～7-24-3（略）
7-24-4　適用関係の整理
（1）～（4）（略）
［衝突に係る適用：GTR13 適用］
（5）次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 9 項関係）
①（略）
②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア～イ（略）
ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの
（略）　（略）　（略）
［フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用］
（6）次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号</td>
<td>（新設）
（3）4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。（細目告示第 98 条第 5 項関係）
①～②（略）
7-24-2～7-24-3（略）
7-24-4　適用関係の整理
（1）～（4）（略）
（新設）
（5）次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 9 項関係）
①（略）
②　「製作年月日」以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア～イ（略）
ウ　指定自動車等以外の自動車
（略）　（略）　（略）
（新設）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
のいずれかに該当する自動車については、7-24-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 13 項関係）
① 「製作年月日」以前に製作された自動車
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 39 年 8 月 31 日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t 以下のものに限る。）</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H39.8.31</td><td>H39.8.31</td></tr>
</table>
［オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5］
（7）次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 10 項関係）
①（略）
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア～イ（略）
（削除）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
7-24-5～7-24-6（略）
7-24-7 従前規定の適用③
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 5 項、第 6 項関係）
①～②（略）
7-24-7-1 性能要件
7-24-7-1-1（略）
7-24-7-1-2 書面等による審査
</td><td>
（新設）
（6）次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 10 項関係）
①（略）
② 「製作年月日」以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア～イ（略）
ウ 指定自動車等以外の自動車
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
7-24-5～7-24-6（略）
7-24-7 従前規定の適用③
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 5 項、第 6 項関係）
①～②（略）
7-24-7-1 性能要件
7-24-7-1-1（略）
7-24-7-1-2 書面等による審査
</td></tr>
</table>

新	旧
(1) ～ (2) (略) (3) 指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガス流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかなガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(2) の基準に適合するものとする。 (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-24-1-2 (5) の規定を適用する。 **7-24-8　従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係) ①～②（略） **7-24-8-1　性能要件** **7-24-8-1-1**（略） **7-24-8-1-2　書面等による審査** (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） (3) 7-24-1-2 (5) に同じ。 **[衝突に係る適用：GTR13 適用]** **7-24-9　従前規定の適用⑤** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 9 項関係) ①（略） ②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (略)　(略)　(略)	(1) ～ (2) (略) (3) 指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガス流路にある装置又は 4-18-2 (1) ③の書面により (1) の基準に適合することが明らかなガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(2) の基準に適合するものとする。 (4) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-24-1-2 (3) の規定を適用する。 **7-24-8　従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係) ①～②（略） **7-24-8-1　性能要件** **7-24-8-1-1**（略） **7-24-8-1-2　書面等による審査** (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 4-18-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） (3) 7-24-1-2 (3) に同じ。 (新設) **7-24-9　従前規定の適用⑤** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 9 項関係) ①（略） ②　「製作年月日」以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ウ　指定自動車等以外の自動車 (略)　(略)　(略)

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
7-24-9-1　性能要件
7-24-9-1-1　視認等による審査
7-24-1-1（3）に同じ。
7-24-9-1-2　書面等による審査
（1）（略）
（2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。
この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。
①～③（略）
（3）7-24-1-2（5）に同じ。
［フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用］
7-24-10　従前規定の適用⑥
次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 13 項関係）
①　「製作年月日」以前に製作された自動車
②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 39 年 8 月 31 日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t 以下のものに限</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
</table>
</td><td>
7-24-9-1　性能要件
7-24-9-1-1　視認等による審査
7-24-1-1（4）に同じ。
7-24-9-1-2　書面等による審査
（1）（略）
（2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。
この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 4-18-2（1）③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。
①～③（略）
（3）7-24-1-2（3）に同じ。
（新設）
</td></tr>
</table>

新	旧
る。） 上記以外の自動車　H39.8.31　H39.8.31 **7-24-10-1　性能要件** **7-24-10-1-1　視認等による審査** 7-24-1-1（3）に同じ。 **7-24-10-1-2　書面等による審査** （1）7-24-1-2（1）に同じ。 （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R137-00（附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2（7.2.1.から7.2.3.に限る。）に適合すること。 ②　7-24-1-2（2）②に同じ。 ③　7-24-1-2（2）③に同じ。 ④　7-24-1-2（2）④に同じ。 ⑤　7-24-1-2（2）⑤に同じ。 （3）7-24-1-2（5）に同じ。 **［オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5適用］** **7-24-11　従前規定の適用⑦** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第10項関係） ①（略） ②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） （削除） （略）　（略）　（略）	（新設） **7-24-10　従前規定の適用⑥** 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第10項関係） ①（略） ②　「製作年月日」以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ウ　指定自動車等以外の自動車 （略）　（略）　（略）

新	旧
7-24-11-1　性能要件 **7-24-11-1-1　視認等による審査** 7-24-1-1（3）に同じ。 **7-24-11-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～⑤（略） （3）7-24-1-2（5）に同じ。	**7-24-10-1　性能要件** **7-24-10-1-1　視認等による審査** 7-24-1-1（4）に同じ。 **7-24-10-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は4-18-2（1）③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～⑤（略） （3）7-24-1-2（3）に同じ。
7-25　電気装置 **7-25-1　性能要件** **7-25-1-1**（略） **7-25-1-2　書面等による審査** （1）電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第3項関係） ①（略） ②　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R136-00の5.2.及び5.3.並びに6.（客室を有しない自動車にあっては6.4.2.及び6.5.を除く。）に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00の6.2.、6.3.及び6.10に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車にはUN R136-00の規定は適用しない。（保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第99条第3項第2号関係、適用関係告示第14条第15項関係） ア　平成32年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車であって、次に掲げる自動車以外のもの (ｱ)（略）	**7-25　電気装置** **7-25-1　性能要件** **7-25-1-1**（略） **7-25-1-2　書面等による審査** （1）電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第3項関係） ①（略） ②　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R136-00の5.2.及び5.3.並びに6.（客室を有しない自動車にあっては6.4.2.及び6.5.を除く。）に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00の6.2.、6.3.及び6.10に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車にはUN R136-00の規定は適用しない。（保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第99条第3項第2号関係、適用関係告示第14条第15項関係） ア　平成32年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車であって、次に掲げる自動車以外のもの (ｱ)（略）

新	旧
(ｲ) 平成 30 年 1 月 20 日以降の新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であって電力により作動する原動機を有するもの（平成 30 年 1 月 20 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。） （削除） イ　平成 32 年 1 月 19 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成 32 年 1 月 19 日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの (2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係、適用関係告示第 14 条第 12 項、第 13 項関係) ①　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）については、UN R137-01 の 5.2.8. に適合すること。 ②　自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が 2.5t を超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R94-03 の 5.2.8. に適合すること。	(ｲ) 平成 30 年 1 月 19 日以前の新型届出自動車であって電力により作動する原動機を有するもの（平成 30 年 1 月 20 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。） (ｳ) 平成 30 年 1 月 19 日以前の輸入自動車特別取扱自動車であって電力により作動する原動機を有するもの（平成 30 年 1 月 20 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。） イ　平成 32 年 1 月 19 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成 32 年 1 月 19 日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの (2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係、適用関係告示第 14 条第 12 項、第 13 項関係) ①　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド電動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に適合すること。 ②　自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が 2.5t を超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R94-02-S5 の 5.2.8. に適合すること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R94-02-S3 の 5.2.8. に適合するものであればよい。 ア　平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車 イ　平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車のうち、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの ウ　平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

新	旧
③～④（略） ⑤　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R12-04-S4 の 5.5. 又は UN R94-03 の 5.2.8. に適合すること。 ⑥～⑧（略） (3)（略） (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③の要件は適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係） ①　UN R137-01 の 5.2.8. 又は UN R94-03 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ②～③（略） （参考図）（略） **7-25-2～7-25-3**（略） **7-25-4　適用関係の整理** （1）～（4）（略） ［フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用］ (5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 16 項関係） ①　「製作年月日」以前に製作された自動車 ②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの	③～④（略） ⑤　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R12-04-S4 の 5.5. 又は UN R94-02-S5 の 5.2.8. に適合すること。 ⑥～⑧（略） (3)（略） (4) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③の要件は適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係） ①　細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」のフルラップ前面衝突に関する要件又は UN R94-02-S5 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ②～③（略） （参考図）（略） **7-25-2～7-25-3**（略） **7-25-4　適用関係の整理** （1）～（4）（略） （新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)</td><td>輸入自動車以外の自動車</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
<tr><td>輸入自動車</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の自動車</td><td>H35.8.31</td><td>H35.8.31</td></tr>
</table>
［フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用］
(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 18 項関係)
① 「製作年月日」以前に製作された自動車
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ衝突における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあっては、平成 39 年 8 月 31 日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H39.8.31</td><td>H39.8.31</td></tr>
</table>
［オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5］
(7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 17 項関係)
① 「製作年月日」以前に製作された自動車
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸
</td><td>（新設）

（新設）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H35.8.31</td><td>H35.8.31</td></tr>
</table>
7-25-5～7-25-6（略）
7-25-7　従前規定の適用③
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項関係)
①～③（略）
7-25-7-1　性能要件
7-25-7-1-1（略）
7-25-7-1-2　書面等による審査
(1)（略）
(2) 指定自動車等に備えられている電気装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-25-1-2（4）の規定を適用する。
(4)（略）
7-25-8　従前規定の適用④
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 11 項関係)
①～⑤（略）
7-25-8-1　性能要件
7-25-8-1-1（略）
7-25-8-1-2　書面等による審査
(1)（略）
(2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
①～③（略）
④　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置
</td><td>
7-25-5～7-25-6（略）
7-25-7　従前規定の適用③
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項関係)
①～③（略）
7-25-7-1　性能要件
7-25-7-1-1（略）
7-25-7-1-2　書面等による審査
(1)（略）
(2) 指定自動車等に備えられている電気装置又は 4-18-2（1）③の書面により（1）の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-25-1-2（4）の規定を適用する。
(4)（略）
7-25-8　従前規定の適用④
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 11 項関係)
①～⑤（略）
7-25-8-1　性能要件
7-25-8-1-1（略）
7-25-8-1-2　書面等による審査
(1)（略）
(2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
①～③（略）
④　4-18-2（1）③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
については、7-25-1-2（4）の規定を適用する。
［フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111］
7-25-9　従前規定の適用⑤
次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 16 項関係）
①　「製作年月日」以前に製作された自動車
②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）</td><td>輸入自動車以外の自動車</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
<tr><td>輸入自動車</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の自動車</td><td>H35.8.31</td><td>H35.8.31</td></tr>
</table>
7-25-9-1　性能要件
7-25-9-1-1　視認等による審査
7-25-1-1 に同じ。
7-25-9-1-2　書面等による審査
（1）7-25-1-2（1）に同じ。
（2）電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
①　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に適合すること
</td><td>
置については、7-25-1-2（4）の規定を適用する。
（新設）
</td></tr>
</table>

新	旧
② 7-25-1-2（2）②に同じ。 ③ 7-25-1-2（2）③に同じ。 ④ 7-25-1-2（2）④に同じ。 ⑤ 7-25-1-2（2）⑤に同じ。 ⑥ 7-25-1-2（2）⑥に同じ。 ⑦ 7-25-1-2（2）⑦に同じ。 ⑧ 7-25-1-2（2）⑧に同じ。 （3）7-25-1-2（3）に同じ。 （4）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（2）①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③の要件は適用しない。 ① 細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」のフルラップ前面衝突に関する要件又は UN R94-03 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ② 7-25-1-2（4）②に同じ。 ③ 7-25-1-2（4）③に同じ。 **［フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用］** **7-25-10 従前規定の適用⑥** 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 18 項関係） ① 「製作年月日」以前に製作された自動車 ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ衝突における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあっては、平成 39 年 8 月 31 日以前に製作されたもの	（新設）

新	旧

区分	製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	H32.8.31	H32.8.31
上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31

7-25-10-1　性能要件

7-25-10-1-1　視認等による審査

7-25-1-1に同じ。

7-25-10-1-2　書面等による審査

（1）7-25-1-2（1）に同じ。

（2）電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

①　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超え3.5t未満の自動車に限る。）については、UN R137-00の5.2.8.に適合すること。

②　7-25-1-2（2）②に同じ。

③　7-25-1-2（2）③に同じ。

④　7-25-1-2（2）④に同じ。

⑤　7-25-1-2（2）⑤に同じ。

⑥　7-25-1-2（2）⑥に同じ。

⑦　7-25-1-2（2）⑦に同じ。

⑧　7-25-1-2（2）⑧に同じ。

（3）7-25-1-2（3）に同じ。

（4）4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（2）①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあっては、①から③の要件は適用しない。

①　UN R137-00の5.2.8.又はUN R94-03の5.2.8.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が420mm以上の位置

②　7-25-1-2（4）②に同じ。

③　7-25-1-2（4）③に同じ。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>

［オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5］

7-25-11　従前規定の適用⑦

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 17 項関係）

① 「製作年月日」以前に製作された自動車

② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H35.8.31</td><td>H35.8.31</td></tr>
</table>

7-25-11-1　性能要件

7-25-11-1-1　視認等による審査

7-25-1-1 に同じ。

7-25-11-1-2　書面等による審査

（1）7-25-1-2（1）に同じ。

（2）電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）については、UN R137-00 の 5.2.8. に適合すること。

② 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が 2.5t を超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R94-02-S5 の 5.2.8. に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R94-02-S3 の 5.2.8. に適合するものであればよい。

</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

新	旧
ア　平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車 イ　平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車のうち、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの ウ　平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ③　7-25-1-2（2）③に同じ。 ④　7-25-1-2（2）④に同じ。 ⑤　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R12-04-S4 の 5.5. 又は UN R94-02-S5 の 5.2.8. に適合すること。 ⑥　7-25-1-2（2）⑥に同じ。 ⑦　7-25-1-2（2）⑦に同じ。 ⑧　7-25-1-2（2）⑧に同じ。 （3）7-25-1-2（3）に同じ。 （4）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（2）①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③の要件は適用しない。 ①　UN R137-00 の 5.2.8. 又は UN R94-02-S5 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ②　7-25-1-2（4）②に同じ。 ③　7-25-1-2（4）③に同じ。 **7-26　車枠及び車体** **7-26-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（7）（略） （8）次に掲げる自動車は、（7）の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。（細目告示第 22 条第 7 項関係、細目告示第 100 条第 7 項関係） ①～②（略） ③　物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが 155cm 以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあっては、折りたたんだ状態とする。）	**7-26　車枠及び車体** **7-26-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（7）（略） （8）次に掲げる自動車は、（7）の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。（細目告示第 22 条第 7 項関係、細目告示第 100 条第 7 項関係） ①～②（略） ③　その後面に、折りたたみ式でない煽であってその高さが荷台床面から 155cm 以上のものを備える自動車

新	旧
を備える自動車 ④～⑤（略） ⑥　最大積載量 500kg 以下の特種用途自動車であって、特種な作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの (9)（7）の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。（細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係） ①　車体には、次に掲げるものを含むものとして計測する。 ア　クレーン車のクレーンブーム イ　スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置 ウ　追突の衝撃を緩和する装置 エ　特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置 ②～④（略） （10）追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(8）の自動車以外の自動車に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものは（7）の基準に適合するものとする。 ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。 ①　自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下（小型自動車にあっては 20 分の 11 以下）であるもの ②　自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの **7-26-2～7-26-4**（略） **7-26-5　従前規定の適用①** 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係） **7-26-5-1　性能要件** （1）～（4）（略） （削除）	④～⑤（略） （新設） (9)（7）の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。（細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係） ①　車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。 （新設） （新設） （新設） （新設） ②～④（略） （新設） **7-26-2～7-26-4**（略） **7-26-5　従前規定の適用①** 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係） **7-26-5-1　性能要件** （1）～（4）（略） （5）次に掲げるものは、（2）の基準に適合しないものとする。 ①　乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの ア　車体の凹部に組み込まれているもの イ　車体とのすき間が 20㎜ を超えず、かつ、直径 100㎜ の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、

新	旧
	その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの ② 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの
(5) 最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行った自動車については、7-26-6-1（5）から (8) の基準を適用する。	(6) 最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行った自動車については、7-26-6-1（5）から (7) の基準を適用する。
7-26-6　従前規定の適用② 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）	**7-26-6　従前規定の適用②** 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）
7-26-6-1　性能要件 （1）～（4）（略）	**7-26-6-1　性能要件** （1）～（4）（略）
(削除)	(5) 次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。 ① 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの ア 車体の凹部に組み込まれているもの イ 車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの ② 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの
(5)（略）	(6)（略）
(6) 次に掲げる自動車は、(5) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。 ①～②（略） ③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが 155cm 以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあっては、折りたたんだ状態とする。）を備える自動車 ④～⑤（略） ⑥ 最大積載量 500kg 以下の特種用途自動車であって、特種な作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの	(7) 次に掲げる自動車は、(5) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。 ①～②（略） ③ その後面に、折りたたみ式でない煽であってその高さが荷台床面から 155cm 以上のものを備える自動車 ④～⑤（略） (新設)
(7) (5) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。 ① 車体には、次に掲げるものを含むものとして計測する。 ア クレーン車のクレーンブーム イ スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置	(8) (5) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。 ① 車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。 (新設) (新設)

新	旧
ウ　追突の衝撃を緩和する装置 エ　特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置 ②～④（略）	（新設） （新設） ②～④（略）
（8）追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（（6）の自動車以外の自動車に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものは（5）の基準に適合するものとする。 ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。 ①　自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の２分の１以下（小型自動車にあっては20分の11以下）であるもの ②　自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の３分の２以下であるもの	（新設）
7-26-7　従前規定の適用③ 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第１項第１号関係）	**7-26-7　従前規定の適用③** 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第１項第１号関係）
7-26-7-1　性能要件 （1）～（5）（略） （6）次に掲げる自動車は、（5）の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。 ①～②（略） ③　物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが155cm以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあっては、折りたたんだ状態とする。）を備える自動車 ④～⑤（略） ⑥　最大積載量500kg以下の特種用途自動車であって、特種な作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの （7）（5）の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。 ①　車体には、次に掲げるものを含むものとして計測する。 ア　クレーン車のクレーンブーム イ　スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置 ウ　追突の衝撃を緩和する装置 エ　特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置 ②～④（略）	**7-26-7-1　性能要件** （1）～（5）（略） （6）次に掲げる自動車は、（5）の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。 ①～②（略） ③　その後面に、折りたたみ式でない煽であってその高さが荷台床面から155cm以上のものを備える自動車 ④～⑤（略） （新設） （7）（5）の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。 ①　車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。 （新設） （新設） （新設） （新設） ②～④（略）
（8）追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（（6）の自動車以外の自動車に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものは（5）の基準に適合するものとする。	（新設）

新	旧
ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。 ① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあっては20分の11以下）であるもの ② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3分の2以下であるもの **7-27　フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-27-1　性能要件（書面等による審査）** (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01 の 5.（5.2.6.から 5.2.8.を除く。）及び 6.に適合するものでなければならない。（保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係） ①～⑨（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは（1）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2（1）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第100条第8項関係） 【表示】（略） ①～②（略） ③ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（1）の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第100条第9項関係） ①～②（略） **7-27-2～7-27-3**（略） **7-27-4　適用関係の整理** （1）～（3）（略） ［細目告示別添23適用］ (4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-27-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第26項関係） ① 「製作年月日」以前に製作された自動車 ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの	**7-27　フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-27-1　性能要件（書面等による審査）** (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係） ①～⑨（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは（1）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1（3）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第100条第8項関係） 【表示】（略） ①～②（略） ③ 4-18-2（1）③の書面により、（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（1）の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第100条第9項関係） ①～②（略） **7-27-2～7-27-3**（略） **7-27-4　適用関係の整理** （1）～（3）（略） （新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては、平成35年8月31日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）</td><td>輸入自動車以外の自動車</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
<tr><td>輸入自動車</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の自動車</td><td>H35.8.31</td><td>H35.8.31</td></tr>
</table>
［UN R137-00適用］
(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-27-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第31項関係）
①　「製作年月日」以前に製作された自動車
②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものにあっては、平成39年8月31日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満の</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
</table>
</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>ものに限る。）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H39.8.31</td><td>H39.8.31</td></tr>
</table>
7-27-5（略）
［フルラップ前面衝突の旧基準適用］
7-27-6　従前規定の適用②
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 23 項関係）
①～②（略）
7-27-6-1　性能要件（書面等による審査）
（1）（略）
（2）次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。
①～②（略）
③　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
（3）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-27-1（3）の規定を適用する。
7-27-7（略）
［細目告示別添 23 適用］
7-27-8　従前規定の適用④
次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 26 項関係）
①　「製作年月日」以前に製作された自動車
②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が</td><td>輸入自動車以外の自動車</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
<tr><td>輸入自動車</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
</table>
</td><td>
7-27-5（略）
［フルラップ前面衝突の旧基準適用］
7-27-6　従前規定の適用②
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 23 項関係）
①～②（略）
7-27-6-1　性能要件（書面等による審査）
（1）（略）
（2）次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。
①～②（略）
③　4-18-2（1）③の書面により、（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
（3）4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-27-1（3）の規定を適用する。
7-27-7（略）
（新設）
</td></tr>
</table>

新	旧
3.5t 未満のものに限る。） 上記以外の自動車　H35.8.31　H35.8.31 **7-27-8-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ①　7-27-1（1）①に同じ。 ②　7-27-1（1）②に同じ。 ③　7-27-1（1）③に同じ。 ④　7-27-1（1）④に同じ。 ⑤　7-27-1（1）⑤に同じ。 ⑥　7-27-1（1）⑥に同じ。 ⑦　7-27-1（1）⑦に同じ。 ⑧　7-27-1（1）⑧に同じ。 ⑨　7-27-1（1）⑨に同じ。 （2）7-27-1（2）に同じ。 （3）7-27-1（3）に同じ。 **［UN R137-00 適用］** **7-27-9　従前規定の適用⑤** 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第31項関係） ①　「製作年月日」以前に製作された自動車 ②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものにあっては、平成39年8月31日以前に製作されたもの	（新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H39.8.31</td><td>H39.8.31</td></tr>
</table>
7-27-9-1　性能要件（書面等による審査）
（1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-00の5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。
①　7-27-1（1）①に同じ。
②　7-27-1（1）②に同じ。
③　7-27-1（1）③に同じ。
④　7-27-1（1）④に同じ。
⑤　7-27-1（1）⑤に同じ。
⑥　7-27-1（1）⑥に同じ。
⑦　7-27-1（1）⑦に同じ。
⑧　7-27-1（1）⑧に同じ。
⑨　7-27-1（1）⑨に同じ。
（2）7-27-1（2）に同じ。
（3）7-27-1（3）に同じ。

7-28　オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
7-28-1　性能要件（書面等による審査）
（1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03の5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。
この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第18条第3項関係、細目告示第22条第9項関係、細目告示第100条第10項関係）
①～⑧（略）
（2）次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を
</td><td>
7-28　オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
7-28-1　性能要件（書面等による審査）
（1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-02-S5の5.（5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。
この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第18条第3項関係、細目告示第22条第9項関係、細目告示第100条第10項関係）
①～⑧（略）
（2）次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 100 条第 10 項関係)
【表示】(略)
①～③ (略)
④ 試験成績書 (写しをもって代えることができる。) により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 100 条第 11 項関係)
①～② (略)
7-28-2～7-28-3 (略)
7-28-4 適用関係の整理
(1) ～ (4) (略)
[UN R94-02-S5 適用]
(5) 次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-28-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 27 項関係)
① 「製作年月日」以前に製作された自動車
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H35.8.31</td><td>H35.8.31</td></tr>
</table>
7-28-5 (略)
[旧細目告示別添 104 適用]
7-28-6 従前規定の適用②
平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 11 項関係)
7-28-6-1 性能要件 (書面等による審査)
(1) (略)
</td><td>
損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 100 条第 10 項関係)
【表示】(略)
①～③ (略)
④ 4-18-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 100 条第 11 項関係)
①～② (略)
7-28-2～7-28-3 (略)
7-28-4 適用関係の整理
(1) ～ (4) (略)
(新設)
7-28-5 (略)
[旧細目告示別添 104 適用]
7-28-6 従前規定の適用②
平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 11 項関係)
7-28-6-1 性能要件 (書面等による審査)
(1) (略)
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
①～③（略）
③　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-28-1 (3) の規定を適用する。
[UN R94-01-S3 適用]
7-28-7　従前規定の適用③
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 15 項及び第 16 項関係)
①～②（略）
7-28-7-1　性能要件（書面等による審査）
(1)（略）
(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
①～③（略）
④　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-28-1 (3) の規定を適用する。
7-28-8（略）
[UN R94-02-S5 適用]
7-28-9　従前規定の適用⑤
次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 27 項関係)
①　「製作年月日」以前に製作された自動車
②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
</table>
</td><td>
(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
①～③（略）
③　4-18-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-28-1 (3) の規定を適用する。
[UN R94-01-S3 適用]
7-28-7　従前規定の適用③
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 15 項及び第 16 項関係)
①～②（略）
7-28-7-1　性能要件（書面等による審査）
(1)（略）
(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
①～③（略）
④　4-18-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-28-1 (3) の規定を適用する。
7-28-8（略）
（新設）
</td></tr>
</table>

新	旧
上記以外の自動車　H35.8.31　H35.8.31 **7-28-9-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-02-S5 の 5.（5.2.8.を除く。）及び 6.に適合するものでなければならない。 　この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。 ①　7-28-1（1）①に同じ。 ②　7-28-1（1）②に同じ。 ③　7-28-1（1）③に同じ。 ④　7-28-1（1）④に同じ。 ⑤　7-28-1（1）⑤に同じ。 ⑥　7-28-1（1）⑥に同じ。 ⑦　7-28-1（1）⑦に同じ。 ⑧　7-28-1（1）⑧に同じ。 （2）7-28-1（2）に同じ。 （3）7-28-1（3）に同じ。 **7-29　自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-29-1　性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 　ただし、7-12-1-2（1）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 100 条第 12 項関係） 【表示】（略） ①～③（略） ④　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 （3）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（1）の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 13 項関係） ①～②（略） **7-29-2～7-29-3**（略） **7-29-4　適用関係の整理**	**7-29　自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-29-1　性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 　ただし、7-12-1（3）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 100 条第 12 項関係） 【表示】（略） ①～③（略） ④　4-18-2（1）③の書面により、（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 （3）4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（1）の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 13 項関係） ①～②（略） **7-29-2～7-29-3**（略） **7-29-4　適用関係の整理**

新	旧
(1) ～ (2) (略) [自動車との側面衝突の旧基準適用②] (3) 次に掲げる自動車については、7-29-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 3 項第 6 項関係) ①～② (略) ③ 指定自動車等以外の自動車 (平成 28 年 6 月 23 日以降に製作された電力により作動する原動機を有する自動車を除く。) (4) ～ (5) (略) [自動車との側面衝突：UN R95-03-S2] (6) 次に掲げる自動車については、7-29-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 21 項関係) ① 平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車 ② 平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成 27 年 8 月 12 以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの イ 平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] (7) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、7-29-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 32 項関係) **7-29-5** (略) **[自動車との側面衝突の旧基準適用①]** **7-29-6 従前規定の適用②** 平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 (輸入自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項関係) **7-29-6-1 性能要件 (書面等による審査)** (1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 18 の 2「側面衝突時の乗員保護の技術基準」、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置	(1) ～ (2) (略) [自動車との側面衝突の旧基準適用②] (3) 次に掲げる自動車については、7-29-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 3 項第 6 項関係) ①～② (略) ③ 指定自動車等以外の自動車 (4) ～ (5) (略) (新設) [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] (6) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、7-29-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係) **7-29-5** (略) **[自動車との側面衝突の旧基準適用①]** **7-29-6 従前規定の適用②** 平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 (輸入自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項関係) **7-29-6-1 性能要件 (書面等による審査)** (1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

新	旧
の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ①～⑩（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1 (3) の規定を適用する。 **［自動車との側面衝突の旧基準適用②］** **7-29-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 6 項関係) ①～②（略） ③　指定自動車等以外の自動車（平成 28 年 6 月 23 日以降に製作された電力により作動する原動機を有する自動車を除く。） **7-29-7-1　性能要件（書面等による審査）** (1)（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1 (3) の規定を適用する。 **［自動車との側面衝突の旧基準適用③］** **7-29-8　従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 8 項関係) ①～②（略） **7-29-8-1　性能要件（書面等による審査）** (1)（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1 (3) の規定を適用する。 **［自動車との側面衝突の旧基準適用④］**	①～⑩（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③　4-18-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1 (3) の規定を適用する。 **［自動車との側面衝突の旧基準適用②］** **7-29-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 6 項関係) ①～②（略） ③　指定自動車等以外の自動車 **7-29-7-1　性能要件（書面等による審査）** (1)（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③　4-18-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1 (3) の規定を適用する。 **［自動車との側面衝突の旧基準適用③］** **7-29-8　従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 8 項関係) ①～②（略） **7-29-8-1　性能要件（書面等による審査）** (1)（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③　4-18-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1 (3) の規定を適用する。 **［自動車との側面衝突の旧基準適用④］**

新	旧
7-29-9　従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 17 項及び第 18 項関係) ①～②（略） **7-29-9-1　性能要件（書面等による審査）** (1)（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1 (3) の規定を適用する。 **[自動車との側面衝突：UN R95-03-S2 適用]** **7-29-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい（適用関係告示第 15 条第 21 項関係） ①　平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車 ②　平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの イ　平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの **7-29-10-1　性能要件（書面等による審査）** (1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S2 の 5.（5.3.6. を除く。）に適合するものでなければならない。 ①　7-29-1 (1) ①に同じ。 ②　7-29-1 (1) ②に同じ。 ③　7-29-1 (1) ③に同じ。 ④　7-29-1 (1) ④に同じ。 ⑤　7-29-1 (1) ⑤に同じ。 ⑥　7-29-1 (1) ⑥に同じ。 ⑦　7-29-1 (1) ⑦に同じ。	**7-29-9　従前規定の適用⑤** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 17 項及び第 18 項関係) ①～②（略） **7-29-9-1　性能要件（書面等による審査）** (1)（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③　4-18-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1 (3) の規定を適用する。 （新設）

新	旧
⑧　7-29-1（1）⑧に同じ。 ⑨　7-29-1（1）⑨に同じ。 （2）次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 ①　7-29-1（2）①に同じ。 ②　7-29-1（2）②に同じ。 ③　7-29-1（2）③に同じ。 ④　7-29-1（2）④に同じ。 （3）7-29-1（3）に同じ。 **［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］** **7-29-11　従前規定の適用⑦** 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係） **7-29-11-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（3）（略） **7-30　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-30-1　性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2（1）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 100 条第 14 項関係） 【表示】（略） ①～③（略） ④　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 （3）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（1）の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 16 項関係） ①～②（略） **7-30-2～7-30-5**（略） **［ポールとの側面衝突の旧基準適用］** **7-30-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 25 項関係） ①　平成 35 年 1 月 19 日以前に製作された自動車 ②　平成 35 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成 35 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動	**［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］** **7-29-10　従前規定の適用⑥** 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係） **7-29-10-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（3）（略） **7-30　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-30-1　性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1（3）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 100 条第 14 項関係） 【表示】（略） ①～③（略） ④　4-18-2（1）③の書面により、（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 （3）4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（1）の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 16 項関係） ①～②（略） **7-30-2～7-30-5**（略） **［ポールとの側面衝突の旧基準適用］** **7-30-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 25 項関係） （新設） （新設）

新	旧
車特別取扱自動車 イ　平成 35 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 35 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの **7-30-6-1　性能要件（書面等による審査）** (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-00 の 5.　(5.5. を除く。）に適合するものでなければならない。 ①～⑨（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④　試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-30-1 (3) の規定を適用する。 **7-30-7**（略） **7-31　車枠及び車体の歩行者保護性能** **7-31-1　性能要件（書面等による審査）** (1)（略） (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係） ①（略） ②　UN R127-02 の 5. に適合すること。（使用の過程にある自動車を除く。） (3) ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。（細目告示第 100 条第 17 項関係） (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 18 項関係） ①～②（略）	**7-30-6-1　性能要件（書面等による審査）** (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135 の 5.　(5.5. を除く。）に適合するものでなければならない。 ①～⑨（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④　4-18-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-30-1 (3) の規定を適用する。 **7-30-7**（略） **7-31　車枠及び車体の歩行者保護性能** **7-31-1　性能要件（書面等による審査）** (1)（略） (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準（使用の過程にある自動車にあっては、①に掲げる基準）に適合するものでなければならない。（細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係） ①（略） ②　UN R127-01 の 5. に適合すること。 (3) ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は 4-18-2 (1) ③の書面により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。（細目告示第 100 条第 17 項関係） (4) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 18 項関係） ①～②（略）

新	旧
7-31-2～7-31-3（略） **7-31-4　適用関係の整理** （1）～（3）（略） ［UN R127-01 適用］ （4）次に掲げる自動車については、7-31-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 29 項関係） ①　平成 29 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 ②　平成 30 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成 29 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ　平成 30 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの	**7-31-2～7-31-3**（略） **7-31-4　適用関係の整理** （1）～（3）（略） （新設）
7-31-5（略） **［歩行者脚部保護の適用除外］** **7-31-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 14 項関係） ①～③（略） **7-31-6-1　性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①（略） ②　平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 99「歩行者頭部保護の技術基準」に適合すること。（使用の過程にある自動車を除く。） （3）ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）の材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（2）②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（2）②の基準に適合するものとする。 （4）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（2）②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。 ①～②（略） **［歩行者保護の旧基準適用］** **7-31-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告	**7-31-5**（略） **［歩行者脚部保護の適用除外］** **7-31-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 14 項関係） ①～③（略） **7-31-6-1　性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体は、次に掲げる基準（使用の過程にある自動車にあっては、①に掲げる基準）に適合するものでなければならない。 ①（略） ②　平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 99「歩行者頭部保護の技術基準」に適合すること。 （3）ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）の材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は 4-18-2（1）③の書面により（2）②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（2）②の基準に適合するものとする。 （4）4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（2）②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。 ①～②（略） **［歩行者保護の旧基準適用］** **7-31-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告

新	旧
示第 15 条第 22 項関係） ①～②（略） **7-31-7-1　歩行者保護性能** （1）～（2）（略） （3）ボンネット（ボンネットを有しない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（2）②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（2）②の基準に適合するものとする。 （4）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-31-1（4）の規定を適用する。 **［UN R127-01 適用］** **7-31-8　従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 29 項関係） ①　平成 29 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 ②　平成 30 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成 29 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ　平成 30 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの **7-31-8-1　性能要件（書面等による審査）** （1）7-31-1（1）に同じ。 （2）車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①　7-31-1（2）①に同じ。 ②　UN R127-01 の 5. に適合すること。（使用の過程にある自動車を除く。） （3）7-31-1（3）に同じ。 （4）7-31-1（4）に同じ。 **7-31 の 2　バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-31 の 2-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R66-02 の 5. に適合するものでなければならない。 ただし、補助座席のうち座席ベルトを備えるものにあっては、当該座席は取付け	示第 15 条第 22 項関係） ①～②（略） **7-31-7-1　歩行者保護性能** （1）～（2）（略） （3）ボンネット（ボンネットを有しない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は 4-18-2（1）③の書面により（2）②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（2）②の基準に適合するものとする。 （4）4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-31-1（4）の規定を適用する。 （新設） （新設）

新	旧
られていないものとみなしてUN R66-02に基づく試験重量を算出することができる。（保安基準第18条第7項関係） ① 乗車定員17人以下の自動車 ② 車両総重量12t以下の自動車 ③ 立席を有する自動車 ④ 二階建ての自動車 ⑤ 貨物の運送の用に供する自動車 ⑥ ①から⑤までに掲げる自動車の形状に類する自動車 ⑦ 二輪自動車 ⑧ 側車付二輪自動車 ⑨ 三輪自動車 ⑩ 大型特殊自動車 (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その車両転覆時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第100条第19項関係） ① 運転者席及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの **7-31の2-2 欠番** **7-31の2-3 欠番** **7-31の2-4 適用関係の整理** ［転覆時の乗員保護の適用除外］ (1) 次に掲げる自動車については、7-31の2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第30項関係） ① 平成30年9月30日以前に製作された自動車 ② 平成30年10月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成30年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 平成30年10月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成30年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの	

新	旧
ウ　指定自動車等以外の自動車であって、平成 35 年 9 月 30 日以前に製作されたもの **［転覆時の乗員保護の適用除外］** **7-31 の 2-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。（適用関係告示第 15 条第 30 項関係） ①　平成 30 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 ②　平成 30 年 10 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成 30 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ　平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 30 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車であって、平成 35 年 9 月 30 日以前に製作されたもの	
7-32　車体表示 **7-32-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 22 条第 16 項、細目告示第 100 条第 22 項） （2）専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第 18 条第 9 項関係、細目告示第 22 条第 17 項関係、細目告示第 100 条第 23 項関係) ①～③（略） 様式の例（略） （3）（略）なし。 **7-32-2～7-32-4**（略） **7-33　巻込防止装置**	**7-32　車体表示** **7-32-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第 18 条第 6 項、細目告示第 22 条第 13 項、細目告示第 100 条第 17 項） （2）専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第 18 条第 7 項関係、細目告示第 22 条第 14 項関係、細目告示第 100 条第 18 項関係) ①～③（略） 様式の例（略） （3）（略） **7-32-2～7-32-4**（略） **7-33　巻込防止装置**

新	旧
7-33-1～7-33-3（略） **7-33-4　適用関係の整理** （1）昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のものを除く。）については、7-33-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 16 条第 3 項関係） （2）～（3）（略） **7-33-5　従前規定の適用①** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のものを除く。）については、次の基準に適合する巻込防止装置を備えていればよい。（適用関係告示第 16 条第 3 項関係） **7-33-5-1～7-33-5-3**（略） **7-33-6～7-33-7**（略） **7-34　突入防止装置** **7-34-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係） （1）貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ①～③（略） （2）～（4）（略） **7-34-2**（略） **7-34-3　取付要件（視認等による審査）** （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条	**7-33-1～7-33-3**（略） **7-33-4　適用関係の整理** （1）昭和 43 年 7 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のものを除く。）については、7-33-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 16 条第 3 項関係） （2）～（3）（略） **7-33-5　従前規定の適用①** 昭和 43 年 7 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のものを除く。）については、次の基準に適合する巻込防止装置を備えていればよい。（適用関係告示第 16 条第 3 項関係） **7-33-5-1～7-33-5-3**（略） **7-33-6～7-33-7**（略） **7-34　突入防止装置** **7-34-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係） （1）貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ①～③（略） （2）～（4）（略） **7-34-2**（略） **7-34-3　取付要件（視認等による審査）** （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条

新	旧
の2第4項関係、細目告示第24条第3項及び第4項関係、細目告示第102条第3項関係） ①～③（略） ④　突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上1,500mm以下にある車体後面（車体後面からの突出量が50mm以上のフック、ヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該附属物の後端から前方 50mm）までの水平距離が300mm 以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。 この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するように取付けられていること。 ア～イ（略） ⑤～⑥（略） （2）（略） **7-34-4　適用関係の整理** （1）～（5）（略） （6）次に掲げる自動車については、7-34-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第17条第10項関係） ①（略） ②　平成31年9月1日から平成33年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ウ　指定自動車等以外の自動車 **7-34-5～7-34-6**（略） **7-34-7　従前規定の適用③** 平成17年8月31日（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車にあっては平成19年8月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第17条第1項第2号関係） **7-34-7-1**（略） **7-34-7-2　性能要件** **7-34-7-2-1　視認等による審査** 突入防止装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～②（略） **7-34-7-2-2　書面等による審査** 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7t以上のもの（牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添19「突入防止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①　指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一	の2第4項関係、細目告示第24条第3項及び第4項関係、細目告示第102条第3項関係） ①～③（略） ④　突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上1,500mm以下にある車体後面（車体後面からの突出量が50mm以上のフック、ヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該付属物の後端から前方 50mm）までの水平距離が300mm 以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。 この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するように取付けられていること。 ア～イ（略） ⑤～⑥（略） （2）（略） **7-34-4　適用関係の整理** （1）～（5）（略） （6）次に掲げる自動車については、7-34-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第17条第10項関係） ①（略） ②　平成31年9月1日から平成33年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） （新設） **7-34-5～7-34-6**（略） **7-34-7　従前規定の適用③** 平成17年8月31日（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車にあっては平成19年8月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第17条第1項第2号関係） **7-34-7-1**（略） **7-34-7-2　性能要件** （新設） 突入防止装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～②（略） （新設）

新	旧
の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置 ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置 ③ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置 ④ 「突入防止装置の識別要領書について」（平成 4 年 5 月 22 日付け国自技第 86 号国自審第 611 号）に規定された、識別標識リベットが取付けられた突入防止装置又は計算書が提出された突入防止装置 **7-34-7-3　取付要件** 突入防止装置は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～③（略） ④ 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上 1,500㎜ 以下にある当該自動車の他の部分の後端（ロープフック、物品積載装置に係るヒンジ及びロック等を除く。）との水平距離が 400㎜ 以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。 （例）（略） **7-34-8　従前規定の適用④** 平成 24 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 5 項関係、第 7 項関係） **7-34-8-1　装備要件** 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-8-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-8-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ①～③（略） (2)（略） **7-34-8-2　性能要件** **7-34-8-2-1　視認等による審査** (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①（略） ② 7-34-8-2-2 に規定する突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面	**7-34-7-3　取付要件** 突入防止装置は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～③（略） （新設） （例）（略） **7-34-8　従前規定の適用④** 平成 24 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 5 項関係、第 7 項関係） **7-34-8-1　装備要件** 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-8-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-8-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ①～③（略） (2)（略） **7-34-8-2　性能要件** **7-34-8-2-1　視認等による審査** (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①（略） ② 7-34-2-2 に規定する突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に

新	旧
に平行な鉛直面による断面の高さが 100㎜ 以上であること。 ③～④（略） **7-34-8-2-2**（略） **7-34-8-3**（略） **7-34-9　従前規定の適用⑤** 平成 27 年 7 月 25 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 9 項関係） **7-34-9-1　装備要件** 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-9-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-9-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ①～③（略） (2)（略） **7-34-9-2～7-34-9-3**（略） **7-34-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係） ①（略） ②　平成 31 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ウ　指定自動車等以外の自動車 **7-34-10-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-10-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-10-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に	平行な鉛直面による断面の高さが 100㎜ 以上であること。 ③～④（略） **7-34-8-2-2**（略） **7-34-8-3**（略） **7-34-9　従前規定の適用⑤** 平成 27 年 7 月 25 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 9 項関係） **7-34-9-1　装備要件** 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-9-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-9-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ①～③（略） (2)（略） **7-34-9-2～7-34-9-3**（略） **7-34-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係） ①（略） ②　平成 31 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） （新設） **7-34-10-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-10-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-10-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に

新	旧
追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ①～③（略） (2)（略） **7-34-10-2　性能要件** **7-34-10-2-1～7-34-10-2-2**（略） **7-34-10-3**（略） **7-35～7-36**（略） **7-37　乗車装置** **7-37-1　性能要件** **7-37-1-1**（略） **7-37-1-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、7-43 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-02-S1 の 6.3.1.2.又は UN R44-04-S12 の 6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係) (2) ～ (8)（略） **7-37-2～7-37-6**（略） **7-38**（略） **7-39　座席** **7-39-1　性能要件** **7-39-1-1　視認等による審査** (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。 この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係)	追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ①～③（略） (2)（略） **7-34-10-2　性能要件** **7-34-10-2-1～7-34-10-2-2**（略） **7-34-10-3**（略） **7-35～7-36**（略） **7-37　乗車装置** **7-37-1　性能要件** **7-37-1-1**（略） **7-37-1-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、7-43 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-01 の 6.3.1.2.又は UN R44-04-S12 の 6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係) (2) ～ (8)（略） **7-37-2～7-37-6**（略） **7-38**（略） **7-39　座席** **7-39-1　性能要件** **7-39-1-1　視認等による審査** (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。 この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係)

新

ア～ウ（略）

①～②（略）

③　自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。

ア～キ（略）

ク　乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量 10t を超える自動車（横向きに備えられた座席であって UN R80-03-S3 の 7.4. に適合するものに限る。）

④～⑤（略）

（2）～（5）（略）

7-39-1-2　書面等による審査

（1）次の表の左欄に掲げる①から⑧に規定する自動車の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、（1）表中の①から⑧に掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。

この場合において、UN R17-08-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係）

ア～キ（略）

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
（略）	（略）	（略）
②　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	（略）	（略）
	7-39-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア（略） イ　UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7.（7.4. を除く。）に定める基準
	（略）	（略）
③　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉	（略）	（略）
	7-39-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア～イ（略） ウ　UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7.（7.4. を除く。）に定める基準

旧

ア～ウ（略）

①～②（略）

③　自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。

ア～キ（略）

ク　乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量 10t を超える自動車（横向きに備えられた座席であって UN R80-03-S2 の 7.4. に適合するものに限る。）

④～⑤（略）

（2）～（5）（略）

7-39-1-2　書面等による審査

（1）次の表の左欄に掲げる①から⑧に規定する自動車の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、（1）表中の①から⑧に掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。

この場合において、UN R17-08-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係）

ア～キ（略）

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
（略）	（略）	（略）
②　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	（略）	（略）
	7-39-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア（略） イ　UN R80-03-S2 の 5.、6. 及び 7.（7.4. を除く。）に定める基準
	（略）	（略）
③　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉	（略）	（略）
	7-39-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア～イ（略） ウ　UN R80-03-S2 の 5.、6. 及び 7.（7.4. を除く。）に定める基準

新			旧		
施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)			施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)		
④　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	④　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準		7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	UN R80-03-S2の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑤　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	⑤　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア　UN R17-08-S3の5.3.に定める基準 イ　UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準		7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア　UN R17-08-S3の5.3.に定める基準 イ　UN R80-03-S2の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)(略)

(3)次に掲げるものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。

①(略)

②　専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S3の5.2.4.の規定、UN R80-03-S3付録1の1.2.及び付録5の1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。

③(略)

7-39-2～7-39-9(略)

7-39-10　従前規定の適用⑥

新	旧
平成 19 年 6 月 30 日（乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 24 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ただし、平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては、7-39-10-1-1（10）及び（11）の規定は適用しない。（適用関係告示第 19 条第 1 項及び第 2 項第 3 号関係）	平成 19 年 6 月 30 日（乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 24 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ただし、平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては、7-39-10-1（10）及び（11）の規定は適用しない。（適用関係告示第 19 条第 1 項及び第 2 項第 3 号関係）
7-39-10-1　性能要件	**7-39-10-1　性能要件**
7-39-10-1-1　視認等による審査	（新設）
（1）～（12）（略）	（1）～（12）（略）
7-39-10-1-2　書面等による審査	（新設）
（1）専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、書面等その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 ただし、7-39-10-1-1（10）①から⑦までに掲げる座席及び当該座席の取付装置にあっては、この限りでない。 （2）（1）の自動車の座席（頭部後傾抑止装置を含む。）の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造として、書面等その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 23「シートバック後面の衝撃吸収の技術基準」に適合するものでなければならない。 ただし、7-39-10-1-1（10）①から⑦までに掲げる座席の後面部分にあっては、この限りでない。 （3）指定自動車等に備えられている座席（頭部後傾抑止装置を含む。）及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）及び（2）の基準に適合するものとする。	
7-39-11～7-39-12（略）	**7-39-11～7-39-12**（略）
7-40（略）	**7-40**（略）
7-41　座席ベルト等	**7-41　座席ベルト等**
7-41-1（略）	**7-41-1**（略）
7-41-2　性能要件（書面等による審査）	**7-41-2　性能要件（書面等による審査）**
（1）7-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備え	（1）7-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備え

新	旧
る座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係） ①～③（略） (2) 7-41-1 及び 7-41-2（1）の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-07-S8 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07-S8 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあっては UN R14-07-S8 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ②（略） (3) 7-41-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-S1 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係） ①～③（略） (4) ～ (8)（略） (9) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① UN R14-07-S8 の 5.（5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。）、6. 及び 7. 適合する装置 ②（略） ③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-07-S8 の規定は、当分の間、	る座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係） ①～③（略） (2) 7-41-1 及び 7-41-2（1）の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-07-S7 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07-S7 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあっては UN R14-07-S7 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ②（略） (3) 7-41-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S7 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係） ①～③（略） (4) ～ (8)（略） (9) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① UN R14-07-S7 の 5.（5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。）、6. 及び 7. 適合する装置 ②（略） ③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-07-S7 の規定は、当分の間、

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。
この場合において、同別添 3.1. 中「22,300N（後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。
(10) 次に掲げるものは (3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-07-S1 の 8.1. から 8.3.4.（8.2.2.5 を除く。）に適合するものでなければならない。
① UN R16-07-S1 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。
②～④（略）
7-41-3～7-41-13（略）

7-42　座席ベルト非装着時警報装置
7-42-1　装備要件
次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）
<table>
<tr><th>自動車の種別</th><th>座席の種類</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの</td><td>運転者席及びその他の座席</td></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</td><td>運転者席及びこれと並列の座席</td></tr>
</table>
① 補助座席に備える座席ベルト
② UN R16-07-S1 の 2.1.4. に定める座席ベルト
③ キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト
④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り
</td><td>
平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。
この場合において、同別添 3.1. 中「22,300N（後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。
(10) 次に掲げるものは (3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-06-S7 の 8.1. から 8.3.4.（8.2.2.5 を除く。）に適合するものでなければならない。
① UN R16-06-S6 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。
②～④（略）
7-41-3～7-41-13（略）

7-42　座席ベルト非装着時警報装置
7-42-1　装備要件
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人未満の自動車には、7-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）
</td></tr>
</table>

新	旧
込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト ⑤　またがり式の座席に備える座席ベルト ⑥　専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト ⑦　かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席に備える座席ベルト ⑧　非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト ⑨　幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト ⑩　次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-07-S1 の 15.6. に定める座席に備えるもの ア　平成 34 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ　平成 34 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 34 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 (ｲ) 平成 34 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 34 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの (ｳ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの (a) UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車 ・UN R16-06 のものに限る。 (b) UN R16 に基づくⒺマークを有する自動車 ・UN R16-06 のものに限る。 (c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの (d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの **7-42-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-42-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されてい	**7-42-2　性能要件（視認等による審査）** 7-42-1 の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-41-1 の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト

新	旧
ない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが 10cm 以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。 なお、警報は表示又は音によるものとし、各々の座席で表示や音色を区分しなくてもよい。 (2) 次の各号に掲げる装置は、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 30 条第 10 項関係、細目告示第 108 条第 12 項関係) ① 7-42-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、当該座席に乗車人員が着座しているかどうかにかかわらず警報を発しない装置 ② 7-42-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されたとき（他の座席の座席ベルトと兼用している警報装置の場合には、兼用している全ての座席の座席ベルトが装着されたとき）に、警報が停止しない装置 ③（略） **7-42-3**（略） **7-42-4　適用関係の整理** (1) ～ (2)（略） (3) 次に掲げる自動車については、7-42-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係) ① 平成 32 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 平成 32 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成 32 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 平成 32 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 32 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの **7-42-5～7-42-6**（略） **7-42-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係) ① 平成 32 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 平成 32 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成 32 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 平成 32 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特	巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが 10cm 以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 30 条第 10 項関係、細目告示第 108 条第 12 項関係) ① 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置 ② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に備える装置であって、電源投入後 8 秒以内に停止するものを除く。〕 ③（略） **7-42-3**（略） **7-42-4　適用関係の整理** (1) ～ (2)（略） （新設） **7-42-5～7-42-6**（略） （新設）

新	旧
別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 32 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの **7-42-7-1　装備要件** 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人未満の自動車には、7-42-7-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 **7-42-7-2　性能要件（視認等による審査）** 7-42-7-1 の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-41-1 の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが 10cm 以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。 ① 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置 ② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に備える装置であって、電源投入後 8 秒以内に停止するものを除く。〕 ③ 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置 **7-43　頭部後傾抑止装置等** **7-43-1～7-43-6**（略） **7-43-7　従前規定の適用③** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車及び昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 3 項関係） **7-43-7-1　装備要件** 自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-39-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。 ただし、当該座席が 7-43-8-2-1（1）①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。 **7-43-7-2　性能要件** 7-43-8-2-1 に同じ。 **7-43-8　従前規定の適用④**	**7-43　頭部後傾抑止装置等** **7-43-1～7-43-6**（略） **7-43-7　従前規定の適用③** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車及び昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条 3 項関係） **7-43-7-1　装備要件** 自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-39-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。 ただし、当該座席が 7-43-8-2（1）①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。 **7-43-7-2　性能要件** 7-43-8-2 に同じ。 **7-43-8　従前規定の適用④**

新	旧
平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 1 項関係)	平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 1 項関係)
7-43-8-1　装備要件	**7-43-8-1　装備要件**
自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-39-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。 ただし、当該座席が 7-43-8-2-1（1）①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。	自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-39-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。 ただし、当該座席が 7-43-8-2（1）①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。
7-43-8-2　性能要件	**7-43-8-2　性能要件**
7-43-8-2-1　視認等による審査	（新設）
（1）～（2）（略）	（1）～（2）（略）
7-43-8-2-2　書面等による審査	（新設）
（1）頭部後傾抑止装置は、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、当該自動車の乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止することのできるものとして、書面等その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 27「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものであること。 ただし、昭和 58 年 10 月 1 日以前に製作された自動車にあっては 7-43-8-2-1（1）①に適合するものであればよい。 （2）次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれのある損傷のないものは（1）の基準に適合するものとする。 ①　指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置 ②　JIS D 4606「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの	
7-44　年少者用補助乗車装置等	**7-44　年少者用補助乗車装置等**
7-44-1（略）	**7-44-1**（略）
7-44-2　性能要件（書面等による審査）	**7-44-2　性能要件（書面等による審査）**
（1）年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-44-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R14-07-S8 の 5.3.8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係) ①～③（略）	（1）年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-44-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R14-07-S7 の 5.3.8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係) ①～③（略）
（2）年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動	（2）年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動

新	旧
車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-02-S1 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S12 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係) ①～③（略） (3)（略） (4) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。 ① UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7.（5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. の規定を除く。）に適合する年少者用補助乗車装置取付具 ②（略） (5) 次に掲げる自動車については、(1) 本文中「UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7.（5.2.4.5. を除き、UN R14-07-S1 の 5.2.4.5. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 5 項関係) ①～②（略） (6) 平成 25 年 4 月 12 日以前に製作された自動車については、(1) 本文中「UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7.（5.3.8. を除き、UN R14-07-S1 の 5.3.8. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 7 項関係) **7-44-3**（略） **7-44-4　適用関係の整理** (1) ～ (3)（略） (4) 次に掲げる自動車については、7-44-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。(適用関係告示第 22 条第 12 項関係) ① 平成 34 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 34 年 8 月 31 日以前のもの ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成 34 年 8 月 31 日以前のもの **7-44-5～7-44-7**（略） **7-44-8　従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 22 条第 12 項関係) ① 平成 34 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検	車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S12 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係) ①～③（略） (3)（略） (4) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。 ① UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7.（5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. の規定を除く。）に適合する年少者用補助乗車装置取付具 ②（略） (5) 次に掲げる自動車については、(1) 本文中「UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7.（5.2.4.5. を除き、UN R14-07-S1 の 5.2.4.5. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 5 項関係) ①～②（略） (6) 平成 25 年 4 月 12 日以前に製作された自動車については、(1) 本文中「UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7.（5.3.8. を除き、UN R14-07-S1 の 5.3.8. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 7 項関係) **7-44-3**（略） **7-44-4　適用関係の整理** (1) ～ (3)（略） （新設） **7-44-5～7-44-7**（略） （新設）

新	旧
査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 34 年 8 月 31 日以前のもの ③　使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成 34 年 8 月 31 日以前のもの **7-44-8-1　装備要件** 7-44-1 に同じ。 **7-44-8-2　性能要件（書面等による審査）** （1）7-44-2（1）に同じ。 （2）年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S12 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①　7-44-2（2）①に同じ。 ②　7-44-2（2）②に同じ。 ③　7-44-2（2）③に同じ。 （3）7-44-2（3）に同じ。 （4）7-44-2（4）に同じ。 （5）7-44-2（5）に同じ。 （6）7-44-2（6）に同じ。 **7-45～7-46**（略） **7-47　乗降口** **7-47-1～4-47-3**（略） **7-47-4　適用関係の整理** （1）～（8）（略） （9）次に掲げる自動車については、7-47-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。 （適用関係告示第 24 条第 6 項、第 7 項関係） ①　次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの ア（略） イ　平成 28 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (ｲ)（略）	**7-45～7-46**（略） **7-47　乗降口** **7-47-1～4-47-3**（略） **7-47-4　適用関係の整理** （1）～（8）（略） （9）次に掲げる自動車については、7-47-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。 （適用関係告示第 24 条第 6 項関係） ①　次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの ア（略） イ　平成 28 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの (ｲ)（略）

新	旧
② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの ア（略） イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (ｲ)（略）	② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの ア（略） イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの (ｲ)（略）
7-47-5～4-47-8（略）	**7-47-5～4-47-8**（略）
7-47-9 従前規定の適用⑤	**7-47-9 従前規定の適用⑤**
平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項関係）	平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項関係）
7-47-9-1（略）	**7-47-9-1**（略）
7-47-9-2 性能要件	**7-47-9-2 性能要件**
7-47-9-2-1（略）	**7-47-9-2-1**（略）
7-47-9-2-2 書面等による審査	**7-47-9-2-2 書面等による審査**
(1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 29 の 2「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。	(1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 29「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。
(2) ～ (3)（略）	(2) ～ (3)（略）
7-47-10～7-47-11（略）	**7-47-10～7-47-11**（略）
7-47-12 従前規定の適用⑧	**7-47-12 従前規定の適用⑧**
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 4 項関係） ①～②（略）	次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 4 項関係） ①～②（略）
7-47-12-1（略）	**7-47-12-1**（略）
7-47-12-2 性能要件	**7-47-12-2 性能要件**
7-47-12-2-1（略）	**7-47-12-2-1**（略）
7-47-12-2-2 書面等による審査	**7-47-12-2-2 書面等による審査**
(1)（略）	(1)（略）
(2) 次に掲げる扉であってその機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④（略）	(2) 次に掲げる扉であってその機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～③（略） ③（略）
(3)（略）	(3)（略）
7-47-13（略）	**7-47-13**（略）
7-47-13 従前規定の適用⑨	**7-47-13 従前規定の適用⑨**

新	旧
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第6項、第7項関係) ① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの ア (略) イ 平成 28 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (ｲ) (略) ② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの ア (略) イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (ｲ) (略) **7-47-13-1～7-47-13-2** (略) **7-48** (略) **7-49 物品積載装置** **7-49-1 性能要件(視認等による審査)** (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 27 条第 1 項関係、細目告示第 37 条第 1 項関係、細目告示第 115 条第 1 項関係) ①～③ (略) ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車((2) の自動車を除く。)であって、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。 ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア (略) イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の (ｱ) から (ｵ) の要件を満足するもの。 ただし、荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させる	次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第4項関係) ① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの ア (略) イ 平成 28 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの (ｲ) (略) ② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの ア (略) イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの (ｲ) (略) **7-47-13-1～7-47-13-2** (略) **7-48** (略) **7-49 物品積載装置** **7-49-1 性能要件(視認等による審査)** (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 27 条第 1 項関係、細目告示第 37 条第 1 項関係、細目告示第 115 条第 1 項関係) ①～③ (略) ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車((2) の自動車を除く。)であって、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。 ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア (略) イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の (ｱ) から (ｵ) の要件を満足するもの。 ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、

新

ことができないものにあっては、(ｱ) から (ｳ) の要件を満足するものであればよい。

(ｱ) 布又はビニール製のシートを取付けたものであること。

(ｲ) 木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。

(ｳ) 車両中心線と平行な回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあっては、「平行」を「直角」と読み替える。)

(ｴ) 固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。

なお、垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。

(ｵ) 必要以上の強度を有していないものであること。

この場合において、垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。

なお、当該装置を固定するための金具等及び手動で操作するための握り手については、この限りでない。

	部位	参照	条件
1	外枠、中枠（水平）及びヒンジ部	(略)	(略)
2	中枠（水平以外）及び補強材	(略)	(略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く。） (1) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠にあっては、当該外枠（図 1-1） (2) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠であって次に掲げるもの ① 煽側面に備えるものにあっては、当該外枠（図 1-2）	下図 c	20cm 以上（※1）

旧

当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあっては、(ｱ) から (ｳ) の要件を満足するものであればよい。

(ｱ) 金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたものであること。

(ｲ) 金属等の枠組みには木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。

(ｳ) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあっては、「平行」を「垂直」と読み替える。)

(ｴ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。

なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあっては、「平行」を「垂直」と読み替える。)

(ｵ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。

この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。

なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であって半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。

	部位	参照	条件
1	枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸	(略)	(略)
2	煽上面から垂直方向及び斜め方向の中枠並びに補強材	(略)	(略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く。） (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあっては、煽上面の直上の回転軸又は外枠（図 1-1） (2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであって次に掲げるもの。 ① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあっては、回転軸又は外枠（図	下図 c	20cm 以上

新					旧				
		② 煽上方に備えるものにあっては、当該外枠 (3) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあっては、下段の外枠（図 2-1） (4) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあっては、下段の外枠（図 2-2）				1-2） ② 回転軸と外枠を煽上方に備えるものにあっては、煽上方の直上の回転軸又は外枠 (3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあっては、煽上面の直上の外枠（図 2-1） (4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあっては、煽上方の直上の外枠（図 2-2）		
4	煽上面から上方 30cm までの間（下図範囲 A）	垂直方向の各枠間の内法間隔（外枠と隣接する中枠の間隔を除く。）	下図 d	25cm 以上（※1）	4	煽上面から上方 30cm までの間（下図範囲 A）	煽上面に垂直な各枠間の内法間隔（最前部の枠材と隣接する枠材の間隔及び最後部の枠材と隣接する枠材の内法間隔を除く。）（※1）	下図 d	25cm 以上
5		煽上面と平行方向幅 25cm までの断面における枠材の数	（略）	3 本以下（※1）（※2）	5		煽上面と平行方向幅 25cm までの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	（略）	3 本以下（※2）（※3）
6		煽上面から垂直方向幅 30cm までの断面における枠材の数	（略）		6		煽上面から垂直方向幅 30cm までの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	（略）	
7	回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある取付部位		（略）	（略）	7	回転軸と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある回転軸取付部位		（略）	（略）

（削除）

※1 外枠に近接若しくは隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを枠材又は補強材とはみなさないものとする。

※2 近接又は隣接する複数の枠材の直径若しくは幅の合計が 4cm 以下のものにあっては、これを 1 本として数える。

図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置
（煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠の例）
図（略）

※1 後面煽に備える積載物の飛散を防止するための装置にあっては、「最前部の枠材」及び「最後部の枠材」を「最外部の枠材」に読み替える。

※2 近接又は隣接する複数の枠材の直径又は幅の合計が 4cm 以下のものにあっては、これを 1 本として数える。

※3 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。

図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置
（煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例）
図（略）

新	旧
図 1-2　積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠の例）：側面の例 図（略） 図 2-1　積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものの例） 図（略） 図 2-2　積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものの例）：側面の例 図（略） 図 3　記号 E の拡大図の例 図（略） 回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲 ウ（略） (2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。（保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37 条第 2 項関係、細目告示第 115 条第 2 項関係） ①～②（略） ③　①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。 ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア（略） イ　積載物の飛散を防止するための装置であって、次の（ｱ）から（ｵ）の要件を満足するもの。 ただし、荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあっては、（ｱ）から（ｳ）の要件を満足するものであればよい。 （ｱ）布又はビニール製のシートを取付けたものであること。 （ｲ）木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。	図 1-2　積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例）：側面の例 図（略） 図 2-1　積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例） 図（略） 図 2-2　積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例）：側面の例 図（略） 図 3　記号 E の拡大図の例 図（略） 回転軸と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲 ウ（略） (2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。（保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37 条第 2 項関係、細目告示第 115 条第 2 項関係） ①～②（略） ③　①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。 ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア（略） イ　積載物の飛散を防止するための装置であって、次の（ｱ）から（ｵ）の要件を満足するもの。 ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあっては、（ｱ）から（ｳ）の要件を満足するものであればよい。 （ｱ）金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたものであること。 （ｲ）金属等の枠組みには木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。

新	旧
(ｳ) 車両中心線と平行な回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあっては、「平行」を「直角」と読み替える。)	(ｳ) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあっては、「平行」を「垂直」と読み替える。)
(ｴ) 固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。 なお、垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。	(ｴ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。 なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあっては、「平行」を「垂直」と読み替える。)
(ｵ) 必要以上の強度を有していないものであること。 この場合において、垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。 なお、当該装置を固定するための金具等及び手動で操作するための握り手については、この限りでない。	(ｵ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。 この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。 なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であって半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。

	部位	参照	条件
1	外枠、中枠（水平）及びヒンジ部	(略)	(略)
2	中枠（水平以外）及び補強材	(略)	(略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠にあっては、当該外枠（図 1-1) (2) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠であって次に掲げるもの ① 煽側面に備えるものにあっては、当該外枠（図 1-2) ② 煽上方に備えるものにあっては、当該外枠 (3) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあっては、	下図 c	40cm 以上（※2)

	部位	参照	条件
1	枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸	(略)	(略)
2	煽上面から垂直方向及び斜め方向の中枠並びに補強材	(略)	(略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあっては、煽上面の直上の回転軸又は外枠（図 1-1) (2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであって次に掲げるもの。 ① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあっては、回転軸又は外枠（図 1-2) ② 回転軸と外枠を煽上方に備えるものにあっては、煽上方の直上の回転軸又は外枠 (3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあっては、煽上面の直上の外枠	下図 c	40cm 以上

新					旧				
		下段の外枠（図 2-1） (4) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあっては、下段の外枠（図 2-2）					（図 2-1） (4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあっては、煽上方の直上の外枠（図 2-2）		
	4	煽上面から上方 60cm までの間（下図範囲 A）	垂直方向の各枠間の内法間隔（外枠と隣接する中枠の間隔を除く。）	下図 d	50cm 以上（※2）		4	煽上面から上方 60cm までの間（下図範囲 A）	煽上面に垂直な各枠間の内法間隔（最前部の枠材と隣接する枠材の間隔及び最後部の枠材と隣接する枠材の内法間隔を除く。）（※2）	下図 d	50cm 以上
	5		煽上面と平行方向幅 50cm までの断面における枠材の数	（略）	3 本以下（※2）（※3）		5		煽上面と平行方向幅 50cm までの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	（略）	3 本以下（※3）（※4）
	6		煽上面から垂直方向幅 60cm までの断面における枠材の数	（略）			6		煽上面から垂直方向幅 60cm までの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	（略）	
	7	回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある取付部位		（略）	（略）		7	回転軸と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある回転軸取付部位		（略）	（略）

※1　煽上面と煽上面直上の外枠下縁の間隔（下図 e）が 20cm を超える場合にあっては、当該外枠は「直径又は幅 4cm 以下」を「直径又は幅 8cm 以下」に読み替えることができる。

（削除）

※2　外枠に近接若しくは隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを枠材又は補強材とはみなさないものとする。

※3　近接又は隣接する複数の枠材の直径若しくは幅の合計が 4cm 以下のものにあっては、これを 1 本として数える。

図 1-1　積載物の飛散を防止するための装置
（煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠の例）
図（略）

図 1-2　積載物の飛散を防止するための装置
（煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠の例）：側面の例
図（略）

※1　煽上面と煽上面直上の枠材下縁の間隔（下図 e）が 20cm を超える場合にあっては、煽上面の枠材は「直径又は幅 4cm 以下」を「直径又は幅 8cm 以下」に読み替えることができる。

※2　後面煽に備える積載物の飛散を防止するための装置にあっては、「最前部の枠材」及び「最後部の枠材」を「最外部の枠材」に読み替える。

※3　近接又は隣接する複数の枠材の直径又は幅の合計が 4cm 以下のものにあっては、これを 1 本として数える。

※4　回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。

図 1-1　積載物の飛散を防止するための装置
（煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例）
図（略）

図 1-2　積載物の飛散を防止するための装置
（煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例）：側面の例

図（略）

新	旧
図 2-1　積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものの例） 図（略） 図 2-2　積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものの例）：側面の例 図（略） 図 3　記号 E の拡大図の例 図（略） 回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲 ウ（略） **7-49-2～7-49-6**（略） **7-50～7-52**（略） **7-53　騒音防止装置** **7-53-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） **7-53-2　性能要件** **7-53-2-1　テスタ等による審査** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①（略） ②　使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 ア　次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自	図 2-1　積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例） 図（略） 図 2-2　積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例）：側面の例 図（略） 図 3　記号 E の拡大図の例 図（略） 回転軸と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲 ウ（略） **7-49-2～7-49-6**（略） **7-50～7-52**（略） **7-53　騒音防止装置** **7-53-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） **7-53-2　性能要件** **7-53-2-1　テスタ等による審査** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①（略） ②　使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 ア　次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のう

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
動車のうち、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車にあってはイに定める基準、二輪自動車以外のものにあってはウに定める基準を適用するものとする。
<table>
<tr><th colspan="2">自動車の種別</th><th>騒音の大きさ</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</td><td>自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えるもの</td><td>記載値+5</td></tr>
<tr><td>自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えないもの</td><td>94</td></tr>
</table>
イ　二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの
別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。
ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。
ウ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）
別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。
ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。
（2）～（3）（略）
7-53-2-2（略）
7-53-2-3　書面等による審査
（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係）
①（略）
</td><td>
ち、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車にあってはイに定める基準、二輪自動車以外のものにあってはウに定める基準を適用するものとする。
<table>
<tr><th colspan="2">自動車の種別</th><th>騒音の大きさ</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>94</td></tr>
</table>
イ　二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの
別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。
ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。
ウ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）
別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。
ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。
（2）～（3）（略）
7-53-2-2（略）
7-53-2-3　書面等による審査
（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係）
①（略）
</td></tr>
</table>

新	旧
②　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S2 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。 ③（略） (2) ～ (4)（略） (5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ①（略） ②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ（略） （削除）	②　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S1 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。 ③（略） (2) ～ (4)（略） (5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ①（略） ②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ（略） ウ　次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(ｳ) 又は (ｴ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ｱ) COC ペーパー ・原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。 (ｲ) WVTA ラベル又はプレート (ｳ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証 ・写しをもって代えることができる。 ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に

新	旧
	記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (ｴ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づくⒺマーク (ｵ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・受検車両は、EU 加盟国において生産されたものであること。 ・原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S2 の 6.（6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1. 及び 6.2.2. にあっては 8.1.2. の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～ウ（略） エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器 ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S2 の 6.2.2（フェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)(ｲ)(ｵ)(ｷ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｸ)（略） イ（略） （削除）	(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S1 の 6.（6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1. 及び 6.2.2. にあっては 8.1.2. の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～ウ（略） エ 別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器 ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S1 の 6.2.2（フェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)(ｲ)(ｵ)(ｷ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｸ)（略） イ（略） ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えること

新	旧
	ができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 （ｱ）UN R51、70/157/EEC に基づく認定証 ・写しをもって代えることができる。 ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 （ｲ）車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマーク（UN R51-03 以降のものに限る。）
(7)（8）の自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ①（略） ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ（略） ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(7)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(ｳ) 又は (ｴ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ｱ) COC ペーパー （削除） (ｲ)（略） (ｳ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）	(7)（8）の自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ①（略） ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ（略） ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(7)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(ｳ) 又は (ｴ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ｱ) COC ペーパー ・原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。 (ｲ)（略） (ｳ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証

新	旧
（削除） ・（略） （ｴ）（略） （ｵ）EU 加盟国の自動車検査証等 ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 （削除）	・写しをもって代えることができる。 ・（略） （ｴ）（略） （ｵ）EU 加盟国の自動車検査証等 ・受検車両は、EU 加盟国において生産されたものであること。 ・原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
(8) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの ア～ウ（略） エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器 ②（略）	(8) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの ア～ウ（略） エ 別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器 ②（略）
(9)（略）	(9)（略）
(10) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の（4）の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、（4）の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、（6）②ア又は（7）②アに準じて確認するものとする。	(10) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の（4）の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、（4）の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、（6）②ア又は（7）②アに準じて確認するものとする。
7-53-3～7-53-15（略）	**7-53-3～7-53-15**（略）
7-53-16　従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～③（略）	**7-53-16　従前規定の適用⑫** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～③（略）
7-53-16-1（略）	**7-53-16-1**（略）
7-53-16-2　性能要件	**7-53-16-2　性能要件**
7-53-16-2-1　テスタ等による審査	**7-53-16-2-1　テスタ等による審査**
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車	(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車

新	旧
及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 ア　次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあってはイに定める基準を適用するものとする。 （略）　（略） イ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車 別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dB を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。 （2）～（3）（略） **7-53-16-2-2**（略） **7-53-16-2-3　書面等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S2 の6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ1に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、UN R51-03-S2 の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dB を超えない構造であればよい。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。	及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 ア　次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあってはイに定める基準を適用するものとする。 （略）　（略） イ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車 別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dB を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。 （2）～（3）（略） **7-53-16-2-2**（略） **7-53-16-2-3　書面等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S1 の6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ1に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、UN R51-03-S1 の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dB を超えない構造であればよい。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。

新	旧
(2) ～ (5) (略) (6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S2 の 6.（6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1. 及び 6.2.2. にあっては 8.1.2. の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～ウ（略） エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器 ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S2 の 6.2.2（フェーズ 1 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)（ｲ）（ｵ）（ｷ）が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｸ) (略) イ（略） （削除）	(2) ～ (5) (略) (6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S1 の 6.（6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1. 及び 6.2.2. にあっては 8.1.2. の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～ウ（略） エ 別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器 ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S1 の 6.2.2（フェーズ 1 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)（ｲ）（ｵ）（ｷ）が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｸ) (略) イ（略） ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ｱ) UN R51、70/157/EEC に基づく認定証 ・写しをもって代えることができる。

新	旧
	・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 （ｲ）車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマーク（UN R51-03 以降のものに限る。）
（7）（略） （8）使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の（4）の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、（4）の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、（5）②アに準じて確認するものとする。 **7-53-17　従前規定の適用⑬** 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～②（略） **7-53-17-1**（略） **7-53-17-2　性能要件** **7-53-17-2-1～7-53-17-2-2**（略） **7-53-17-2-3　書面等による審査** （1）～（4）（略） （5）次に掲げる消音器は、（4）の基準に適合するものとする。 ①（略） ②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ（略） ウ　次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、（5）①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、（ｳ）又は（ｴ）のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。	（7）（略） （8）使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の（4）の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、（4）の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、（5）②アに準じて確認するものとする。 **7-53-17　従前規定の適用⑬** 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～②（略） **7-53-17-1**（略） **7-53-17-2　性能要件** **7-53-17-2-1～7-53-17-2-2**（略） **7-53-17-2-3　書面等による審査** （1）～（4）（略） （5）次に掲げる消音器は、（4）の基準に適合するものとする。 ①（略） ②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ（略） ウ　次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、（5）①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、（ｳ）又は（ｴ）のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

新	旧
(ｱ) COC ペーパー （削除）	(ｱ) COC ペーパー ・原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
(ｲ) （略）	(ｲ) （略）
(ｳ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。） （削除） ・（略）	(ｳ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証 ・写しをもって代えることができる。 ・（略）
(ｴ) （略）	(ｴ) （略）
(ｵ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 （削除）	(ｵ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・受検車両は、EU 加盟国において生産されたものであること。 ・原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
③ （略）	③ （略）
(6) （略）	(6) （略）
(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の（4）の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、（4）の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、（5）②アに準じて確認するものとする。	(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の（4）の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、（4）の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、（5）②アに準じて確認するものとする。
7-54～7-55 （略）	**7-54～7-55** （略）
7-56　排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	**7-56　排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持**
7-56-1～7-56-11 （略）	**7-56-1～7-56-11** （略）
7-56-12　従前規定の適用⑧	**7-56-12　従前規定の適用⑧**
軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって①から③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 168 項関係）	軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって①から③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 168 項関係）
①～③ （略）	①～③ （略）
7-56-12-1　性能要件	**7-56-12-1　性能要件**
7-56-12-1-1 （略）	**7-56-12-1-1** （略）

新	旧
7-56-12-1-2　書面等による審査 （1）（略） （2）軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは（1）の「当該装置及び他の装置の機能を損なわないもの」に該当するものとして取扱うこととする。 ①～②（略） ③　触媒方式による連続再生式 DPF であって次のいずれかに該当するものを用いるもの ア　フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御を行う構造であり、当該制御機能に支障が生じた場合に、（1）①に規定する警報装置が作動するもの イ（略） ④（略） ［排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予］ （3）普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（7-55-1-2（3）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）①の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。 なお、この場合には、8-56-1（1）④の規定を準用する。 （4）（略） **7-57～7-61**（略） **7-62　走行用前照灯** **7-62-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 の 6.3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係） **7-62-2～7-62-8**（略） **7-63　すれ違い用前照灯** **7-63-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係）	**7-56-12-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは（1）の「当該装置及び他の装置の機能を損なわないもの」に該当するものとして取扱うこととする。 ①～②（略） ③　触媒方式による連続再生式 DPF であって次のいずれかに該当するものを用いるもの ア　フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御を行う構造であり、当該制御機能に支障が生じた場合に、（1）③に規定する警報装置が作動するもの イ（略） ④（略） ［排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予］ （3）普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（7-55-1-2（3）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。 なお、この場合には、8-56-1（1）④の規定を準用する。 （4）（略） **7-57～7-61**（略） **7-62　走行用前照灯** **7-62-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S8 の 6.3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係） **7-62-2～7-62-8**（略） **7-63　すれ違い用前照灯** **7-63-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係）

新	旧
① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等がUN R123-01-S9に適合するものを備える自動車 ②（略） **7-63-2**（略） **7-63-3 取付要件（視認等による審査）** (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第6項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係） ①～⑫（略） ⑬ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が10km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。 ⑭（略） (2)（略） **7-63-4 適用関係の整理** (1) ～ (5)（略） (6) 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、7-63-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第22項関係） ① 平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、平成33年4月7日）以前に製作された自動車 ② 平成32年4月8日から平成33年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、平成33年4月8日から平成35年10月7日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、平成33年4月7日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 平成32年4月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、平成33年4月8日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自	① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等がUN R123-01-S8に適合するものを備える自動車 ②（略） **7-63-2**（略） **7-63-3 取付要件（視認等による審査）** (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第6項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項） ①～⑫ （新設） ⑬（略） (2)（略） **7-63-4 適用関係の整理** (1) ～ (5)（略） （新設）

新	旧
動車であって、平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車 ③　新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。）の発行日が平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 35 年 10 月 7 日）以前のもの ④　使用の過程にある自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載された保安基準適用年月日が平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 35 年 10 月 7 日）以前のもの	
7-63-5　従前規定の適用① 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係）	**7-63-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係）
7-63-5-1（略）	**7-63-5-1**（略）
7-63-5-2　性能要件 （1）7-63-5-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。	**7-63-5-2　性能要件** （1）7-63-5-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） （新設）
（2）（略）	（2）（略）
（3）次に掲げるものは、（1）及び（2）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） （削除）	（3）次に掲げるものは、（1）及び（2）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） ③　右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの
7-63-5-3（略）	**7-63-5-3**（略）
7-63-6　従前規定の適用② 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係）	**7-63-6　従前規定の適用②** 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係）
7-63-6-1（略）	**7-63-6-1**（略）
7-63-6-2　性能要件 （1）7-63-6-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。	**7-63-6-2　性能要件** （1）7-63-6-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

新	旧
①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。	①～③（略） （新設）
（2）（略）	（2）（略）
（3）次に掲げるものは、（1）及び（2）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） （削除）	（3）次に掲げるものは、（1）及び（2）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） ③　右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの
7-63-6-3（略）	**7-63-6-3**（略）
7-63-7　従前規定の適用③ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係）	**7-63-7　従前規定の適用③** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係）
7-63-7-1（略）	**7-63-7-1**（略）
7-63-7-2　性能要件	**7-63-7-2　性能要件**
（1）7-63-7-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。	（1）7-63-7-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） （新設）
（2）（略）	（2）（略）
（3）次に掲げるものは、（1）及び（2）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） （削除）	（3）次に掲げるものは、（1）及び（2）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） ③　右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの
7-63-7-3（略）	**7-63-7-3**（略）
7-63-8　従前規定の適用④ 平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係）	**7-63-8　従前規定の適用④** 平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係）
7-63-8-1（略）	**7-63-8-1**（略）
7-63-8-2　性能要件	**7-63-8-2　性能要件**
（1）7-63-8-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明	（1）7-63-8-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） （新設）

新	旧
部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。	
(2)（略）	(2)（略）
(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。	(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。
①～②（略）	①～②（略）
（削除）	③　右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの
7-63-8-3（略）	**7-63-8-3**（略）
7-63-9　従前規定の適用⑤	**7-63-9　従前規定の適用⑤**
平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係)	平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係)
7-63-9-1（略）	**7-63-9-1**（略）
7-63-9-2　性能要件	**7-63-9-2　性能要件**
(1) 7-63-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。	(1) 7-63-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
①～③（略）	①～③（略）
④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。	（新設）
(2)（略）	(2)（略）
(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。	(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。
①～②（略）	①～②（略）
（削除）	③　右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの
7-63-9-3（略）	**7-63-9-3**（略）
7-63-10　従前規定の適用⑥	（新設）
次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係)	
①　平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前に製作された自動車	
②　平成 32 年 4 月 8 日から平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 8 日から平成 35 年 10 月 7 日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの	
ア　平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別	

新	旧
取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ　平成 32 年 4 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 8 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車 ③　新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。）の発行日が平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 35 年 10 月 7 日）以前のもの ④　使用の過程にある自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載された保安基準適用年月日が平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 35 年 10 月 7 日）以前のもの **7-63-10-1　装備要件** 7-63-1 に同じ。 **7-63-10-2　性能要件** 7-63-2 に同じ。 **7-63-10-3　取付要件（視認等による審査）** （1）7-63-3（1）（⑬を除く。）に同じ。 （2）7-63-3（2）に同じ。 **7-64　配光可変型前照灯** **7-64-1**（略） **7-64-2　性能要件** **7-64-2-1　テスタ等による審査** 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係） ①　配光可変型前照灯であって、UN R123-01-S9 の 6.3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するもので	**7-64　配光可変型前照灯** **7-64-1**（略） **7-64-2　性能要件** **7-64-2-1　テスタ等による審査** 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係） ①　配光可変型前照灯であって、UN R123-01-S8 の 6.3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するもので

新	旧
あること。(細目告示第 120 条第 9 項第 1 号) ②（略） **7-64-2-2**（略） **7-64-2-3　書面等による審査** (1)（略） (2) 配光可変型前照灯は、UN R123-01-S9 の 5.（5.3.3、5.3.4 及び 5.8. を除く。)、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R123-01-S9 の 5.3.2.1. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、UN R123-01-S9 の 6. にかかわらず、最小光度及び最大光度は、UN R123-01-S9 の 9.2. に適合すればよいものとする。 ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-01-S9 の 5.3.1. は適用しない。(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係) (3)（略） **7-64-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係) ①～⑱（略） ⑲　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える配光型前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。 （図）（略） (2)（略） **7-64-4　適用関係の整理** (1) ～ (2)（略） (3) 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、7-64-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係) ①　平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前に製作された自動車 ②　平成 32 年 4 月 8 日から平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自	あること。(細目告示第 120 条第 9 項第 1 号) ②（略） **7-64-2-2**（略） **7-64-2-3　書面等による審査** (1)（略） (2) 配光可変型前照灯は、UN R123-01-S8 の 5.（5.3.3、5.3.4 及び 5.8. を除く。)、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R123-01-S8 の 5.3.2.1. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、UN R123-01-S8 の 6. にかかわらず、最小光度及び最大光度は、UN R123-01-S8 の 9.2. に適合すればよいものとする。 ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-01-S8 の 5.3.1. は適用しない。(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係) (3)（略） **7-64-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係) ①～⑱（略） （新設） （図）（略） (2)（略） **7-64-4　適用関係の整理** (1) ～ (2)（略） （新設）

新	旧
動車にあっては、平成 33 年 4 月 8 日から平成 35 年 10 月 7 日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ　平成 32 年 4 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 8 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車 ③　新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。）の発行日が平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 35 年 10 月 7 日）以前のもの ④　使用の過程にある自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載された保安基準適用年月日が平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 35 年 10 月 7 日）以前のもの	
7-64-5　従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、7-64-7 において、「UN R123-01-S9」を「UN R123-01-S3」と読み替えることができる。（適用関係告示第 29 条第 15 項関係） ①～③（略）	**7-64-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、7-64-2-1①及び 7-64-2-3（2）において、「UN R123-01-S8」を「UN R123-01-S3」と読み替えることができる。（適用関係告示第 29 条第 15 項関係） ①～③（略）
7-64-6　従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、7-64-7 において、「UN R123-01-S9」を「UN R123-01-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第 29 条第 17 項関係） ①～③（略）	**7-64-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、7-64-2-1①及び 7-64-2-3（2）において、「UN R123-01-S8」を「UN R123-01-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第 29 条第 17 項関係） ①～③（略）
7-64-7　従前規定の適用③ 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 22 項関係） ①　平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨	（新設）

新	旧
物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前に製作された自動車 ② 平成 32 年 4 月 8 日から平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 8 日から平成 35 年 10 月 7 日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 平成 32 年 4 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 8 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 32 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 33 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。）の発行日が平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 35 年 10 月 7 日）以前のもの ④ 使用の過程にある自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載された保安基準適用年月日が平成 33 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 35 年 10 月 7 日）以前のもの **7-64-7-1 装備要件** 7-64-1 に同じ。 **7-64-7-2 性能要件** 7-64-2 に同じ。 **7-64-7-3 取付要件（視認等による審査）** （1）7-64-3（1）（⑲を除く。）に同じ。 （2）7-64-3（2）に同じ。 **7-65～7-70**（略） **7-71 車幅灯**	**7-65～7-70**（略） **7-71 車幅灯**

新	旧
7-71-1～7-71-5（略） **7-71-6　従前規定の適用②** 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 32 条第 3 項第 1 号関係） **7-71-6-1　装備要件** 自動車（二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。 ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 650mm 以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。 **7-71-6-2～7-71-6-3**（略） **7-71-7～7-71-10**（略） **7-72～7-75**（略） **7-76　番号灯** **7-76-1**（略） **7-76-2　性能要件（視認等による審査）** （1）番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係） ①　番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア　自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス（lx）以上のもの又は UN R4-00-S19 の 9.（種別 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス（lx）以上のもの又は UN R50-00-S20 の附則 5（種別 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 ②～③（略） （2）（略） **7-76-3～7-76-6**（略） **7-77～7-98**（略）	**7-71-1～7-71-5**（略） **7-71-6　従前規定の適用②** 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 32 条第 3 項第 1 号関係） **7-71-6-1　装備要件** 自動車（二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。 ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 650mm となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。 **7-71-6-2～7-71-6-3**（略） **7-71-7～7-71-10**（略） **7-72～7-75**（略） **7-76　番号灯** **7-76-1**（略） **7-76-2　性能要件（視認等による審査）** （1）番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係） ①　番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア　自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス（lx）以上のもの又は UN R4-00-S18 の 9.（種別 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス（lx）以上のもの又は UN R50-00-S19 の附則 5（種別 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 ②～③（略） （2）（略） **7-76-3～7-76-6**（略） **7-77～7-98**（略）

新	旧
7-98 の 2　車両接近通報装置 **7-98 の 2-1　装備要件** 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、車両接近通報装置を備えなければならない。 ただし、0km/h を超える速度で走行しているときに常に内燃機関が作動する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 7 関係） **7-98 の 2-2　性能要件（視認等による審査）** （1）車両接近通報装置は、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、その機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 7 関係、細目告示第 145 条の 3 第 1 項関係） ①　車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。 この場合において、受検車両の停止時の周囲音と発進時の周囲音を比較した際に車両接近通報装置の作動音が確認できるものは、この基準に適合するものとみなす。 ②　車両接近通報装置は、当該装置の作動を停止させることのできる機能を有さないものであること。 （2）指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両接近通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の 3 第 2 項関係） **7-98 の 2-3　欠番** **7-98 の 2-4　適用関係の整理** （1）次に掲げる自動車については、7-98 の 2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条の 3 第 1 項関係） ①　平成 30 年 3 月 7 日以前に製作された自動車 ②　平成 30 年 3 月 8 日から平成 32 年 10 月 7 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ　平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車 ③　新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷	（新設）

新	旧
検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 32 年 10 月 7 日以前のもの ④　使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成 32 年 10 月 7 日以前のもの **7-98 の 2-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、車両接近通報装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第 51 条の 3 第 1 項関係） ①　平成 30 年 3 月 7 日以前に製作された自動車 ②　平成 30 年 3 月 8 日から平成 32 年 10 月 7 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ　平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車 ③　新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 32 年 10 月 7 日以前のもの ④　使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成 32 年 10 月 7 日以前のもの	
7-99～7-114（略）	**7-99～7-114**（略）
7-115　最大積載量 （1）（略） （2）最大積載量の算定については、次により行うものとする。（細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係） ①　貨物自動車の最大積載量の算定（②に掲げる場合を除く。）については、次によって行うものとする。 この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したもの（「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が 20 トンを超える改造等の取扱いについて」（平成 5 年 11 月 25 日付け自技第 165 号）、「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定について（依命通達）」（平成 7 年 1 月 27 日付け自技第 12 号）、「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平	**7-115　最大積載量** （1）（略） （2）最大積載量の算定については、次により行うものとする。（細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係） ①　貨物自動車の最大積載量の算定（②に掲げる場合を除く。）については、次によって行うものとする。 この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したもの（「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が 20 トンを超える改造等の取扱いについて」（平成 5 年 11 月 25 日付け自技第 165 号）、「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定について（依命通達）」（平成 7 年 1 月 27 日付け自技第 12 号）、「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平

新	旧
成 10 年 3 月 31 日付け自技第 61 号）及び「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）が適用される自動車を除く。）については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量及び許容限度を超えない範囲内で指定するものとする。 ただし、当該自動車に装着されているタイヤが、当該自動車の型式内に設定があるタイヤ又は当該タイヤの負荷能力以上の負荷能力を有するタイヤであることの確認ができる場合には、「標準車の最大積載量及び許容限度」を「標準車の最大積載量、許容限度及び装着されているタイヤの負荷能力」に読替えることができる。 ア～イ（略） ② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定（特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。）については、①アによるほか、次により行うものとする。 ア 指定自動車等のうち、諸元表等により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあっては、当該許容限度を超えない範囲内で指定する。 イ～オ（略） ③～④（略） （3）～（11）（略） **7-116**（略） **第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）** **8-1～8-8**（略） **8-9 原動機及び動力伝達装置** **8-9-1 性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項関係） ①～⑰（略） ⑱ 7-12-1-2（1）又は 7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの 【表示】（略） （2）（略） **8-9-2～8-9-7**（略） **8-10**（略）	成 10 年 3 月 31 日付け自技第 61 号）及び「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）が適用される自動車を除く。）については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。 ア～イ（略） ② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定（特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。）については、①アによるほか、次により行うものとする。 ア 指定自動車等のうち、諸元表により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあっては、当該許容限度を超えない範囲内で指定する。 イ～オ（略） ③～④（略） （3）～（11）（略） **7-116**（略） **第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）** **8-1～8-8**（略） **8-9 原動機及び動力伝達装置** **8-9-1 性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項関係） ①～⑰（略） ⑱ 7-12-1（3）又は 7-12-1（4）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの 【表示】（略） （2）（略） **8-9-2～8-9-7**（略） **8-10**（略）

新	旧
8-11　走行装置 **8-11-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 9 条第 1 項関係、細目告示第 167 条第 1 項及び第 2 項関係） ①　ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第 167 条第 2 項第 1 号関係） ②（略） ③　ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの（細目告示第 167 条第 2 項第 2 号関係） ④　アクスルに損傷があるもの（細目告示第 167 条第 2 項第 3 号関係） ⑤　リム又はサイドリングに損傷があるもの（細目告示第 167 条第 2 項第 4 号関係） ⑥　サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの（細目告示第 167 条第 2 項第 5 号関係） ⑦　車輪に著しい振れがあるもの（細目告示第 167 条第 2 項第 6 号関係） ⑧　車輪の回転が円滑でないもの（細目告示第 167 条第 2 項第 7 号関係） (2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 9 条第 2 項関係） ①（略） ②　亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。（細目告示第 167 条第 4 項第 3 号関係） ③　空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。（細目告示第 167 条第 4 項第 4 号関係） ④　専ら乗用の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、タイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであること。 なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（細目告示第 167 条第 5 項関係） **8-11-2～8-11-4**（略） **8-12　操縦装置**	**8-11　走行装置** **8-11-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 9 条第 1 項関係、細目告示第 167 条第 1 項及び第 2 項） ①　ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第 167 条第 2 項第 1 号） ②（略） ③　ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの（細目告示第 167 条第 2 項第 2 号） ④　アクスルに損傷があるもの（細目告示第 167 条第 2 項第 3 号） ⑤　リム又はサイドリングに損傷があるもの（細目告示第 167 条第 2 項第 4 号） ⑥　サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの（細目告示第 167 条第 2 項第 5 号） ⑦　車輪に著しい振れがあるもの（細目告示第 167 条第 2 項第 6 号） ⑧　車輪の回転が円滑でないもの（細目告示第 167 条第 2 項第 7 号） (2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 9 条第 2 項関係） ①（略） ②　亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。（細目告示第 167 条第 4 項第 3 号） ③　空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。（細目告示第 167 条第 4 項第 4 号） ④　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、タイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであること。 なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（細目告示第 167 条第 5 項） **8-11-2～8-11-4**（略） **8-12　操縦装置**

新	旧
8-12-1　性能要件（視認等による審査） （1）～（2）（略） （3）自動車（（1）の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、（2）で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 168 条第 2 項関係） ①～③（略） （4）二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、（2）で定める基準は、次の①及び②に掲げる基準とする。（細目告示第 168 条第 3 項関係） ①～②（略） （5）（略） **8-12-2～8-12-4**（略） **8-13　かじ取装置** **8-13-1　性能要件** **8-13-1-1** **8-13-1-2　視認等による審査** （1）～（2）（略） （3）かじ取装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、（2）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2（1）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 169 条第 2 項関係） 【表示】（略） **8-13-2～8-13-12**（略） **8-14**（略） **8-15　トラック・バスの制動装置** **8-15-2　性能要件** **8-15-2-1**（略） **8-15-2-2　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。（細目告示第 171 条第 2 項関係） ①～⑥（略） ⑦　7-12-1-2（1）又は 7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略）	**8-12-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（2）（略） （3）自動車（（1）の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、（2）で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） （4）二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示に関し（2）で定める基準は、次の①及び②に掲げる基準とする。 ①～②（略） （5）（略） **8-12-2～8-12-4**（略） **8-13　かじ取装置** **8-13-1　性能要件** **8-13-1-1** **8-13-1-2　視認等による審査** （1）～（2）（略） （3）かじ取装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、（2）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1（3）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 169 条第 2 項関係） 【表示】（略） **8-13-2～8-13-12**（略） **8-14**（略） **8-15　トラック・バスの制動装置** **8-15-2　性能要件** **8-15-2-1**（略） **8-15-2-2　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。（細目告示第 171 条第 2 項関係） ①～⑥（略） ⑦　7-12-1（3）又は 7-12-1（4）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略）

新	旧
8-16　乗用車の制動装置 **8-16-1**（略） **8-16-2　性能要件** **8-16-2-1**（略） **8-16-2-2　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 3 項関係） ①～⑤ ⑥　7-12-1-2（1）又は 7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） **8-16-3～8-16-14**（略）	**8-16　乗用車の制動装置** **8-16-1**（略） **8-16-2　性能要件** **8-16-2-1**（略） **8-16-2-2　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 3 項関係） ①～⑤ ⑥　7-12-1（3）又は 7-12-1（4）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） **8-16-3～8-16-14**（略）
8-17　二輪車の制動装置 **8-17-1**（略） **8-17-2　性能要件** **8-17-2-1**（略） **8-17-2-2　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 4 項関係） ①～③（略） ④　7-12-1-2（1）又は 7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） （3）（略） **8-17-3～8-17-9**（略）	**8-17　二輪車の制動装置** **8-17-1**（略） **8-17-2　性能要件** **8-17-2-1**（略） **8-17-2-2　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 4 項関係） ①～③（略） ④　7-12-1（3）又は 7-12-1（4）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） （3）（略） **8-17-3～8-17-9**（略）
8-18～8-19（略）	**8-18～8-19**（略）
8-20　牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 **8-20-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2-1（3）①の基準及び次の基準に適合しなければならない。（細目告示第 172 条第 2 項関係） ①（略） ③　7-12-1-2（1）又は 7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表	**8-20　牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置** **8-20-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2-1（3）①の基準及び次の基準に適合しなければならない。（細目告示第 172 条第 2 項関係） ①（略） ③　7-12-1（3）又は 7-12-1（4）が適用される自動車のテルテールの識別表示の

新	旧
示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） （3）～（5）（略） **8-20-2～8-20-24**（略） **8-21**（略） **8-22　燃料装置** **8-22-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（2）（略） （3）ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。 この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係） **8-22-2～8-22-4**（略） **8-23**（略） **8-24　高圧ガスの燃料装置** **8-24-1　性能要件** **8-24-1-1　視認等による審査** （1）高圧ガスを燃料とする自動車（（2）、（5）及び（6）に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係） ①～③（略） （削除） （2）（略） （3）燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-24-1-1（2）③、④、⑦及び⑨に適合するものとする。 （4）（略） （5）圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関	うち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略） （3）～（5）（略） **8-20-2～8-20-24**（略） **8-21**（略） **8-22　燃料装置** **8-22-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（2）（略） （3）ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。 この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係） **8-22-2～8-22-4**（略） **8-23**（略） **8-24　高圧ガスの燃料装置** **8-24-1　性能要件** **8-24-1-1　視認等による審査** （1）高圧ガスを燃料とする自動車（（3）に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係） ①～③（略） （2）視認又は図面若しくは写真により UN R110-01 に定める特定構成部品の適合性が確認できるものであって、その取付けが確実であり、かつ、機能を損なうおそれのある緩み及び損傷のないものは、（1）②及び③に適合するものとする。 （3）（略） （4）燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-24-1-1（3）③、④、⑦及び⑨に適合するものとする。 （5）（略） （新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係）
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr>
<tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>充填可能期限</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr>
<tr><td>検査有効期限</td><td>年　　月</td></tr>
</table>
イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。
なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）
<table>
<tr><th colspan="2">容器再検査合格証票</th><th>検査実施者の名称の符号</th></tr>
<tr><td>再検査有効期限</td><td>年　月</td><td></td></tr>
<tr><td>再検査月</td><td>年　月</td><td></td></tr>
</table>
② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
③ 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えるものであること。
この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。
</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
④　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあっては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。
〔表示〕
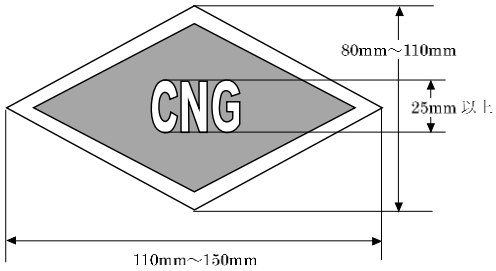

備考
（1）色彩は、縁及び文字を白色とし、地を緑色とする。
（2）寸法は、上記及び縁の幅は 4mm から 6mm、文字の幅は 4mm 以上とする。
（3）文字は中央に配置するものとする。
⑤　ガス容器及び配管等は損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷又は故障がないこと。
⑥　ガス容器及び配管等の防熱装置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。
⑦　燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。
（6）液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）
①　ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア　容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr>
<tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

新	旧

充填可能期限	年　　月
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年　　月

イ　容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月	
再検査月	年　月	

②　ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。

③　配管等は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えるものであること。

この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。

④　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあっては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。

〔表示〕

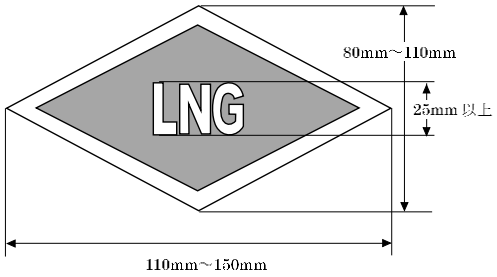

備考

新	旧
（1）色彩は、縁及び文字を白色とし、地を緑色とする。 （2）寸法は、上記及び縁の幅は 4㎜ から 6㎜、文字の幅は 4㎜ 以上とする。 （3）文字は中央に配置するものとする。 ⑤　ガス容器及び配管等は損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷又は故障がないこと。 ⑥　ガス容器及び配管等の防熱装置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。 ⑦　燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。 **8-24-1-2　書面等による審査** 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、8-24-1-1（2）⑤及び⑥の規定に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係） ①～③（略） **8-24-2～8-24-4**（略） **8-25～8-26**（略） **8-27　フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **8-27-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2（1）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 8 項関係） 【表示】（略） **8-27-2～8-27-3**（略） **8-27-4　適用関係の整理** （1）～（3）（略） ［細目告示別添 23 適用］ （4）次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-27-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 26 項関係） ①　「製作年月日」以前に製作された自動車 ②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動	**8-24-1-2　書面等による審査** 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、8-24-1-1（3）⑤及び⑥の規定に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係） ①～③（略） **8-24-2～8-24-4**（略） **8-25～8-26**（略） **8-27　フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **8-27-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1（3）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 8 項関係） 【表示】（略） **8-27-2～8-27-3**（略） **8-27-4　適用関係の整理** （1）～（3）（略） （新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
車特別取扱自動車
イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）</td><td>輸入自動車以外の自動車</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
<tr><td>輸入自動車</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の自動車</td><td>H35.8.31</td><td>H35.8.31</td></tr>
</table>
［UN R137-00 適用］
（5）次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-27-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）
①　「製作年月日」以前に製作された自動車
②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
ウ　指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、平成 39 年 8 月 31 日以前に製作されたもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）</td><td>H32.8.31</td><td>H32.8.31</td></tr>
</table>
</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H39.8.31</td><td>H39.8.31</td></tr>
</table>
8-27-5～8-27-7（略）
［細目告示別添 23 適用］
8-27-8　従前規定の適用④
7-27-8 の規定を適用する。
［UN R137-00 適用］
8-27-9　従前規定の適用⑤
7-27-9 の規定を適用する。

8-28　オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
8-28-1　性能要件（視認等による審査）
（1）（略）
（2）車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。
ただし、7-12-1-2（1）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 9 項関係）
【表示】（略）
8-28-2～8-28-3（略）
8-28-4　適用関係の整理
（1）～（4）（略）
［UN R94-02-S5 適用］
（5）次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-28-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 27 項関係）
①　「製作年月日」以前に製作された自動車
②　「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>製作年月日</th><th>指定等年月日</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）</td><td>H30.8.31</td><td>H30.8.31</td></tr>
<tr><td>上記以外の自動車</td><td>H35.8.31</td><td>H35.8.31</td></tr>
</table>
8-28-5～8-28-8（略）
</td><td>
8-27-5～8-27-7（略）
（新設）

（新設）

8-28　オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
8-28-1　性能要件（視認等による審査）
（1）（略）
（2）車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。
ただし、7-12-1（3）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 9 項関係）
【表示】（略）
8-28-2～8-28-3（略）
8-28-4　適用関係の整理
（1）～（4）（略）
（新設）

8-28-5～8-28-8（略）
</td></tr>
</table>

新	旧
［UN R94-02-S5 適用］ **8-28-9　従前規定の適用⑤** 7-28-9 の規定を適用する。 **8-29　自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **8-29-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2（1）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 10 項関係） 【表示】（略） **8-29-2～8-29-3**（略） **8-29-4　適用関係の整理** （1）～（2）（略） （3）次に掲げる自動車については、8-29-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 6 項関係） ①～②（略） ③　指定自動車等以外の自動車（平成 28 年 6 月 23 日以降に製作された電力により作動する原動機を有する自動車を除く。） （4）～（5）（略） ［自動車との側面衝突：UN R95-03-S2］ （6）次に掲げる自動車については、8-29-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 21 項関係） ①　平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車 ②　平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　平成 27 年 8 月 12 以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの イ　平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］ （7）平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-29-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係） **8-29-5～8-29-9**（略） **［自動車との側面衝突：UN R95-03-S2］** **8-29-10　従前規定の適用⑥**	（新設） **8-29　自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **8-29-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1（3）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 10 項関係） 【表示】（略） **8-29-2～8-29-3**（略） **8-29-4　適用関係の整理** （1）～（2）（略） （3）次に掲げる自動車については、8-29-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 6 項関係） ①～②（略） ③　指定自動車等以外の自動車 （4）～（5）（略） （新設） ［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］ （6）平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-29-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係） **8-29-5～8-29-9**（略） （新設）

新	旧
7-29-10 の規定を適用する。 **［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］** **8-29-11　従前規定の適用⑦** 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係） **8-29-11-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（2）（略） **8-30　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **8-30-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2（1）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 11 項関係） 【表示】（略） **8-30-2～8-30-7**（略） **8-31**（略） **8-31 の 2　バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能** ［審査事項なし］ **8-32　車体表示** **8-32-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 178 条第 16 項） （2）専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第 18 条第 9 項関係、細目告示第 178 条第 17 項関係） ①～③（略） 様式の例（略） （3）（略） **8-32-2～8-32-4**（略）	**［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］** **8-29-10　従前規定の適用⑥** 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係） **8-29-10-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（2）（略） **8-30　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **8-30-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1（3）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 11 項関係） 【表示】（略） **8-30-2～8-30-7**（略） **8-31**（略） （新設） **8-32　車体表示** **8-32-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第 18 条第 6 項、細目告示第 178 条第 13 項） （2）専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第 18 条第 7 項関係、細目告示第 178 条第 14 項関係） ①～③（略） 様式の例（略） （3）（略） **8-32-2～8-32-4**（略）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>

8-33～8-41（略）

8-34　突入防止装置

8-34-1　装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 8-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。

ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係)

(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。

この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。

①～③（略）

(2) ～ (4)（略）

8-34-2～8-34-4（略）

8-35～8-41（略）

8-42　座席ベルト非装着時警報装置

8-42-1　装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係)

<table>
<tr><th>自動車の種別</th><th>座席の種類</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの</td><td>運転者席及びその他の座席</td></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員</td><td>運転者席及びこれ</td></tr>
</table>

</td><td>

8-33～8-41（略）

8-34　突入防止装置

8-34-1　装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 8-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。

ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係)

(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。

①～③（略）

(2) ～ (4)（略）

8-34-2～8-34-4（略）

8-35～8-41（略）

8-42　座席ベルト非装着時警報装置

8-42-1　装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人未満の自動車には、8-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係)

</td></tr>
</table>

新	旧
10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの　と並列の座席 ①　補助座席に備える座席ベルト ②　UN R16-07-S1 の 2.1.4. に定める座席ベルト ③　キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト ④　高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト ⑤　またがり式の座席に備える座席ベルト ⑥　専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト ⑦　かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席に備える座席ベルト ⑧　非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト ⑨　幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト ⑩　次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-07-S1 の 15.6. に定める座席に備えるもの ア　平成 34 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ　平成 34 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 平成 34 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 (ｲ) 平成 34 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 34 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの (ｳ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの (a) UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車 ・UN R16-06 のものに限る。 (b) UN R16 に基づくⒺマークを有する自動車 ・UN R16-06 のものに限る。	

新	旧
(c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの (d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの	
8-42-2　性能要件（視認等による審査） (1) 座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、8-42-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが 10cm 以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。 なお、警報は表示又は音によるものとし、各々の座席で表示や音色を区分しなくてもよい。 (2) 次の各号に掲げる装置は、(1) の基準に適合しないものとする。（細目告示第 186 条第 12 項関係） ① 8-42-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、当該座席に乗車人員が着座しているかどうかにかかわらず警報を発しない装置 ② 8-42-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されたとき（他の座席の座席ベルトと兼用している警報装置の場合には、兼用している全ての座席の座席ベルトが装着されたとき）に、警報が停止しない装置 ③（略）	**8-42-2　性能要件（視認等による審査）** 8-42-1 の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、8-41-1 の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが 10cm 以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 186 条第 12 項関係） ① 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置 ② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に備える装置であって、電源投入後 8 秒以内に停止するものを除く。〕 ③（略）
8-42-3～8-42-4（略）	**8-42-3～8-42-4**（略）
8-43～8-52（略）	**8-43～8-52**（略）
8-53　騒音防止装置 **8-53-1**（略） **8-53-2　性能要件** **8-53-2-1　テスタ等による審査** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係） ①（略） ② 次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 ア 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの	**8-53　騒音防止装置** **8-53-1**（略） **8-53-2　性能要件** **8-53-2-1　テスタ等による審査** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係） ①（略） ② 次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 ア 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

新	旧
別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。 ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。 イ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。） 別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。 ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。 (2)～(4)（略） **8-53-2-2**（略） **8-53-3～8-53-15**（略） **8-53-16　従前規定の適用⑫** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第29項関係） ①～③（略） **8-53-16-1**（略） **8-53-16-2　性能要件** **8-53-16-2-1　テスタ等による審査** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 ア　次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自	別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。 イ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。） 別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。 (2)～(4)（略） **8-53-2-2**（略） **8-53-3～8-53-15**（略） **8-53-16　従前規定の適用⑫** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第29項関係） ①～③（略） **8-53-16-1**（略） **8-53-16-2　性能要件** **8-53-16-2-1　テスタ等による審査** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 ア　次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあ

新	旧
動車にあってはイに定める基準を適用するものとする。 （略）　（略） イ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車 別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。 （2）～（3）（略） **8-53-16-2-2**（略） **8-53-17**（略） **8-54～8-61**（略） **8-62　走行用前照灯** **8-62-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 の 6.3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係） **8-62-2～8-62-4**（略） **8-63　すれ違い用前照灯** **8-63-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係） ①　配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 に適合するものを備える自動車 ②（略） **8-63-2～8-63-4**（略） **8-64～8-98**（略） **8-98 の 2　車両接近通報装置** **8-98 の 2-1　装備要件** 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪	ってはイに定める基準を適用するものとする。 （略）　（略） イ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車 別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。 （2）～（3）（略） **8-53-16-2-2**（略） **8-53-17**（略） **8-54～8-61**（略） **8-62　走行用前照灯** **8-62-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S8 の 6.3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係） **8-62-2～8-62-4**（略） **8-63　すれ違い用前照灯** **8-63-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係） ①　配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S8 に適合するものを備える自動車 ②（略） **8-63-2～8-63-4**（略） **8-64～8-98**（略） （新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、車両接近通報装置を備えなければならない。
ただし、0km/h を超える速度で走行しているときに常に内燃機関が作動する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 7 関係）
8-98 の 2-2　性能要件（視認等による審査）
（1）車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。
この場合において、受検車両の停止時の周囲音と発進時の周囲音を比較した際に車両接近通報装置の作動音が確認できるものは、この基準に適合するものとみなす。（細目告示第 223 条の 3 第 1 項関係）
8-98 の 2-3　欠番
8-98 の 2-4　適用関係の整理
7-98 の 2-4 の規定を適用する。

8-99～8-116（略）

第 9 章～第 11 章（略）

別表 1～別表 2

別表 3（4-7 関係）
審査の実施の方法
<table>
<tr><th>検査の種別</th><th>審査の実施方法</th></tr>
<tr><td>新規検査又は予備検査</td><td>1～6（略）
7　並行輸入自動車の審査（専用の諸元測定コースを有する事務所に限る。）
新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、1 から 5 までに規定する審査を専用の諸元測定コースにおいて実施するものとする。
ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合は、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表 4～別表 9（略）

様式 1～様式 13（略）

別添 1（略）

別添 2（4-13 関係）
</td><td>
8-99～8-116（略）

第 9 章～第 11 章（略）

別表 1～別表 2

別表 3（4-7 関係）
審査の実施の方法
<table>
<tr><th>検査の種別</th><th>審査の実施方法</th></tr>
<tr><td>新規検査又は予備検査</td><td>1～6（略）
（新設）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表 4～別表 9（略）

様式 1～様式 13（略）

別添 1（略）

別添 2（4-13 関係）
</td></tr>
</table>

新

新規検査等提出書面審査要領

1.～3.（略）

4.　事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

（1）技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）

指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

①～⑤（略）

保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
（略）	（略）	（略）	（略）
第 9 条 走行装置等	6-11、7-11 走行装置	UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則
（略）	（略）	（略）	（略）
第 17 条 高圧ガス燃料装置	6-24、7-24 高圧ガスの燃料装置	（略）	（略）
		UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則
		細目告示別添 100	（略）
		UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 18 条 車枠及び車体	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	6-31 の 2、7-31 の 2 転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則
（略）	（略）	（略）	（略）

旧

新規検査等提出書面審査要領

1.～3.（略）

4.　事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

（1）技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）

指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

①～⑤（略）

保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 17 条 高圧ガス燃料装置	6-24、7-24 高圧ガスの燃料装置	（略）	（略）
		UN R110	圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る協定規則
		細目告示別添 100	（略）
		（新設）	（新設）
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 18 条 車枠及び車体	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>第 43 条の 7
車両接近警報装置</td><td>6-98 の 2、7-98 の 2
車両接近警報装置</td><td>UN R138</td><td>静音性車両に係る協定規則</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（2）～（4）（略）
5. （略）

附則 1（略）

附則 2
事前提出書面の審査
（技術基準等の審査を要する自動車）
1.～7. （略）
8.　書面審査の決裁等
8.1.～8.3.（略）
8.4.　書面審査が終了した届出書等の保管
（1）（略）
（2）書面審査に要した届出書等の書面一式（第 9 号様式（その 1）を除く。）を PDF ファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。

附則 3～附則 4（略）

第 1 号様式（略）

第 2 号様式（別添 2 の 5. 関係）
連結車両総重量及び牽引重量計算書

1.　連結車両総重量（GCW）
（1）次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。
（略）
（2）最高速度が 60km/h 以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量 50t 以上のセミトレーラ及びポール・トレーラに限る。）にあっては、（1）にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。
$$GCW \leqq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{Vmax}$$
</td><td>
<table>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（2）～（4）（略）
5. （略）

附則 1（略）

附則 2
事前提出書面の審査
（技術基準等の審査を要する自動車）
1.～7. （略）
8.　書面審査の決裁等
8.1.～8.3.（略）
8.4.　書面審査が終了した届出書等の保管
（1）（略）
（2）書面審査に要した届出書等の書面一式を PDF ファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。

附則 3～附則 4（略）

第 1 号様式（略）

第 2 号様式（別添 2 の 5. 関係）
連結車両総重量及び牽引重量計算書

1.　連結車両総重量（GCW）
次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。
（略）
（新設）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>

$$GCW \leqq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$$

<table>
<tr><td>kW｛PS｝</td><td>：牽引自動車の原動機の最高出力　※1</td><td>kW｛PS｝</td></tr>
<tr><td>Vmax</td><td>：牽引自動車の最高速度（1km/h 未満は切捨てる。）　※1</td><td>km/h</td></tr>
<tr><td>Q</td><td>：牽引自動車の原動機の最大トルク　※1</td><td>N･m</td></tr>
<tr><td>r</td><td>：牽引自動車の最低変速段における全減速比　※1</td><td></td></tr>
<tr><td>R</td><td>：牽引自動車の駆動輪の有効回転半径（動荷重半径が定められているものにあってはその値）　※1</td><td>m</td></tr>
<tr><td>GCW</td><td>：連結車両総重量　※2</td><td>kg</td></tr>
</table>

※1　諸元表等の値をいう。
※2　10kg 未満を切り捨てた値とする。

2.（略）

第 3 号様式～第 10-3 号様式（略）
別表第 1（略）
別紙 1（略）

別添 3（4-14 関係）

並行輸入自動車審査要領

1.～5.（略）
6.　書面審査
　並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。
6.1.～6.2.（略）
6.3.　自動車通関証明書等（写）
（1）（略）
（2）現車審査が終了するまでの間に原本の提示を求め、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。
　なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあっては、打刻の届出者）が原

</td><td>

2.（略）

第 3 号様式～第 10-3 号様式（略）
別表第 1（略）
別紙 1（略）

別添 3（4-14 関係）

並行輸入自動車審査要領

1.～5.（略）
6.　書面審査
　並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。
6.1.～6.2.（略）
6.3.　自動車通関証明書等（写）
（1）（略）
（2）現車審査が終了するまでの間に原本の提示を求め、当該書面の写しに原本と照合済である旨の表示を行うものとする。
　なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあっては、打刻の届出者）が原

</td></tr>
</table>

新	旧
本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。	本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。
6.4. （略）	**6.4.** （略）
6.5.　製作年月日の判定資料	**6.5.　製作年月日の判定資料**
本則 4-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。 この場合において、本則 4-5（1）②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。	本則 4-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。
6.6.～6.9. （略）	**6.6.～6.9.** （略）
6.10.　騒音規制への適合性に関する書面等	**6.10.　騒音規制への適合性に関する書面等**
平成 29 年 1 月 1 日以降に製作された二輪自動車及び平成 34 年 9 月 1 日以降（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 9 月 1 日以降）に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）について適用する。	平成 29 年 1 月 1 日以降に製作された二輪自動車及び平成 34 年 9 月 1 日以降（技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 9 月 1 日以降）の自動車について適用する。
ただし、6.2.9.（2）の旨が記載されている場合にあっては、この限りではない。	ただし、6.2.9.（2）の旨が記載されている場合にあっては、この限りではない。
（1）次に掲げるいずれかにより、本則 7-53-2-3（1）①又は②（本則 7-53-17-2-3（1）②）の規定に適合していることが確認できるものであること。	（1）次に掲げるいずれかにより、本則 7-53-2-3（1）①又は②（本則 7-53-17-2-3（1）②）の規定に適合していることが確認できるものであること。
ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。	ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。
①～②（略）	①～②（略）
③　COC ペーパー（原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。）	③　COC ペーパーの原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
・（略）	・（略）
④～⑥（略）	④～⑥（略）
（2）～（3）（略）	（2）～（3）（略）
（4）加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が（5）に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。	（4）加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が（5）に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。
なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていなければならない。	なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていなければならない。
①～④（略）	①～④（略）
（5）～（8）（略）	（5）～（8）（略）
6.11.　排出ガス試験結果成績表	**6.11.　排出ガス試験結果成績表**
排出ガス規制が適用される自動車について適用する。	排出ガス規制が適用される自動車について適用する。
（1）～（7）（略）	（1）～（7）（略）
（8）特種用途自動車にあっては、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に	（8）特種用途自動車にあっては、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に

新	旧
適用される排出ガス規制を適用するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、自動車製作者が製作工場から出荷した状態が乗用車として取扱うものとする。 ①（略） ② COC ペーパーに記載されたカテゴリが M_1 又は M_2（乗車定員 10 人以下のものに限る。）であるもの ③～④（略）	適用される排出ガス規制を適用するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、自動車製作者が製作工場から出荷した状態が乗用車として取扱うものとする。 ①（略） ② COC ペーパーに記載されたカテゴリーが M_1 又は M_2（乗車定員 10 人以下のものに限る。）であるもの ③～④（略）
6.12. 技術基準等への適合性を証する書面	**6.12. 技術基準等への適合性を証する書面**
6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類	6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類
(1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 ① 当該自動車又は当該装置の試験成績書 ② 同一構造を有する自動車の試験成績書 ③ 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第 10 号様式とする。） ④ 協定規則に基づく認定証 ⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書 ⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書 ⑦ 計算による適合説明書 ⑧ 基準適合性について判断できるその他適切な書面	(1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 ① 当該並行輸入自動車の試験成績書 （新設） ② 技術基準等適合証明書（第 10 号様式とする。） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）
(2) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について、別表第 1 に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る部位に変更がない場合に限り、(1)⑧の書面として取扱うものとする。	(2) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、別表第 1 の「技術基準等への適合性を証する書面に代えることができる場合」欄に掲げる場合であって、次に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る (1) の書面に代えることができる。 ① COC ペーパーの原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等及び車両型式認可を受けた時点のカテゴリーが確認できる資料 ③ 協定規則又は欧州連合指令に基づく認定証（写しをもって代えることができる。） ④ Ⓔマーク又はⓔマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等
（削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除）	
(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準	(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準

新	旧
等に係る（1）の書面に代えることができる。 ①～③（略） （削除） （4）当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、本則又は別表第１の規定により技術基準等への適合性を現車審査時に確認することができるものについては、当該技術基準等に係る（1）の書面を省略することができる。 6.12.2.（略） 6.12.3.　試験成績書 （1）試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 ①～③（略） ④　当該試験を行うために必要な組織及び能力を有していることが書面等により確認できる機関 （2）試験成績書は、次のいずれにも該当するものであること。 ①（略） ②　本則 4-18 に規定する破壊試験の試験成績書にあっては、次の書面が添付されたものであること。 ア～イ（略） （3）～（5）（略） **6.13.　消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等** 平成 22 年４月１日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車並びに 6.10. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 （1）当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3（4）（本則 7-53-17-2-3（5））の規定に該当するものであることが確認できるものであること。 この場合において、WVTA ラベル又はプレート、Ⓔマーク又はⓔマークにより確認するものについては、それらを撮影した写真等が添付されていなければならない。 （2）当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3（7）②ウ（本則 7-53-17-2-3（5）②ウ）の規定に該当する場合には、（1）に加え、本則 7-53-2-3（7）②ウ（本則 7-53-17-2-3（5）②ウ）の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。 （3）加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が（4）に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されて	等に係る（1）の書面に代えることができる。 ①～③（略） ④　他の自動車の試験成績書の提出があり、かつ、当該技術基準等に係る部位について、試験自動車の構造・装置と当該並行輸入自動車の構造・装置が同一である場合 （新設） 6.12.2.（略） 6.12.3.　試験成績書 （1）試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。 ①～③（略） （新設） （2）試験成績書は、次のいずれにも該当するものであること。 ①（略） ②　別表第１の（1）、（2）（協定規則第 12 号を適用する場合に限る。）、（4）から（7）、（9）、（11）から（13）、（30）、（33）及び（37）の試験成績書にあっては、次の書面が添付されたものであること。 ア～イ（略） （3）～（5）（略） **6.13.　消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等** 平成 22 年４月１日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車並びに 6.10. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 （1）当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3（4）（本則 7-53-17-2-3（5））の規定に該当するものであることが確認できるものであること。 この場合において、加速走行騒音試験結果成績表以外の場合にあっては、6.12.1.（2）に準じた書面等であること。 （2）当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3（6）②ウ又は（7）②ウ（本則 7-53-17-2-3（5）②ウ）の規定に該当する場合には、（1）に加え、本則 7-53-2-3（6）②ウ又は（7）②ウ（本則 7-53-17-2-3（5）②ウ）の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。 （3）加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が（4）に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されて

新	旧
いなければならない。 ①～④（略） （4）～（6）（略） **6.14.　熱害試験結果成績表** 昭和50年4月1日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③（略） （1）熱害試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 ①～④（略） （2）～（5）（略） **6.15.～6.16.**（略） **7.**（略） **8.　現車審査** 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 8.1.　車名 次のいずれかに該当する場合は、6.2.2.（1）及び（2）にかかわらず、車名を「不明」とする。 ①～②（略） 8.2.～8.4.（略） 8.5.　技術基準等への適合性 （1）次に掲げる場合には、技術基準等への適合性が確認できないものとして取扱う。 （削除） ①　6.12.の書面等との一致が確認できない又は相違している場合 ②　技術基準等に適合している指定自動車等の構造・装置と相違している場合 （2）本則7-15から7-17まで及び7-19に規定された技術基準等の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書としている場合には、試験成績書に添付された写真等により比較したときに、次のものに相違がないこと。 ①～⑤（略） 8.6.～8.9.（略） **9.**（略）	いなければならない。 ①～④（略） （4）～（6）（略） **6.14.　熱害試験結果成績表** 昭和50年4月1日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③（略） （1）熱害試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。 ①～④（略） （2）～（5）（略） **6.15.～6.16.**（略） **7.**（略） **8.　現車審査** 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 8.1.　車名 次のいずれかに該当する場合は、6.2.2.にかかわらず、車名を「不明」とする。 ①～②（略） 8.2.～8.4.（略） 8.5.　技術基準等への適合性 （1）技術基準等への適合性を証する書面に代えている場合であって、次に掲げるものは、当該技術基準等に適合しないものとする。 ①　技術基準等に適合している指定自動車等の構造・装置と相違している場合 ②　6.12.1.（2）の書面等との一致が確認できない又は相違している場合 （新設） （2）別表第1の④から⑦まで及び⑨の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書としている場合には、試験成績書に添付された写真等により比較したときに、次のものに相違がないこと。 ①～⑤（略） 8.6.～8.9.（略） **9.**（略）

新				旧		
別表第1（別添3の6.12.関係）				別表第1（別添3の6.12.関係）　※新欄の順序に沿うよう旧欄は並び替えを実施		
保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1.（1）⑧に該当する書面の例	技術基準等の名称	技術基準等への適合性を証する書面に代えることができる場合	技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準
第4条の2 軸重等	7-5 軸重等	細目告示別添114 牽引自動車の軸重に関する技術基準	---	（新設）		
第8条 原動機及び動力伝達装置	7-9 原動機及び動力伝達装置	審査事務規程別添7 自動車の走行性能の技術基準	---	（新設）		
		審査事務規程別添8 連結車両の走行性能の技術基準	---	（新設）		
	7-10 速度抑制装置	細目告示別添1 大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準	---	（1）細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」	装着要領書に基づき設定速度を表示するディスプレイが適正に作動し、又は、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着したことを示すラベルが適正に貼付され、かつ、本則7-10-2（2）②に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に表示されている場合	---
第9条 走行装置等	7-11 走行装置	UN R141-00 タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	①　COCペーパー ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③　UN R141-00に基づく認定証 ④　UN R141-00に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤　FMVSSラベル又はCMVSSラベルを撮影した写真等 ・GVWRが4,536kg（10,000ポンド）以下のPASS・MPV・TRUCK・BUSであって、1つの車軸に複輪を備えていないものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 138、CMVSS 138	（新設）		
第10条 操縦装置	7-12 操縦装置	UN R60-00 二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①　COCペーパー ・L_3カテゴリのものに限る。 ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・L_3カテゴリのものに限る。 ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。 ③　UN R60-00に基づく認定証 ④　UN R60-00に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤　別表第3に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの （記載例）・別表第3適用二輪自動車	（新設）		
		UN R121-00 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①　COCペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③　UN R121-00に基づく認定証 ④　UN R121-00に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
		UN R121-01 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①　COCペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③　UN R121-01に基づく認定証	（新設）		

新				旧		
			④ UN R121-01 に基づくⒺマークを撮影した写真等			
第 11 条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	細目告示別添 6 衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R12 に基づく認定証 ④ UN R12 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・PASS 又は GVWR が 4,536kg（10,000 ポンド）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ⑦ 衝撃吸収式であることが確認できる構造図等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R12、FMVSS 203、CMVSS 203	(2) 細目告示別添 6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、UN R12）	① 製作年月日が昭和 48 年 9 月 30 日以前である場合 ② 本則 7-13-7 の規定が適用される自動車である場合 ③ 製作年月日が昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 3 月 31 日）で次に掲げる場合 ア COC ペーパー（M_1 又は N_1 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTA ラベル又はプレート（M_1 又は N_1 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ Ⓔマークが表示されている場合 カ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） エ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 4536kg（10000lbs）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合 オ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造の場合 キ 構造図等により衝撃吸収式であることが確認できる場合 ④ 製作年月日が平成 21 年 9 月 1 日以降（貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 4 月 1 日以降）で次に掲げる場合 ア COC ペーパー（M_1 又は N_1 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTA ラベル又はプレート（M_1 又は N_1 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ Ⓔマークが表示されている場合 エ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） オ 本則 7-13-1-3（3）の規定による場合	UN 規則 No.12 FMVSS No.203（③までの自動車に限る） CMVSS No.203（③までの自動車に限る）
		UN R12-04 かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R12-04 に基づく認定証 ④ UN R12-04 に基づくⒺマークを撮影した写真等			
		UN R79-01 かじ取装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R79-01 に基づく認定証 ④ UN R79-01 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
		UN R79-02 かじ取装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R79-02 に基づく認定証 ④ UN R79-02 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
第 11 条の 2 施錠装置等	7-14 施錠装置等	細目告示別添 9 イモビライザの技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R97 又は UN R116 に基づく認定証 ④ 欧州連合指令 74/61/EEC 又は 95/56/EEC に基づく認定証 ⑤ UN R97 又は UN R116 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑥ 欧州連合指令 74/61/EEC 又は 95/56/EEC に基づくⓔマーク	(3) 細目告示別添 9「イモビライザの技術基準」	① 製作年月日が平成 18 年 6 月 30 日以前である場合 ② COC ペーパー（M_1 又は N_1 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（M_1 又は N_1 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ Ⓔマーク又はⓔマークが表示されている場合	UN 規則 No.97 UN 規則 No.116 EC 指令 74/61 又は 95/56

新				旧		
			を撮影した写真等 ⑦　EU 加盟国の自動車検査証等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN_R97、UN_R116、74/61/EEC、95/56/EEC		⑤　EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑥　視認等によりイモビライザが備えられていないと認められる場合	
第 12 条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示別添 10 トラック及びバスの制動装置の技術基準	①　COC ペーパー ・M_2カテゴリ、M_3カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_2カテゴリ、M_3カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③　UN R13 に基づく認定証 ④　欧州連合指令 71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づく認定証 ⑤　UN R13 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑥　欧州連合指令 71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づくⓔマークを撮影した写真等 ⑦　EU 加盟国の自動車検査証等 ⑧　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等＋ア又はイの計算式を満たすことが確認できるもの ・PASS 又は GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ・受検車両は、液圧式ブレーキを備えた車両総重量 3,500kg 以下の自動車であること。 ア　$W / w \leqq 1.41$ イ　$\frac{(W + W') \times 900}{254 \times F} + 0.833 \leqq 27.63$ ただし、 W：車両総重量（kg） w：車両重量（kg） W’：回転部分相当重量（kg） 普通トラック W’＝0.07W	(4) 細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」	①　製作年月日が平成 11 年 6 月 30 日（車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 12 年 6 月 30 日）以前である場合 ②　COC ペーパー（M_2、M_3、N_1、N_2又は N_3のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③　WVTA ラベル又はプレート（M_2、M_3、N_1、N_2又は N_3のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④　EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）	UN 規則 No.13 EC 指令 71/320、91/422、98/12 又は 2002/78
				(1) 同技術基準に規定された試験のうち、駐車制動装置静的性能試験	①　ブレーキテスタのローラ回転方向に対する車両の方向が正方向及び逆方向の双方について、ブレーキテスタを用いて測定した制動力が次の事項を満足する場合 $F \geqq 0.18W$ ただし、 W：車両総重量（kg） F：駐車制動装置の制動力の総和（kg） なお、F を計測する場合の自動車の状態は、審査時車両状態から積車状態に至る範囲のいずれかの状態とする。	---
				(2) 同技術基準に規定された試験のうち、駐車制動装置動的性能試験	①　$W / w \leqq 1.41$ である場合 ②　$\frac{(W + W') \times 900}{254 \times F} + 0.833 \leqq 27.63$ である場合 ただし、 W：車両総重量（kg） w：車両重量（kg） W’：回転部分相当重量（kg） 普通トラック W’＝0.07W バス・小型トラック W’＝0.05W F:審査時車両状態でブレーキテスタを用い測定した駐車制動装置の制動力の総和（kg）	---
				(3) 同技術基準に規定された試験のうち、常温時制動試験（非積車状態）及び常温時高速制動試験（非積車状態）	①　$((W - w) / w) \times 100 \leqq 15.0$である場合 ただし、 W：車両総重量（kg） w：車両重量（kg）	---
				(4) 同技術基準（車両総重量 3.5 トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち次の①から⑫に規定された試験 ①常温時制動試験（非積車状態） ②常温時制動試験（積車状態） ③常温時高速制動試験（非積車状態）	①　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 3500kg（7716lbs）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合	FMVSS No.135（駐車制動装置動的性能試験を除く。） CMVSS No.135（駐車制動装置動的性能試験を除く。）

新					旧		
				バス・小型トラック W’＝0.05W F：審査時車両状態でブレーキテスタを用い測定した駐車制動装置の制動力の総和（kg） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN_R13、71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、2002/78/EEC、FMVSS 135（駐車制動装置の動的性能試験を除く。）、CMVSS 135（駐車制動装置の動的性能試験を除く。）	④常温時高速制動試験（積車状態） ⑤フェード試験 ⑥車輪ロック確認試験 ⑦原動機停止時制動試験 ⑧制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑨エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑩可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑪ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑫駐車制動装置静的性能試験		
				技術基準に規定された試験項目のうち一部の試験項目の適合性を証することができるもの (a) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）を超え 4,536kg（10,000 ポンド）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ・受検車両は、液圧式ブレーキを備えた車両総重量 3,500kg 以下の自動車であること。 （適合性を証することができる試験項目） 常温時制動試験、常温時高速制動試験（積車状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。））、フェード試験、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS 故障警報装置の作動確認試験、駐車制動装置の静的性能試験 (b) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）を超え 4,536kg（10,000 ポンド）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ・受検車両は、液圧式ブレーキを備えた車両総重量 3,500kg を超えた自動車であること。 （適合性を証することができる試験項目） 常温時制動試験（積車状態のみ）、常温時高速制動試験（積車状態のみ）、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS 故障警報装置の作動確認試験、駐車制動装置の静的性能試験 (c) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・GVWR が 4,536kg（10,000 ポンド）を超える MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ・受検車両は、液圧式ブレーキを備えた車両総重量 4,536kg を超えた自動車であること。 （適合性を証することができる試験項目） 常温時高速制動試験、ABS 故障警報装置の作動確認試験 (d) 次のいずれかの計算式を満たすことが確認できるもの ア $W / w \leqq 1.41$ イ $\frac{(W + W') \times 900}{254 \times F} + 0.833 \leqq 27.63$ ただし、 W：車両総重量（kg） w：車両重量（kg）	(5) 同技術基準（車両総重量 3.5 トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち (4) 中①②④（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の車両に限る。）⑤⑧⑨⑩⑪⑫に規定された試験	① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が 3500kg（7716lbs）を超え 4536kg（10000lbs）以下の油圧ブレーキを装着した MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合	---
					(6) 同技術基準（車両総重量 3.5 トンを超えて 4.536 トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち (4) 中②④⑧⑨⑩⑪⑫に規定された試験	① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が 3500kg（7716lbs）を超え 4536kg（10000lbs）以下の油圧ブレーキを装着した MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合	---
					(7) 同技術基準（車両総重量 4.536 トンを超える自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち (4) 中③④⑪に規定された試験	① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が 4536kg（10000lbs）を超える油圧ブレーキを装着した MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合	---

新					旧			
				W’：回転部分相当重量（kg） 普通トラック W’＝0.07W バス・小型トラック W’＝0.05W F：審査時車両状態でブレーキテスタを用い測定した駐車制動装置の制動力の総和（kg） （適合性を証することができる試験項目） 駐車制動装置の動的性能試験 （e）ブレーキテスタのローラ回転方向に対する車両の方向が正方向及び逆方向の双方について、ブレーキテスタを用いて測定した制動力が次の計算式を満たすことが確認できるもの $F \geqq 0.18W$ ただし、 W：車両総重量（kg） F：駐車制動装置の制動力の総和（kg） なお、F を計測する場合の自動車の状態は、審査時車両状態から積車状態に至る範囲のいずれかの状態とする。 （適合性を証することができる試験項目） 駐車制動装置の静的性能試験 （f）次の計算式を満たすことが確認できるもの $((W-w)/w) \times 100 \leqq 15.0$ ただし、 W：車両総重量（kg） w：車両重量（kg） （適合性を証することができる試験項目） 常温時制動試験（非積車状態のみ）、常温時高速制動試験（非積車状態のみ） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 105（一部の試験項目に限る。）、CMVSS 105（一部の試験項目に限る。）				
			細目告示別添 11 アンチロックブレーキシステムの技術基準	①　COC ペーパー ・M_3 カテゴリ、N_2 カテゴリ又は N_3 カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_3 カテゴリ、N_2 カテゴリ又は N_3 カテゴリのものに限る。 ③　UN R13 に基づく認定証 ④　欧州連合指令 71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づく認定証 ⑤　UN R13 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑥　欧州連合指令 71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づくⓔマークを撮影した写真等 ⑦　EU 加盟国の自動車検査証等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R13、71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、2002/78/EEC		（5）細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」	①　製作年月日が平成 3 年 9 月 30 日（専ら乗用で車両総重量が 12t を超える自動車（一般路線バスを除く。）にあっては平成 4 年 3 月 31 日、けん引自動車のうち車両総重量 7t を超えて 13t 以下の自動車にあっては平成 7 年 8 月 31 日）以前である場合 ②　COC ペーパー（M_3、N_2、N_3 又は O_4 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③　WVTA ラベル又はプレート（M_3、N_2、N_3 又は O_4 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④　EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）	UN 規則 No.13 EC 指令 71/320、85/647、88/194、91/422、98/12 又は 2002/78
			UN R13-11 トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］	（新設）			
			細目告示別添 113 衝突被害軽減制動制御装置の技術基準	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］	（新設）			
			UN R131-00 衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］	（新設）			

新					旧		
			UN R131-01 衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］	（新設）		
		7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添７の２ 乗用車の制動装置の技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13H に基づく認定証 ④ UN R13H に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等＋ア又はイの計算式を満たすことが確認できるもの ・PASS 又は GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ・受検車両は、液圧式ブレーキを備えた自動車であること。 ア $W / w \leqq 1.35$ イ $\frac{(W + W') \times 900}{254 \times F} + 0.833 \leqq 27.63$ ただし、 W：車両総重量（kg） w：車両重量（kg） W’：回転部分相当重量（kg） 普通トラック W’＝0.07W バス・小型トラック W’＝0.05W F：審査時車両状態でブレーキテスタを用い測定した駐車制動装置の制動力の総和（kg） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R13H、FMVSS 135（駐車制動装置の動的性能試験を除く。）、CMVSS 135（駐車制動装置の動的性能試験を除く。）	（6）技術基準通達別添７の２「乗用車の制動装置の技術基準」	① 製作年月日が平成 11 年 3 月 31 日（キャブオーバ型、車枠を有する全輪駆動自動車にあっては平成 14 年 9 月 30 日）以前である場合 ② COC ペーパー（M_1 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（M_1 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ Ⓔマークが表示されている場合 ⑤ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）	UN 規則 No.13H
					（1）同技術基準のうち、駐車制動装置動的性能試験を除く試験	① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 3500kg（7716lbs）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合	FMVSS No.135（駐車制動装置動的性能試験を除く。） CMVSS No.135（駐車制動装置動的性能試験を除く。）
					（2）同技術基準のうち、駐車制動装置動的性能試験	① $W / w \leqq 1.35$ である場合 ② $\frac{(W + W') \times 900}{254 \times F} + 0.833 \leqq 27.63$ である場合 ただし、 W：車両総重量（kg） w：車両重量（kg） W’：回転部分相当重量（kg） 普通トラック W’＝0.07W バス・小型トラック W’＝0.05W F：審査時車両状態でブレーキテスタを用い測定した駐車制動装置の制動力の総和（kg）	---
			技術基準通達別添７ 乗用車の制動装置の技術基準	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］			
			細目告示別添 12 乗用車の制動装置の技術基準	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］			
			UN R13H-01 乗用車の制動装置に係る協定規則	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］			
			UN R139-00 ブレーキアシストシステムに係る協定規則	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］			
			UN R140-00 横滑り防止装置に係る協定規則	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］			
		7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添 13 二輪車の制動装置の技術基準	① COC ペーパー ・L カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・L カテゴリのものに限る。 ③ UN R78 に基づく認定証 ④ 欧州連合指令 93/14/EEC に基づく認定証 ⑤ UN R78 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（7）細目告示別添 13「二輪車の制動装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、UN R78）	① 製作年月日が平成 11 年 6 月 30 日以前である場合 ② 製作年月日が平成 11 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 17 日で次に掲げる場合 ア COC ペーパーが提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTA ラベル又はプレートが貼付されている場合 ウ Ⓔマーク又はⓔマークが表示されている場合	UN 規則 No.78 EC 指令 93/14

新					旧		
				⑥　欧州連合指令 93/14/EEC に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑦　EU 加盟国の自動車検査証等 ⑧　別表第 2 に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの （記載例）・別表第 2 適用二輪自動車 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R78、93/14/EEC		オ　EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） エ　別表第 2 に掲載されている場合	
				技術基準に規定された試験項目のうち一部の試験項目の適合性を証することができるもの （a）FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・駐車制動装置を装備した側車付二輪自動車のものに限る。 （適合性を証することができる試験項目） 駐車制動装置の駐車性能試験 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 122（駐車制動装置の駐車性能試験に限る。）、CMVSS 122（駐車制動装置の駐車性能試験に限る。）			
			UN R78-03 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①　COC ペーパー ・L カテゴリのものに限る。 ・車両型式の認可日が平成 19 年 7 月 1 日以降のものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・L カテゴリのものに限る。 ③　UN R78-03 に基づく認定証 ④　UN R78-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤　別表第 3 に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの （記載例）・別表第 3 適用二輪自動車		③　製作年月日が平成 23 年 6 月 18 日以降で次に掲げる場合 ア　COC ペーパー（車両型式の認可日が平成 19 年 7 月 1 日以降のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） イ　Ⓔマーク（第 3 改訂以降のものに限る。）が表示されている場合 ウ　別表第 3 に掲載されている場合	
					同技術基準のうち駐車性能試験	①　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	FMVSS No.122 CMVSS No.122
			UN R78-04 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①　COC ペーパー ・L カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・L カテゴリのものに限る。 ③　UN R78-04 に基づく認定証 ④　UN R78-04 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
		7-18 大型特殊自動車等の制動装置	細目告示別添 14 制動液漏れ警報装置の技術基準	①　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・灯光により警報する装置を備えた自動車であること。 ②　警報装置が装備されていることが確認できる構造図等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS　105（警報の方式が音による場合を除く。）、CMVSS　105（警報の方式が音による場合を除く。）	（8）細目告示別添 14「制動液漏れ警報装置の技術基準」	①　製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 以前である場合 ②　細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は技術基準通達別添 7 の 2「乗用車の制動装置の技術基準」が適用される場合 ③　構造図等により警報装置が装備されていることが確認できる場合	
					警報の方式が音による場合の規定を除く。	①　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	FMVSS No.105（警報の方式が音による場合の規定を除く。） CMVSS No.105（警報の方式が音による場合の規定を除く。）
		7-19	細目告示別添 15		（9）細目告示別添 15「トレーラ	①　製作年月日が平成 11 年 6 月 30 日（車両総重量が 3.5t を超える	UN 規則 No.13

新					旧		
		被牽引自動車の制動装置	トレーラの制動装置の技術基準	① COC ペーパー ・0 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13 に基づく認定証 ④ 欧州連合指令 71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づく認定証 ⑤ UN R13 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑥ 欧州連合指令 71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づくⓔマークを撮影した写真等 ⑦ EU 加盟国の自動車検査証等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R13、71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、2002/78/EEC	の制動装置の技術基準」	ものにあっては平成 12 年 6 月 30 日）以前である場合 ② COC ペーパー（0_1、0_2、0_3 又は 0_4 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（0_1、0_2、0_3 又は 0_4 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）	EC 指令 71/320、91/422、98/12 又は 2002/78
			細目告示別添 11 アンチロックブレーキシステムの技術基準	① COC ペーパー ・0_4 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・0_4 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13 に基づく認定証 ④ 欧州連合指令 71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づく認定証 ⑤ UN R13 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑥ 欧州連合指令 71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づくⓔマークを撮影した写真等 ⑦ EU 加盟国の自動車検査証等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R13、71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、2002/78/EEC	（新設）		
			UN R13-11 トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	［並行輸入した車両総重量が 10t 以下の被牽引自動車については本項目は適用しない］ ① COC ペーパー ・0 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13-11 に基づく認定証 ④ UN R13-11 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
	第 13 条 連結車両の制動装置	7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	細目告示別添 93 連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準	① COC ペーパー ・0 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。 ③ EU 加盟国の自動車検査証等	（29）細目告示別添 93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」	① 製作年月日が昭和 50 年 3 月 31 日以前である場合 ② 細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」の試験に適合している場合 ③ COC ペーパー（0_1、0_2、0_3 又は 0_4 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ④ WVTA ラベル又はプレート（0_1、0_2、0_3 又は 0_4 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ⑤ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）	
			UN R13-11 トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	［並行輸入した車両総重量が 10t 以下の被牽引自動車については本項目は適用しない］ ① COC ペーパー ・0 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。	（新設）		

新					旧		
				③ UN R13-11 に基づく認定証 ④ UN R13-11 に基づくⒺマークを撮影した写真等			
	第 15 条 燃料装置	7-22 燃料装置	細目告示別添 16 乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R34 に基づく認定証 ④ UN R34 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ 細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の試験に適合しており、かつ、自動車製作者が装着したものであることが確認できる資料 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R34	(10) 細目告示別添 16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」	① 製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 ④ COC ペーパー（M_1 又は N_1 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑤ WVTA ラベル又はプレート（M_1 又は N_1 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ② Ⓔマークが表示されている場合 ⑥ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ 細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の試験に適合しており、かつ、自動車製作者が装着したものであることが確認できる場合	UN 規則 No.34
			UN R34-03 車両火災の防止に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R34-03 に基づく認定証 ④ UN R34-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R137-00 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R137-00 に基づく認定証 ④ UN R137-00 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R137-01 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R137-01 に基づく認定証 ④ UN R137-01 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R94-02 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-02 に基づく認定証 ④ UN R94-02 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R94-03 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-03 に基づく認定証 ④ UN R94-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R95-03 側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R95-03 に基づく認定証 ④ UN R95-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		

新					旧		
			UN R135-00 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-00 に基づく認定証 ④ UN R135-00 に基づくⓔマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R135-01 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-01 に基づく認定証 ④ UN R135-01 に基づくⓔマークを撮影した写真等			
			細目告示別添 17 衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・PASS 又は GVWR が 4,536kg（10,000 ポンド）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）、FMVSS 301、CMVSS 301	（11）細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」	① 製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 ② 製作年月日が昭和 63 年 3 月 31 日以前である場合（乗車定員 10 人以下の乗用自動車の前面衝突を除く。） ③ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 4536kg（10000lbs）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合 ④ 本則 7-22-1-2（5）の規定による場合	UN 規則 No.34（前面衝突の方法に係る部分に限る。） FMVSS No.301 CMVSS No.301
	第 17 条 高圧ガス燃料装置	7-24 高圧ガスの燃料装置	UN R110-02 圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R110-02 に基づく認定証 ④ UN R110-02 に基づくⓔマークを撮影した写真等	（新設）		
			細目告示別添 100 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準	――	（31）細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」	① 製作年月日が平成 17 年 3 月 30 日以前である場合	
			細目告示別添 118 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準	――	（新設）		
			GTR13 水素及び燃料電池自動車に関する世界統一技術規則	――	（新設）		
			UN R134-00 水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R134-00 に基づく認定証 ④ UN R134-00 に基づくⓔマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R135-00 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-00 に基づく認定証 ④ UN R135-00 に基づくⓔマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R135-01 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可	（新設）		

新					旧		
				を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-01に基づく認定証 ④ UN R135-01に基づくⒺマークを撮影した写真等			
			細目告示別添17 衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	① FMVSSラベル又はCMVSSラベルを撮影した写真等 ・PASS又はGVWRが4,536kg（10,000ポンド）以下のMPV・TRUCK・BUSのものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）、FMVSS 301、CMVSS 301	（新設）		
	第17条の2 電気装置	7-25 電気装置	細目告示別添101 燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	――	（32）細目告示別添101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」	① 製作年月日が平成17年3月30日以前である場合	
			細目告示別添110 電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	――	（新設）		
			細目告示別添111 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	――	（37）細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」	① 製作年月日が平成24年6月30日以前である場合 ② 細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の3.又は4.の適用を受ける自動車にあっては、本則7-25-1-2（3）の規定による場合	
			UN R100-01 バッテリー式電気自動車に係る協定規則	① COCペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTAラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R100-01に基づく認定証 ④ UN R100-01に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R100-02 バッテリー式電気自動車に係る協定規則	① COCペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTAラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R100-02に基づく認定証 ④ UN R100-02に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R136-00 バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則	① COCペーパー ・Lカテゴリのものに限る。 ② WVTAラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・Lカテゴリのものに限る。 ③ UN R136-00に基づく認定証 ④ UN R136-00に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R12-04 かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COCペーパー ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ② WVTAラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③ UN R12-04に基づく認定証 ④ UN R12-04に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R94-02 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COCペーパー ・M_1カテゴリのものに限る。 ② WVTAラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-02に基づく認定証	（新設）		

新					旧		
				④　UN R94-02 に基づくⒺマークを撮影した写真等			
			UN R94-03 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	①　COC ペーパー ・M_1カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリのものに限る。 ③　UN R94-03 に基づく認定証 ④　UN R94-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R95-03 側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	①　COC ペーパー ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③　UN R95-03 に基づく認定証 ④　UN R95-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R137-00 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	①　COC ペーパー ・M_1カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリのものに限る。 ③　UN R137-00 に基づく認定証 ④　UN R137-00 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R137-01 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	①　COC ペーパー ・M_1カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリのものに限る。 ③　UN R137-01 に基づく認定証 ④　UN R137-01 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R10-03 電磁両立性に係る協定規則	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］	（新設）		
			UN R10-04 電磁両立性に係る協定規則	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］	（新設）		
			UN R10-05 電磁両立性に係る協定規則	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］	（新設）		
	第 18 条 車枠及び車体	7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	細目告示別添 23 前面衝突時の乗員保護の技術基準	①　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 208、CMVSS 208	（12）細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」	①　製作年月日が平成 11 年 3 月 31 日（乗車定員 10 人以下のキャブオーバ型自動車及び車枠を有する全輪駆動自動車（車両総重量 2.8t 以下で貨物の運送の用に供する自動車含む。）にあっては平成 11 年 6 月 30 日）以前である場合 ②　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合 ③　本則 7-27-1（3）の規定による場合	FMVSS No.208 CMVSS No.208
			UN R137-00 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	①　COC ペーパー ・M_1カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリのものに限る。 ③　UN R137-00 に基づく認定証 ④　UN R137-00 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R137-01 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	①　COC ペーパー ・M_1カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリのものに限る。 ③　UN R137-01 に基づく認定証 ④　UN R137-01 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
		7-28 オフセット前面衝突時の車	細目告示別添 104 オフセット衝突時の乗員保護の技術基準		（33）細目告示別添 104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」（協定規則を適用する場合には、UN R94）	①　製作年月日が平成 21 年 8 月 31 日（乗車定員 10 人未満の自動車）以前である場合 ②　製作年月日が平成 28 年 3 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車）以前である場合	UN 規則 No.94

新				旧		
枠及び車体の乗員保護性能		① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R94 に基づく認定証 ④ UN R94 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R94		③ COC ペーパー（M_1 又は N_1 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ④ WVTA ラベル又はプレート（M_1 又は N_1 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ⑤ Ⓔマークが表示されている場合 ⑥ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑦ 本則 7-28-1（3）の規定による場合	
	UN R94-01 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-01 に基づく認定証 ④ UN R94-01 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
	UN R94-02 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-02 に基づく認定証 ④ UN R94-02 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
	UN R94-03 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-03 に基づく認定証 ④ UN R94-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	技術基準通達別添 18 の 2 側面衝突時の乗員保護の技術基準	［並行輸入自動車については本項目は適用しない］	（新設）		
	細目告示別添 24 側面衝突時の乗員保護装置の技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R95 に基づく認定証 ④ UN R95 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R95	（13）細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、UN R95）	① 製作年月日が平成 15 年 9 月 30 日以前である場合 ② COC ペーパー（M_1 又は N_1 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（M_1 又は N_1 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ Ⓔマークが表示されている場合 ⑤ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑥ 本則 7-29-1（3）の規定による場合	UN 規則 No. 95
	UN R95-03 側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R95-03 に基づく認定証 ④ UN R95-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
7-30	UN R135-00	① COC ペーパー	（新設）		

新					旧		
		ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-00 に基づく認定証 ④ UN R135-00 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R135-01 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-01 に基づく認定証 ④ UN R135-01 に基づくⒺマークを撮影した写真等			
		7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能	細目告示別添 99 歩行者頭部保護の技術基準	---	（30）細目告示別添 99「歩行者頭部保護の技術基準」	① 製作年月日が平成 22 年 8 月 31 日（本則 7-31-4（1）②の自動車にあっては平成 24 年 8 月 31 日）以前である場合 ② 本則 7-31-1（3）の規定による場合 ③ 本則 7-31-1（4）①の規定による場合 ④ 本則 7-31-1（4）②の規定による場合であって、EU 加盟国において生産された自動車であり、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）	UN 規則 No,127
			細目告示別添 99 歩行者頭部及び脚部保護の技術基準	---	（新設）		
			UN R127-01 歩行者保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③ UN R127-01 に基づく認定証 ④ UN R127-01 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R127-02 歩行者保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③ UN R127-02 に基づく認定証 ④ UN R127-02 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
		7-31 の 2 バスの車両転覆時の車体強度	UN R66-02 バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_2カテゴリ又はM_3カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_2カテゴリ又はM_3カテゴリのものに限る。 ③ UN R66-02 に基づく認定証 ④ UN R66-02 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
	第 18 条の 2 巻込防止装置等	7-34 突入防止装置	技術基準通達別添 19 突入防止装置の技術基準	① COC ペーパー ・N_2カテゴリ、N_3カテゴリ、O_3カテゴリ又はO_4カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・N_2カテゴリ、N_3カテゴリ、O_3カテゴリ又は 04 カテゴリのものに限る。 ③ UN R58 に基づく認定証 ④ 欧州連合指令 70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC 又は 2000/8/EEC に基づく認定証 ⑤ UN R58 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑥ 欧州連合指令 70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC 又は 2000/8/EEC に基づくⓔマークを撮影した写真等 ⑦ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑧ 突入防止装置の識別要領について（平成 4 年 5 月 22 日付け自技第 86 号自審第 611 号）に基づく識別標識リベットを撮影	（新設）		

新					旧		
				した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R58、70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC、2000/8/EEC			
			細目告示別添 25 突入防止装置の技術基準	① COC ペーパー ・N_2 カテゴリ、N_3 カテゴリ、O_3 カテゴリ又は O_4 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・N_2 カテゴリ、N_3 カテゴリ、O_3 カテゴリ又は O_4 カテゴリのものに限る。 ③ UN R58 に基づく認定証 ④ 欧州連合指令 70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC 又は 2000/8/EEC に基づく認定証 ⑤ UN R58 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑥ 欧州連合指令 70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC 又は 2000/8/EEC に基づくⓔマークを撮影した写真等 ⑦ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑧ 突入防止装置の識別要領書について（平成 17 年 8 月 31 日付け国自技第 121 号国自審第 792 号）に基づく識別標識リベットを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R58、70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC、2000/8/EEC	（14）細目告示別添 25「突入防止装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、UN R58）	① 製作年月日が平成 4 年 5 月 31 日（車両総重量 7t を超えて 8t 以下の自動車にあっては平成 9 年 9 月 30 日）以前である場合 ② 本則 7-34-1 ただし書きの規定が適用される場合 ③ 本則 7-34-8 の規定が適用され次に掲げる場合 ア COC ペーパー（N_2、N_3、O_3 又は O_4 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTA ラベル又はプレート（N_2、N_3、O_3 又は O_4 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ Ⓔマーク又はⓔマークが表示されている場合 エ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） オ 「突入防止装置の識別要領通達」に基づく刻印が表示されている場合又は計算書が提出された場合 ④ 本則 7-34-2 の規定が適用され次に掲げる場合 ア Ⓔマーク（第 2 改訂版以降のものに限る。）が表示されている場合 イ 計算書が提出された場合	UN 規則 No.58（協定規則第 58 号改訂版の場合は③までの自動車に限る。） EC 指令 70/221、81/333、97/19 又は 2000/8（③までの自動車に限る。）
			UN R58-02 突入防止装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ、N カテゴリ又は O カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ、N カテゴリ又は O カテゴリのものに限る。 ③ UN R58-02 に基づく認定証 ④ UN R58-02 に基づくⒺマークを撮影した写真等			
			UN R58-03 突入防止装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ、N カテゴリ又は O カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ、N カテゴリ又は O カテゴリのものに限る。 ③ UN R58-03 に基づく認定証 ④ UN R58-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
		7-35 前部潜り込み防止装置	細目告示別添 107 前部潜り込み防止装置の技術基準	① COC ペーパー ・N_2 カテゴリ又は N_3 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・N_2 カテゴリ又は N_3 カテゴリのものに限る。 ③ UN R93 に基づく認定証 ④ 欧州連合指令 2000/40/EEC に基づく認定証 ⑤ UN R93 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑥ 欧州連合指令 2000/40/EEC に基づくⓔマークを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R93、2000/40/EEC	（36）細目告示別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」	① 製作年月日が平成 23 年 8 月 31 日以前である場合 ② COC ペーパー（N_2 又は N_3 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（N_2 又は N_3 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ Ⓔマークが表示されている場合	UN 規則 No.93 EC 指令 2000/40

新					旧		
	第 20 条 乗車装置	7-37 乗車装置	細目告示別添 27 内装材料の難燃性の技術基準	① COC ペーパー ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ EU 加盟国の自動車検査証等 ④ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 95/28/EEC、COM (92) 201 final-SYN 417、FMVSS 302、CMVSS 302	(15) 細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」	① 製作年月日が平成 7 年 3 月 31 日以前である場合 ② COC ペーパーが提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレートが貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	EC 指令 95/28 又は COM (92) 201 final-SYN 417 FMVSS No.302 CMVSS No.302
			細目告示別添 28 インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R21 に基づく認定証 ④ UN R21 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・PASS 又は GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R21、FMVSS 201、CMVSS 201 ◇現車審査時において、インストルメントパネルの表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、書面を省略することができる。	(16) 細目告示別添 28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」	① 製作年月日が昭和 50 年 3 月 31 日以前である場合 ② COC ペーパー（M_1 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（M_1 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 4536kg (10000lbs) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合 ⑥ 表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合	UN 規則 No.21 FMVSS No.201 CMVSS No.201
			細目告示別添 87 サンバイザの衝撃吸収の技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R21 に基づく認定証 ④ UN R21 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・PASS 又は GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R21、FMVSS 201、CMVSS 201	(26) 細目告示別添 87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」	① 製作年月日が昭和 50 年 3 月 31 日以前である場合 ② COC ペーパー（M_1 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（M_1 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ Ⓔマークが表示されている場合 ⑤ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 4536kg (10000lbs) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合 ⑦ 表面が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、内部構造物に硬い接触感がないことを確認する。	UN 規則 No.21 FMVSS No.201 CMVSS No.201
			UN R21-01 内部突起に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R21-01 に基づく認定証 ④ UN R21-01 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
	第 22 条 座席	7-39 座席	技術基準通達別添 22 座席及び座席取付装置の技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R17 に基づく認定証	（新設）		

新					旧		
				④ UN R17 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R17、FMVSS 207、CMVSS 207 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。）	（新設）		
			技術基準通達別添 23 シートバック後面の衝撃吸収の技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R17 に基づく認定証 ④ UN R17 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R17、UN R21、FMVSS 201、FMVSS 207、CMVSS 201、CMVSS 207 ◇現車審査時において、シートバック後面の表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、書面を省略することができる。			
			細目告示別添 30 座席及び座席取付装置の技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R17 に基づく認定証 ④ UN R17 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R17、FMVSS 207、CMVSS 207 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。）	（17）細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、UN R17 及び UN R80）	① 製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 ② 細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」が適用される場合 ア COC ペーパー（M_1 又は N のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTA ラベル又はプレート（M_1 又は N のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ Ⓔマークが表示されている場合 エ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） オ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合 カ 座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できるもの。（N に限る。） ③ UN R17 が適用される場合 ア COC ペーパー（M_1、M_2 又は N のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTA ラベル又はプレート（M_1、M_2 又は N のものにに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ Ⓔマークが表示されている場合 エ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） オ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	UN 規則 No.17 UN 規則 No.21（シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。） UN 規則 No.80 FMVSS No.207（本則 7-39-1-2（1）①の自動車に限る。） FMVSS No.201（シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。） CMVSS No.207（本則 7-39-1-2（1）①の自動車に限る。） CMVSS No.201（シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。）
			UN R17-07 座席及び座席取付装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ、M_2 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ、M_2 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R17-07 に基づく認定証 ④ UN R17-07 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等			

新					旧		
				◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。） ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。）		カ　座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できるもの。（N に限る。）	
			UN R17-08 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①　COC ペーパー ・M_1カテゴリ、M_2カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ、M_2カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③　UN R17-08 に基づく認定証 ④　UN R17-08 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。） ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。）			
			UN R80-02 バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則	①　COC ペーパー ・M_2カテゴリ又は M_3カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_2カテゴリ又は M_3カテゴリのものに限る。 ③　UN R80-02 に基づく認定証 ④　UN R80-02 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤　EU 加盟国の自動車検査証等		④　UN R80 が適用される場合 ア　COC ペーパー（M_2 又は M_3 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） イ　WVTA ラベル又はプレート（M_2 又は M_3 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ　Ⓔマークが表示されている場合 エ　EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）	
			UN R80-03 バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則	①　COC ペーパー ・M_2カテゴリ又は M_3カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_2カテゴリ又は M_3カテゴリのものに限る。 ③　UN R80-03 に基づく認定証 ④　UN R80-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等			
	第 22 条の 3 座席ベルト等	7-41 座席ベルト等	細目告示別添 31 座席ベルト取付装置の技術基準	①　COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③　UN R14 に基づく認定証 ④　UN R14 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤　EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R14、FMVSS 210、CMVSS 210	(18) 細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、UN R14）	①　本則 7-41-5 の規定が適用される場合 ②　COC ペーパー（M 又は N のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③　WVTA ラベル又はプレート（M 又は N のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④　Ⓔマークが表示されている場合 ⑤　EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑥　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	UN 規則 No. 14 FMVSS No. 210 CMVSS No. 210
			UN R14-06 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①　COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ②　WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料			

新					旧		
				・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R14-06 に基づく認定証 ④ UN R14-06 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 210、CMVSS 210			
			UN R14-07 座席ベルト取付装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R14-07 に基づく認定証 ④ UN R14-07 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 210、CMVSS 210	（新設）		
			細目告示別添 32 座席ベルトの技術基準	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R16 に基づく認定証 ④ UN R16 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R16、FMVSS 209、CMVSS 209	（19）細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」（協定規則を適用する場合には、UN R16）	① 本則 7-41-5 の規定が適用される場合 ② COC ペーパー（M 又は N のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（M 又は N のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ Ⓔマークが表示されている場合 ⑤ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	UN 規則 No.16 FMVSS No.209 CMVSS No.209
			UN R16-05 座席ベルトに係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R16-05 に基づく認定証 ④ UN R16-05 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 209、CMVSS 209			
			UN R16-06 座席ベルトに係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R16-06 に基づく認定証 ④ UN R16-06 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 209、CMVSS 209	（新設）		
			UN R16-07 座席ベルトに係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料	（新設）		

新				旧		
			・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R16-07 に基づく認定証 ④ UN R16-07 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 209、CMVSS 209			
第 22 条の 4 頭部後傾抑止装置等	7-43 頭部後傾抑止装置	技術基準通達別添 27 頭部後傾抑止装置の技術基準	① COC ペーパー ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ UN R17 又は UN R25 に基づく認定証 ④ UN R17 又は UN R25 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R17、UN R25、FMVSS 202a、CMVSS 202a ◇現車審査時において、頭部後傾抑止装置の前面の大きさが幅 170mm×高さ 100mm 以上のものであって、かつ、当該装置の構造部材が頭部に直接接触しないよう緩衝材で覆われていることが確認できる場合には、書面を省略することができる。	(20) 細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」	① 製作年月日が平成 24 年 6 月 30 日以前で次に掲げる場合 ア COC ペーパーが提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTA ラベル又はプレートが貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ Ⓔマークが表示されている場合 エ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） オ 頭部後傾抑止装置の前面の大きさが幅 170mm×高さ 100mm 以上のものであって、かつ、当該装置の構造部材が頭部に直接接触しないよう緩衝材で覆われていることが確認できる場合 ② 製作年月日が平成 24 年 7 月 1 日以降で次に掲げる場合 ア COC ペーパーが提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTA ラベル又はプレートが貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ Ⓔマークが表示されている場合 エ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） オ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	UN 規則 No.25 UN 規則 No.17 FMVSS No.202a CMVSS No.202a
		細目告示別添 34 頭部後傾抑止装置の技術基準	① COC ペーパー ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ UN R17 又は UN R25 に基づく認定証 ④ UN R17 又は UN R25 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R17、UN R25、FMVSS 202a、CMVSS 202a			
第 22 条の 5 年少者用補助乗車装置等	7-44 年少者用補助乗車装置等	細目告示別添 35 年少者用補助乗車装置の技術基準	① COC ペーパー ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ UN R44 又は UN R129 に基づく認定証 ④ UN R44 又は UN R129 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R44、UN R129、FMVSS 213、CMVSS 213	(21) 細目告示別添 35「年少者用補助乗車装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、UN R44）	① 製作年月日が平成 7 年 3 月 31 日以前である場合 ② COC ペーパーが提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレートが貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ Ⓔマークが表示されている場合 ⑤ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	UN 規則 No.44 UN 規則 No.129 FMVSS No.213 CMVSS No.213
		UN R44-04 年少者用補助乗車装置に係る協定規則	① COC ペーパー ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ UN R44-04 に基づく認定証 ④ UN R44-04 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 213、CMVSS 213	（新設）		
		UN R129-00 改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	① COC ペーパー ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ UN R129-00 に基づく認定証	（新設）		

新					旧		
				④ UN R129-00 に基づくⒺマークを撮影した写真等			
			UN R129-01 改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	① COC ペーパー ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ UN R129-01 に基づく認定証 ④ UN R129-01 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R129-02 改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	① COC ペーパー ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ UN R129-02 に基づく認定証 ④ UN R129-02 に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
			UN R14-07 座席ベルト取付装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R14-07 に基づく認定証 ④ UN R14-07 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・PASS、GVWR が 3,855kg（8,500 ポンド）以下の MPV・TRUCK 又は GVWR が 4,536kg（10,000 ポンド）以下の BUS のものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 225、CMVSS 225	（38）UN R14（年少者用補助乗車装置取付具に係る基準に限る）	① 本則 7-41-5 の規定が適用される場合 ② COC ペーパー（M 又は N のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（M 又は N のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ Ⓔマークが表示されている場合 ⑤ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合（PASS、GVWR3855kg 以下の MPV 及び TRUCK、GVWR4536 以下の BUS に限る。）	UN 規則 No.14 FMVSS No.225 CMVSS No.225
第 25 条 乗降口	7-47 乗降口		技術基準通達別添 29 の 2 とびらの開放防止の技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ、M_2 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ、M_2 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R11 に基づく認定証 ④ UN R11 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・PASS・MPV・TRUCK のものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R11、FMVSS 206、CMVSS 206 ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量 5t 超の貨物自動車に限る。）	（22）細目告示別添 36「とびらの開放防止の技術基準」（協定規則を適用する場合には、UN R11）	① 製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 ② COC ペーパー（M_1、M_2 又は N_1 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（M_1、M_2 又は N_1 のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ Ⓔマークが表示されている場合 ⑤ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS、MPV 又は TRUCK のものに限る。）が貼付されている場合 ⑦ 確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有する場合（N_2、N_3 のものに限る。）	UN 規則 No.11 FMVSS No.206 CMVSS No.206
			細目告示別添 36 とびらの開放防止の技術基準	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ、M_2 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ、M_2 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R11 に基づく認定証 ④ UN R11 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・PASS・MPV・TRUCK のものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R11、FMVSS 206、CMVSS 206			

新					旧		
				◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量 5t 超の貨物自動車に限る。）			
			UN R11-03 ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1カテゴリ、M_2カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ、M_2カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③ UN R11-03 に基づく認定証 ④ UN R11-03 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・PASS・MPV・TRUCK のものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 206、CMVSS 206 ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量 5t 超の貨物自動車に限る。）			
			UN R11-04 ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1カテゴリ、M_2カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ、M_2カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③ UN R11-04 に基づく認定証 ④ UN R11-04 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・PASS・MPV・TRUCK のものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 206、CMVSS 206	（新設）		
第 29 条 窓ガラス	7-51 窓ガラス	細目告示別添 37 窓ガラスの技術基準	① COC ペーパー ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ UN R43 に基づく認定証 ④ UN R43 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R43、FMVSS 205、CMVSS 205	（23）細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」	① COC ペーパーが提出された場合（少数生産車を除く。） ② WVTA ラベル又はプレートが貼付されている場合（少数生産車を除く。） ③ Ⓔマークが表示されている場合 ④ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合 ⑥ 安全ガラスであることがマークにより確認できる場合	UN 規則 No.43 FMVSS No.205 CMVSS No.205
		UN R43-01 窓ガラスに係る協定規則	① COC ペーパー ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ UN R43 に基づく認定証 ④ UN R43 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 205、CMVSS 205	（新設）		
第 30 条 騒音防止装置	7-53 騒音防止装置	UN R41-04 二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則	［別表第 1 は適用しない（6.10.によること）］	（新設）		
		UN R51-03 四輪自動車の車外騒音に係る協定規則	［別表第 1 は適用しない（6.10.によること）］	（新設）		
第 31 条	7-56	細目告示別添 47	［別表第 1 は適用しない（6.14.によること）］	（新設）		

新				旧		
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準				
		細目告示別添48 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準	---	（新設）		
		細目告示別添115 二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準	---	（新設）		
	7-58 燃料蒸発ガス発散防止装置	技術基準通達別添41 ガソリン自動車燃料蒸発ガス測定の技術基準	---	（新設）		
		細目告示別添49 燃料蒸発ガスの測定方法	---	（新設）		
		細目告示別添117 二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法	---	（新設）		
第32条 前照灯等	7-64 配光可変型前照灯	UN R123-00 配光可変型前照灯に係る協定規則	①　COCペーパー ②　WVTAラベル又はプレートを撮影した写真等 ③　UN R123-00に基づく認定証 ④　UN R123-00に基づくⒺマークを撮影した写真等	（35）UN R123（配光可変型前照灯）	①　Ⓔマークが表示されている場合	UN規則No.123
		UN R123-01 配光可変型前照灯に係る協定規則	①　COCペーパー ②　WVTAラベル又はプレートを撮影した写真等 ③　UN R123-01に基づく認定証 ④　UN R123-01に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
		細目告示別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準（配光可変型前照灯に係る部分に限る。）	①　COCペーパー ②　WVTAラベル又はプレートを撮影した写真等 ③　UN R48-02以降に基づく認定証 ④　UN R48-02以降に基づくⒺマークを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R48-02以降	（新設）		
第43条の5 盗難発生警報装置	7-97 盗難発生警報装置	細目告示別添78 盗難発生警報装置の技術基準	①　COCペーパー ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ②　WVTAラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリ又はN_1カテゴリのものに限る。 ③　UN R97又はUN R116に基づく認定証 ④　欧州連合指令74/61/EEC又は95/56/EECに基づく認定証 ⑤　UN R97又はUN R116に基づくⒺマークを撮影した写真等 ⑥　欧州連合指令74/61/EEC又は95/56/EECに基づくⓔマークを撮影した写真等 ⑦　EU加盟国の自動車検査証等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R97、UN R116、74/61/EEC、95/56/EEC	（24）細目告示別添78「盗難発生警報装置の技術基準」	①　製作年月日が平成18年6月30日以前である場合 ②　COCペーパー（M_1又はN_1のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③　WVTAラベル又はプレート（M_1又はN_1のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④　Ⓔマーク又はⓔマークが表示されている場合 ⑤　EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑥　視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められる場合	UN規則No.97 UN規則No.116 EC指令74/61又は95/56
第43条の6 車線逸脱警報装置	7-98 車線逸脱警報装置	UN R130-00 車線逸脱警報装置に係る協定規則	①　COCペーパー ・M_2カテゴリ、M_3カテゴリ、N_2カテゴリ又はN_3カテゴリのものに限る。 ②　WVTAラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料	（新設）		

新				旧		
			・M_2カテゴリ、M_3カテゴリ、N_2カテゴリ又はN_3カテゴリのものに限る。 ③ UN R130-00に基づく認定証 ④ UN R130-00に基づくⒺマークを撮影した写真等			
第44条 後写鏡等	7-99 後写鏡	細目告示別添80 車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準	① COCペーパー ・M_1カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1カテゴリのものに限る。 ③ 欧州連合指令 71/127/EEC、79/795/EEC、85/205/EEC、86/562/EEC又は88/321/EECに基づく認定証 ④ 欧州連合指令 71/127/EEC、79/795/EEC、85/205/EEC、86/562/EEC又は88/321/EECに基づくⓔマークを撮影した写真等 ⑤ EU加盟国の自動車検査証等 ⑥ FMVSSラベル又はCMVSSラベルを撮影した写真等 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 71/127/EEC、79/795/EEC、85/205/EEC、86/562/EEC、88/321/EEC、FMVSS 111、CMVSS 111 ◇現車審査時において、車室内後写鏡が脱落式であることが確認できる場合には、書面を省略することができる。	(25) 細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」	① 製作年月日が昭和50年11月30日以前である場合 ② COCペーパー（M_1のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA ラベル又はプレート（M_1のものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ Ⓔマークが表示されている場合 ⑤ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑥ FMVSSラベル又はCMVSSラベルが貼付されている場合 ⑦ 脱落式であることが確認できる場合	EC指令No.71/127、79/795、85/205、86/562又は88/321 FMVSS No.111 CMVSS No.111
		UN R46-04 間接視界に係る協定規則	① COCペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R46-04に基づく認定証 ④ UN R46-04に基づくⒺマークを撮影した写真等	（新設）		
第50条 旅客自動車運送事業用自動車	7-110 旅客自動車運送事業用自動車	細目告示別添91 連節バスの構造要件	---	(27) 細目告示別添91「連節バスの構造要件」	① 製作年月日が平成24年6月30日以前である場合 ② 視認等により構造要件に適合すると認められる場合	
		細目告示別添92 2階建バスの構造要件	---	(28) 細目告示別添92「2階建バスの構造要件」	① 製作年月日が平成24年6月30日以前である場合 ② 視認等により構造要件に適合すると認められる場合	
		審査事務規程別添14 ワンマンバスの構造要件	---	(34) 別添14「ワンマンバスの構造要件」	① 製作年月日が平成24年6月30日以前である場合 ② 視認等により構造要件に適合すると認められる場合	
		審査事務規程別添15 ワンマンバスの構造要件（平成24年6月30日以前に製作された自動車に適用）	---	（新設）		

備考
(1)「COCペーパー」又は「EU加盟国の自動車検査証等」は、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。
(2)「認定証」は、写しをもって代えることができる。
(3) 欧州連合指令に基づく少数生産車の場合には、「COCペーパー」、「WVTAラベル又はプレート」及び「EU加盟国の自動車検査証等」は適用しない。
(4) EU加盟国以外の国において生産された自動車の場合には、「EU加盟国の自動車検査証等」は適用しない。

備考
(1) UN規則とは、協定規則をいう。
(2) EC指令とは、欧州連合指令をいう。
(3) COCペーパーは、原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
(4) EU加盟国の自動車検査証等は、原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。

別表第2（略）

別表第3（別添3の別表第1関係）

UN R78-03（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表

(1) 川崎重工業株式会社

型式	モデル名（通称名）	原動機の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
EJ800A	W800	EJ800AE	**JKBEJ800AAA**000000	欧州		○	―

別表第2（略）

別表第3（別添3の別表第1関係）

UN R78-03（二輪車等の制動装置）に適合している自動車一覧表
（平成23年6月18日以降に製作された自動車に適用）

(1) 川崎重工業株式会社　※型式欄をキーとして昇順に並び替えを実施

型式	モデル名（通称名）	原動機の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な輸出先	備考
EJ800A	W800	EJ800AE	**JKBEJ800AAA**000000	欧州	

新								旧					
EN650A	VULCAN S	ER650AE	JKAEN650AADA00000 JKAENEA1*FDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ 米国		○	－	EN650A	VULCAN S	ER650AE	JKAEN650AADA00000 JKAENEA1*FDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ 米国	
EN650B	VULCAN S ABS	ER650AE	JKAEN650ABDA00000 JKAENEB1*FDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ 米国		○	－	EN650B	VULCAN S ABS	ER650AE	JKAEN650ABDA00000 JKAENEB1*FDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ 米国	
EN650C	VULCAN S	ER650AE	JKAEN650CCDA00000 JKAENEC1*HDA00000	ｱｼﾞｱ 米国		○	－	EN650C	VULCAN S	ER650AE	JKAEN650CCDA00000 JKAENEC1*HDA00000	ｱｼﾞｱ 米国	
EN650D	VULCAN S ABS	ER650AE	JKAEN650DDDA00000 JKAENED1*HDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ 米国		○	－	EN650D	VULCAN S ABS	ER650AE	JKAEN650DDDA00000 JKAENED1*HDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ 米国	
EN650E	VULCAN S ABS	ER650AE	JKAEN650DEDA00000 JKAEN650EEDA00000 JKAENEE1*HDA00000	欧州 ｱｼﾞｱ 米国		○	－	EN650E	VULCAN S ABS	ER650AE	JKAEN650DEDA00000 JKAEN650EEDA00000 JKAENEE1*HDA00000	欧州 ｱｼﾞｱ 米国	
ER300A	Z300	EX300AE	JKAER300AADA00000	欧州		○	○	ER300A	Z300	EX300AE	JKAER300AADA00000	欧州	
ER300B	Z300 ABS	EX300AE	JKAER300ABDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ		○	○	ER300B	Z300 ABS	EX300AE	JKAER300ABDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ	
ER650C	ER-6n	ER650AE	JKAER650CCDA00000 JKAEREC1*9DA00000	欧州 米国		○	－	ER650C	ER-6n	ER650AE	JKAER650CCDA00000 JKAEREC1*9DA00000	欧州 米国	
ER650D	ER-6n ABS	ER650AE	JKAER650CDDA00000	欧州		○	－	ER650D	ER-6n ABS	ER650AE	JKAER650CDDA00000	欧州	
ER650E	ER-6n	ER650AE	JKAER650EEDA00000	欧州		○	－	ER650E	ER-6n	ER650AE	JKAER650EEDA00000	欧州	
ER650F	ER-6n ABS	ER650AE	JKAER650EFDA00000	欧州		○	－	ER650F	ER-6n ABS	ER650AE	JKAER650EFDA00000	欧州	
ER650G	Z650	ER650AE	JKAER650GGDA00000	ｱｼﾞｱ		○	○	ER650G	Z650	ER650AE	JKAER650GGDA00000	ｱｼﾞｱ	
			JKAEREG1*HDA00000	米国		○	－				JKAEREG1*HDA00000	米国	
ER650H	Z650 ABS	ER650AE	JKAER650HHDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ		○	○	ER650H	Z650 ABS	ER650AE	JKAER650HHDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ	
			JKAEREH1*HDA00000	米国		○	－				JKAEREH1*HDA00000	米国	
EX300A	Ninja 300	EX300AE	JKAEX300AADA00000	欧州		○	○	EX300A	Ninja 300	EX300AE	JKAEX300AADA00000	欧州	
			JKAEX8A1*EDA00000	米国・ｱｼﾞｱ		○	－				JKAEX8A1*EDA00000	米国・ｱｼﾞｱ	
EX300B	Ninja 300 ABS	EX300AE	JKAEX300ABDA00000	欧州		○	○	EX300B	Ninja 300 ABS	EX300AE	JKAEX300ABDA00000	欧州	
			JKAEX8B1*EDA00000	米国・ｱｼﾞｱ		○	－				JKAEX8B1*EDA00000	米国・ｱｼﾞｱ	
EX400G	Ninja 400	EX400GE	JKAEX400GGDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ		○	○	(新設)					
EX400J	Ninja 400 SE	EX400GE	JKAEX400JJDA00000	ｱｼﾞｱ		○	○	(新設)					
EX650C	ER-6f	ER650AE	JKAEX650CCDA00000 JKAEXEC1*9DA00000	欧州 米国		○	－	EX650C	ER-6f	ER650AE	JKAEX650CCDA00000 JKAEXEC1*9DA00000	欧州 米国	
EX650D	ER-6f ABS	ER650AE	JKAEX650CDDA00000	欧州		○	－	EX650D	ER-6f ABS	ER650AE	JKAEX650CDDA00000	欧州	
EX650E	ER-6f	ER650AE	JKAEX650EEDA00000	欧州		○	－	EX650E	ER-6f	ER650AE	JKAEX650EEDA00000	欧州	
	Ninja 650	ER650AE	JKAEXEE1*CDA00000	米国		○	－		Ninja 650	ER650AE	JKAEXEE1*CDA00000	米国	
EX650F	ER-6f ABS	ER650AE	JKAEX650EFDA00000	欧州		○	－	EX650F	ER-6f ABS	ER650AE	JKAEX650EFDA00000	欧州	
EX650J	Ninja 650	ER650AE	JKAEX650JJDA00000	ｱｼﾞｱ		○	○	EX650J	Ninja 650	ER650AE	JKAEX650JJDA00000	ｱｼﾞｱ	
			JKAEXEJ1*HDA00000	米国		○	－				JKAEXEJ1*HDA00000	米国	
EX650K	Ninja 650 ABS	ER650AE	JKAEX650KKDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ		○	○	EX650K	Ninja 650 ABS	ER650AE	JKAEX650KKDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ	
			JKAEXEK1*HDA00000	米国		○	－				JKAEXEK1*HDA00000	米国	
LE300C	Versys-X 300 ABS	EX300AE	JKALE300CCDA00000	欧州		○	○	LE300C	Versys-X 300 ABS	EX300AE	JKALE300CCDA00000	欧州	
			JKALE8C1*HDA00000	米国		○	－				JKALE8C1*HDA00000	米国	
LE650A	VERSYS	ER650AE	JKALE650AAA000000 JKALEEA1*8A000000	欧州 米国		○	－	LE650A	VERSYS	ER650AE	JKALE650AAA000000 JKALEEA1*8A000000	欧州 米国	
LE650B	VERSYS	ER650AE	JKALE650ABA000000	欧州		○	－	LE650B	VERSYS	ER650AE	JKALE650ABA000000	欧州	
LE650C	VERSYS	ER650AE	JKALE650CCA000000 JKALE650CCDA00000 JKALEEC1*AA000000 JKALEEC1*BDA00000	欧州 欧州 米国 米国		○	－	LE650C	VERSYS	ER650AE	JKALE650CCA000000 JKALE650CCDA00000 JKALEEC1*AA000000 JKALEEC1*BDA00000	欧州 欧州 米国 米国	
LE650D	VERSYS ABS	ER650AE	JKALE650CDA000000 JKALE650CDDA00000	欧州 欧州		○	－	LE650D	VERSYS ABS	ER650AE	JKALE650CDA000000 JKALE650CDDA00000	欧州 欧州	
LE650E	VERSYS 650	ER650AE	JKALE650EEDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ		○	○	LE650E	VERSYS 650	ER650AE	JKALE650EEDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ	
			JKALEEE1*FDA00000	米国		○	－				JKALEEE1*FDA00000	米国	
LE650F	VERSYS 650 ABS	ER650AE	JKALE650EFDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ		○	○	LE650F	VERSYS 650 ABS	ER650AE	JKALE650EFDA00000	欧州・ｱｼﾞｱ	
			JKALEEF1*FDA00000	米国		○	－				JKALEEF1*FDA00000	米国	
LZT00A	VERSYS 1000	ZRT00DE	JKALZT00AAA000000	欧州		○	－	LZT00A	VERSYS 1000	ZRT00DE	JKALZT00AAA000000	欧州	
LZT00B	VERSYS 1000	ZRT00DE	JKALZT00BBA000000	欧州・ｱｼﾞｱ		○	○	LZT00B	VERSYS 1000	ZRT00DE	JKALZT00BBA000000	欧州・ｱｼﾞｱ	
			JKALZCB1*FA000000	米国		○	－				JKALZCB1*FA000000	米国	
VN900B	VN900 CLASSIC	VN900BE	JKAVN900BBA000000	欧州	打刻様式の下６桁が 065001 以降に適用	○	－	VN900B	VN900 CLASSIC	VN900BE	JKAVN900BBA000000	欧州	打刻様式の下６桁が 065001 以降に適用
VN900C	VN900 Custom	VN900BE	JKAVN900CCA000000	欧州	打刻様式の下６桁が	○	－	VN900C	VN900 Custom	VN900BE	JKAVN900CCA000000	欧州	打刻様式の下６桁が

新								旧					
					045001 以降に適用								045001 以降に適用
VNT70B	VN1700 VOYAGER ABS	VNT70AE	JKBVNT70ABA000000	欧州		○	—	VNT70B	VN1700 VOYAGER ABS	VNT70AE	JKBVNT70ABA000000	欧州	
VNT70C	VN1700 CLASSIC TOURER	VNT70AE	JKBVNT70CCA000000	欧州		○	—	VNT70C	VN1700 CLASSIC TOURER	VNT70AE	JKBVNT70CCA000000	欧州	
VNT70D	VN1700 CLASSIC TOURER ABS	VNT70AE	JKBVNT70CDA000000	欧州		○	—	VNT70D	VN1700 CLASSIC TOURER ABS	VNT70AE	JKBVNT70CDA000000	欧州	
VNT70E	VN1700 CLASSIC	VNT70AE	JKBVNT70EEA000000	欧州		○	—	VNT70E	VN1700 CLASSIC	VNT70AE	JKBVNT70EEA000000	欧州	
VNT70F	VN1700 CLASSIC ABS	VNT70AE	JKBVNT70EFA000000	欧州		○	—	VNT70F	VN1700 CLASSIC ABS	VNT70AE	JKBVNT70EFA000000	欧州	
VNT70K	VN1700 VOYAGER CUSTOM ABS	VNT70AE	JKBVNT70JKA000000	欧州		○	—	VNT70K	VN1700 VOYAGER CUSTOM ABS	VNT70AE	JKBVNT70JKA000000	欧州	
VNW00H	VN2000 CLASSIC	VNW00AE	JKBVNW00HHA000000	欧州		○	—	VNW00H	VN2000 CLASSIC	VNW00AE	JKBVNW00HHA000000	欧州	
ZGT40C	1400 GTR ABS	ZXT40AE	JKBZGT40CCA000000 JKBZGNC1*AA000000	欧州 米国		○	—	ZGT40C	1400 GTR ABS	ZXT40AE	JKBZGT40CCA000000 JKBZGNC1*AA000000	欧州 米国	
ZGT40E	1400 GTR ABS	ZXT40AE	JKBZGT40EEA000000	欧州･ｱｼﾞｱ		○	○	ZGT40E	1400 GTR ABS	ZXT40AE	JKBZGT40EEA000000	欧州･ｱｼﾞｱ	
			JKBZGNE1*FA000000	米国		○	—				JKBZGNE1*FA000000	米国	
ZR750L	Z750	ZR750JE	JKAZR750LLA000000	欧州	打刻様式の下６桁が115001 以降に適用	○	—	ZR750L	Z750	ZR750JE	JKAZR750LLA000000	欧州	打刻様式の下６桁が115001 以降に適用
ZR750M	Z750 ABS	ZR750JE	JKAZR750LMA000000	欧州	打刻様式の下６桁が115001 以降に適用	○	—	ZR750M	Z750 ABS	ZR750JE	JKAZR750LMA000000	欧州	打刻様式の下６桁が115001 以降に適用
ZR750N	Z750R	ZR750JE	JKAZR750NNA000000	欧州		○	—	ZR750N	Z750R	ZR750JE	JKAZR750NNA000000	欧州	
ZR750P	Z750R ABS	ZR750JE	JKAZR750NPA000000	欧州		○	—	ZR750P	Z750R ABS	ZR750JE	JKAZR750NPA000000	欧州	
ZR800A	Z800	ZR800AE	JKBZR800AADA00000	欧州･ｱｼﾞｱ		○	—	ZR800A	Z800	ZR800AE	JKBZR800AADA00000	欧州･ｱｼﾞｱ	
ZR800B	Z800 ABS	ZR800AE	JKBZR800ABDA00000	欧州		○	—	ZR800B	Z800 ABS	ZR800AE	JKBZR800ABDA00000	欧州	
ZR800C	Z800	ZR800CE	JKBZR800CCDA00000	欧州		○	—	ZR800C	Z800	ZR800CE	JKBZR800CCDA00000	欧州	
ZR800D	Z800 ABS	ZR800CE	JKBZR800CDDA00000	欧州		○	—	ZR800D	Z800 ABS	ZR800CE	JKBZR800CDDA00000	欧州	
ZR900A	Z900	ZR900BE	JKAZR900AADA00000	ｱｼﾞｱ		○	○	ZR900A	Z900	ZR900BE	JKAZR900AADA00000	ｱｼﾞｱ	
			JKAZR2A1*HDA00000	米国		○	—				JKAZR2A1*HDA00000	米国	
ZR900B	Z900 ABS	ZR900BE	JKAZR900BBDA00000	欧州･ｱｼﾞｱ		○	○	ZR900B	Z900 ABS	ZR900BE	JKAZR900BBDA00000	欧州･ｱｼﾞｱ	
			JKAZR2B1*HDA00000	米国		○	—				JKAZR2B1*HDA00000	米国	
ZR900C	Z900RS	ZR900BE	JKAZR900CCA000000	欧州･ｱｼﾞｱ		○	○	(新設)					
ZR900E	Z900RS CAFE	ZR900BE	JKAZR900CEA000000 JKAZR900EEA000000	欧州 ｱｼﾞｱ		○	○	(新設)					
ZRT00D	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00DDA000000 JKAZRCD1*AA000000	欧州 米国		○	—	ZRT00D	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00DDA000000 JKAZRCD1*AA000000	欧州 米国	
ZRT00E	Z1000 ABS	ZRT00DE	JKAZRT00DEA000000	欧州		○	—	ZRT00E	Z1000 ABS	ZRT00DE	JKAZRT00DEA000000	欧州	
ZRT00F	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00FFA000000 JKAZRCF1*EA000000	欧州･ｱｼﾞｱ ｱｼﾞｱ		○	—	ZRT00F	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00FFA000000 JKAZRCF1*EA000000	欧州･ｱｼﾞｱ ｱｼﾞｱ	
ZRT00G	Z1000 ABS	ZRT00DE	JKAZRT00FGA000000 JKAZRCG1*EA000000	欧州･ｱｼﾞｱ 米国･ｱｼﾞｱ		○	—	ZRT00G	Z1000 ABS	ZRT00DE	JKAZRT00FGA000000 JKAZRCG1*EA000000	欧州･ｱｼﾞｱ 米国･ｱｼﾞｱ	
ZRT00H	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00HHA000000	欧州･ｱｼﾞｱ		○	○	ZRT00H	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00HHA000000	欧州･ｱｼﾞｱ	
			JKAZRCH1*HA000000	米国		○	—				JKAZRCH1*HA000000	米国	
ZRT00J	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00HJA000000 JKAZRT00JJA000000	欧州 ｱｼﾞｱ		○	○	ZRT00J	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00HJA000000 JKAZRT00JJA000000	欧州 ｱｼﾞｱ	
			JKAZRCJ1*HA000000	ｶﾅﾀﾞ		○	—				JKAZRCJ1*HA000000	ｶﾅﾀﾞ	
ZX600R	Ninja ZX-6R	ZX600PE	JKAZX600RRA000000 JKAZX4R1*9A000000	欧州 米国		○	—	ZX600R	Ninja ZX-6R	ZX600PE	JKAZX600RRA000000 JKAZX4R1*9A000000	欧州 米国	
ZX636E	Ninja ZX-6R	ZX636EE	JKBZX636EEA000000 JKBZXJE1*EA000000	欧州 米国･ｱｼﾞｱ		○	—	ZX636E	Ninja ZX-6R	ZX636EE	JKBZX636EEA000000 JKBZXJE1*EA000000	欧州 米国･ｱｼﾞｱ	
ZX636F	Ninja ZX-6R ABS	ZX636EE	JKBZX636EFA000000 JKBZXJF1*EA000000	欧州 米国･ｱｼﾞｱ		○	—	ZX636F	Ninja ZX-6R ABS	ZX636EE	JKBZX636EFA000000 JKBZXJF1*EA000000	欧州 米国･ｱｼﾞｱ	
ZXT00E	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	JKAZXT00EEA000000 JKAZXCE1*8A000000	欧州 米国		○	—	ZXT00E	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	JKAZXT00EEA000000 JKAZXCE1*8A000000	欧州 米国	
ZXT00F	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	JKAZXT00FFA000000 JKAZXCF1*AA000000	欧州 米国		○	—	ZXT00F	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	JKAZXT00FFA000000 JKAZXCF1*AA000000	欧州 米国	
ZXT00G	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00GGA000000 JKAZXCG1*BA000000	欧州 米国		○	—	ZXT00G	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00GGA000000 JKAZXCG1*BA000000	欧州 米国	
ZXT00H	Z1000SX ABS	ZRT00DE	JKAZXT00GHA000000	欧州		○	—	ZXT00H	Z1000SX ABS	ZRT00DE	JKAZXT00GHA000000	欧州	
	Ninja 1000 ABS	ZRT00DE	JKAZXCH1*CA000000	米国		○	—		Ninja 1000 ABS	ZRT00DE	JKAZXCH1*CA000000	米国	
ZXT00J	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	JKAZXT00JJA000000	欧州		○	—	ZXT00J	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	JKAZXT00JJA000000	欧州	

新								旧					
			JKAZXCJ1*BA000000	米国							JKAZXCJ1*BA000000	米国	
ZXT00K	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	JKAZXT00JKA000000 JKAZXCK1*BA000000	欧州 米国		○	―	ZXT00K	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	JKAZXT00JKA000000 JKAZXCK1*BA000000	欧州 米国	
ZXT00L	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00LLA000000 JKAZXCL1*EA000000	欧州･ｱｼﾞｱ 米国･ｱｼﾞｱ		○	―	ZXT00L	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00LLA000000 JKAZXCL1*EA000000	欧州･ｱｼﾞｱ 米国･ｱｼﾞｱ	
ZXT00M	Z1000SX ABS	ZRT00DE	JKAZXT00LMA000000 JKAZXCM1*EA000000	欧州･ｱｼﾞｱ 米国･ｱｼﾞｱ		○	―	ZXT00M	Z1000SX ABS	ZRT00DE	JKAZXT00LMA000000 JKAZXCM1*EA000000	欧州･ｱｼﾞｱ 米国･ｱｼﾞｱ	
ZXT00N	Ninja H2	ZXT00NE	JKAZXT00NNA000000	欧州･ｱｼﾞｱ		○	○	ZXT00N	Ninja H2	ZXT00NE	JKAZXT00NNA000000	欧州･ｱｼﾞｱ	
			JKAZXCN1*FA000000	米国		○	―				JKAZXCN1*FA000000	米国	
ZXT00R	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	JKAZXCR1*GA000000	米国		○	―	ZXT00R	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	JKAZXCR1*GA000000	米国	
ZXT00S	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	JKAZXT00SSA000000	欧州･ｱｼﾞｱ		○	○	ZXT00S	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	JKAZXT00SSA000000	欧州･ｱｼﾞｱ	
			JKAZXCS1*GA000000	米国		○	―				JKAZXCS1*GA000000	米国	
ZXT00W	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00WWA000000	欧州･ｱｼﾞｱ		○	○	ZXT00W	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00WWA000000	欧州･ｱｼﾞｱ	
	Ninja 1000	ZRT00DE	JKAZXCW1*HA000000	米国		○	―		Ninja 1000	ZRT00DE	JKAZXCW1*HA000000	米国	
ZXT00X	Ninja H2	ZXT00NE	JKAZXT00XXA000000	欧州･ｱｼﾞｱ		○	○	ZXT00X	Ninja H2	ZXT00NE	JKAZXT00XXA000000	欧州･ｱｼﾞｱ	
			JKAZXCX1*HA000000	米国		○	―				JKAZXCX1*HA000000	米国	
ZXT00Z	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	JKAZXT00SZA000000 JKAZXT00ZZA000000	欧州 ｱｼﾞｱ		○	○	ZXT00Z	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	JKAZXT00SZA000000 JKAZXT00ZZA000000	欧州 ｱｼﾞｱ	
			JKAZXCZ1*HA000000	米国		○	―				JKAZXCZ1*HA000000	米国	
ZXT02A	Ninja H2 SX	ZXT00NE	JKBZXT02AAA000000	欧州		○	○	(新設)					
ZXT02B	Ninja H2 SX SE	ZXT00NE	JKBZXT02ABA000000 JKBZXT02BBA000000	欧州 ｱｼﾞｱ		○	○	(新設)					
ZXT02C	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	JKBZXT02CCA000000	欧州･ｱｼﾞｱ		○	○	(新設)					
ZXT40C	Ninja ZX-14	ZXT40AE	JKBZXNC1*BA000000	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用	○	―	ZXT40C	Ninja ZX-14	ZXT40AE	JKBZXNC1*BA000000	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用
ZXT40D	ZZR1400 ABS	ZXT40AE	JKBZXT40CDA000000	欧州		○	―	ZXT40D	ZZR1400 ABS	ZXT40AE	JKBZXT40CDA000000	欧州	
ZXT40E	Ninja ZX-14R	ZXT40EE	JKBZXNE1*CA000000	米国		○	―	ZXT40E	Ninja ZX-14R	ZXT40EE	JKBZXNE1*CA000000	米国	
ZXT40F	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	JKBZXT40EFA000000	欧州		○	―	ZXT40F	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	JKBZXT40EFA000000	欧州	
ZXT40H	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	JKBZXT40HHA000000	欧州		○	○	ZXT40H	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	JKBZXT40HHA000000	欧州	
	Ninja ZX-14R ABS	ZXT40EE	JKBZXT40HHA000000	ｱｼﾞｱ		○	○		Ninja ZX-14R ABS	ZXT40EE	JKBZXT40HHA000000	ｱｼﾞｱ	
			JKBZXNH1*GA000000	米国		○	―				JKBZXNH1*GA000000	米国	
ZXT40J	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	JKBZXT40HJA000000	欧州		○	○	ZXT40J	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	JKBZXT40HJA000000	欧州	
	Ninja ZX-14R ABS SE	ZXT40EE	JKBZXT40JJA000000	ｱｼﾞｱ		○	○		Ninja ZX-14R ABS SE	ZXT40EE	JKBZXT40JJA000000	ｱｼﾞｱ	
			JKBZXNJ1*GA000000	米国		○	―				JKBZXNJ1*GA000000	米国	

(2) スズキ株式会社

型式	モデル名（通称名）	原動機の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
BU	AN650	P506	JS1BU1426000000000 JS1BU1427000000000	欧州		○	○
C1	VL1500	Y514	JS1C1111100000000 JS1C1112100000000 JS1C1111300000000 JS1C1112300000000	欧州 欧州 豪州 豪州		○	―
C3	GSX-R600	N738	JS1C3111100000000 JS1C3111200000000	欧州 豪州		○	―
C4	GSX-R750	R747	JS1C4111100000000 JS1C4111200000000	欧州 豪州		○	―
C5	GSR750	R749	JS1C5111100000000 JS1C5112100000000 JS1C5111200000000	欧州 欧州 豪州		○	―
	GSR750A	R749	JS1C5112200000000	豪州		○	―
	GSX-S750A	R749	JS1C533AZ00000000	欧州		○	○
C7	DL650A	P513	JS1C7111100000000 JS1C7111200000000	欧州 豪州		○	―
			JS1C733AZ00000000	欧州		○	○
CA	VZR1800	Y506	JS1CA111100000000 JS1CA111200000000	欧州 欧州		○	―

(2) スズキ株式会社　※型式欄をキーとして昇順に並び替えを実施

型式	モデル名（通称名）	原動機の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な輸出先	備考
(新設)					
C1	VL1500	Y514	JS1C1111100100001 JS1C1112100100001 JS1C1111300100001 JS1C1112300100001	欧州 欧州 豪州 豪州	
C3	GSX-R600	N738	JS1C3111100100001 JS1C3111200100001	欧州 豪州	
C4	GSX-R750	R747	JS1C4111100100001 JS1C4111200100001	欧州 豪州	
C5	GSR750	R749	JS1C5111100100001 JS1C5112100100001 JS1C5111200100001	欧州 欧州 豪州	
	GSR750A	R749	JS1C5112200100001	豪州	
	(新設)				
C7	DL650A	P513	JS1C7111100100001 JS1C7111200100001	欧州 豪州	
			(新設)		
CA	VZR1800	Y506	JS1CA111100100001 JS1CA111200100001	欧州 欧州	

新								旧					
			JS1CA121300000000	豪州							JS1CA121300100001	豪州	
		Y507	JS1CA211100000000	欧州		○	―			Y507	JS1CA211100100001	欧州	
CK	GSX1300R	X704	JS1CK111300000000	豪州		○	―	CK	GSX1300R	X704	JS1CK111300100001	豪州	
	GSX1300RA	X704	JS1CK111600000000 JS1CK111800000000	欧州 豪州		○	―		GSX1300RA	X704	JS1CK111600100001 JS1CK111800100001	欧州 豪州	
CX	SFV650	P511	JS1CX111200000000	豪州		○	―	CX	SFV650	P511	JS1CX111200100001	豪州	
	SV650	P511	JS1CX123500000000 JS1CX123600000000 JS1CX124500000000 JS1CX124600000000 JS1CX123900000000 JS1CX124900000000	欧州 欧州 欧州 欧州 豪州 豪州	打刻様式の先頭から10桁目が「H」以降(H,J･･･)に適用	○	○		SV650	P511	(新設) JS1CX1236H0100001 (新設) (新設) (新設) (新設)	欧州	打刻様式の先頭から10桁目が「H」以降(H,J･･･)に適用
CY	GSX-R1000	T717	JS1CY111100000000 JS1CY111200000000 (削除)	欧州 豪州 (削除)		○	―	CY	GSX-R1000	T717	(新設) JS1CY111200100001 JS1CY121400100001	豪州 ﾀｲ	
			(削除)	(削除)	(削除)						JS1CY1113C0100001	韓国	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用
DD	DL1000A	U501	JS1DD111100000000 JS1DD111200000000	欧州 豪州		○	―	DD	DL1000A	U501	JS1DD111100100001 JS1DD111200100001	欧州 豪州	
			JS1DD124500000000 JS1DD121200000000	欧州 豪州		○	○				(新設) (新設)		
DG	GSX-S1000A	T719	JS1DG1122G0000000	欧州		○	―	DG112	GSX-S1000A	T719	JS1DG1122G0100001	欧州、ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	
			JS1DG3222000000000 JS1DG3222000000000	欧州 豪州		○	○				(新設) (新設)		
		(削除)	(削除)	(削除)						T720	JS1DG2111G0100001 JS1DG2122G0100001	欧州	
	GSX-S1000FA	T719	JS1DG1144G0000000	欧州		○	―	DG114	GSX-S1000FA	T719	JS1DG1144G0100001	欧州、ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	
			JS1DG3244000000000 JS1DG3244000000000	欧州 豪州		○	○				(新設) (新設)		
		(削除)	(削除)	(削除)						T720	JS1DG2133G0100001 JS1DG2144G0100001	欧州	
DM	GSX-R1000A	DTA1	JS1DM11AZ00000000 JS1DM11AZ00000000	欧州 豪州		○	○	(新設)					
	GSX-R1000RA	DTA1	JS1DM11GZ00000000 JS1DM11GZ00000000	欧州 豪州		○	○						
DU	AN400	K432	JS1DU11AZ00000000	欧州		○	○	(新設)					
GN7FA	GSX-R600	N738	JS1GN7FA*B0000000	米国･ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用	○	―	GN7FA	GSX-R600	N738	JS1GN7FA*B2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用
GR7MA	GSX-R750	R747	JS1GR7MA*B0000000	米国･ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用	○	―	GR7MA	GSX-R750	R747	JS1GR7MA*B2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用
GT78A	GSX-R1000	T717	JS1GT78A*C0000000	米国･ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用	○	―	GT78A	GSX-R1000	T717	JS1GT78A*C2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用
GT78B	GSX-R1000A	T717	JS1GT78B*F0000000	米国･ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「F」以降(F,G,H･･･)に適用	○	―	GT78B	GSX-R1000A	T717	JS1GT78B*F2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「F」以降(F,G,H･･･)に適用
GT7AA	GSX-S1000A	T719	JS1GT7AA*G0000000	米国･ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G,H･･･) に適用	○	―	GT7AA	GSX-S1000A	T719	JS1GT7AA*G2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G,H･･･) に適用
GT7CA	GSX-S1000FA	T719	JS1GT7CA*G0000000	米国･ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G,H･･･) に適用	○	―	GT7CA	GSX-S1000FA	T719	JS1GT7CA*G2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G,H･･･) に適用
GW72B	GSF1250SA	W705	JS1GW72B*G0000000	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G,H･･･) に適用	○	―	GW72B	GSF1250SA	W705	JS1GW72B*G2100001	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「G」以降(G,H･･･) に適用

新							
GX72A	GSX1300R	X704	JS1GX72A*B0000000	米国・ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用	○	－
GX72B	GSX1300RA	X704	JS1GX72B*D0000000	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「D」以降(D,E,F･･･) に適用	○	－
VP55A	SFV650	P511	JS1VP55A*C0000000	ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用	○	－
VP55B	SFV650A	P511	JS1VP55B*C0000000	ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用	○	－
	SV650	P511	JS1VP55B*H0000000	米国・ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「H」以降(H,J･･･)に適用	○	－
VP56A	DL650A	P513	JS1VP56A*C0000000	米国・ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用	○	－
VU51A	DL1000A	U501	JS1VU51A*E0000000	米国・ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「E」以降(E,F,G･･･) に適用	○	－
VY53A	VZR1800	Y505	JS1VY53A*C0000000	米国・ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用	○	－
VY56A	VL1500	Y513	JS1VY56A*D0000000	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「D」以降(D,E,F･･･) に適用	○	－

旧					
GX72A	GSX1300R	X704	JS1GX72A*B2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用
GX72B	GSX1300RA	X704	JS1GX72B*D2100001	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「D」以降(D,E,F･･･) に適用
VP55A	SFV650	P511	JS1VP55A*C2100001	ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用
VP55B	SFV650A	P511	JS1VP55B*C2100001	ｶﾅﾀﾞ、台湾	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用
	SV650	P511	JS1VP55B*H2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「H」以降(H,J･･･)に適用
VP56A	DL650A	P513	JS1VP56A*C2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用
VU51A	DL1000A	U501	JS1VU51A*E2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「E」以降(E,F,G･･･) に適用
VY53A	VZR1800	Y505	JS1VY53A*C2100001	米国、ｶﾅﾀﾞ	打刻様式の先頭から10桁目が「C」以降(C,D,E･･･)に適用
VY56A	VL1500	Y513	JS1VY56A*D2100001	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「D」以降(D,E,F･･･) に適用

(3) 本田技研工業株式会社

型式	モデル名（通称名）	原動機の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
PC40	CBR600RR CBR600RA	PC40E	JH2PC400*AK000001	EU・US	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A,B,C･･･)に適用	○	－
PF01	FJS600D	PF01E	JH2PF01C*BK000001	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用	○	－
	FJS600A	PF01E	JH2PF01D*BK000001	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用	○	－
RC50	Shadow Aero VT750CS	RC50E	JH2RC50C*AK000001	EU・US	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A,B,C･･･)に適用	○	－
RC55	NSA700A	RC55E	JH2RC55A*9K000001	EU		○	－
RC58	Shadow RS VT750S	RC58E	JH2RC580*AK000001	EU・US		○	－
RC60	VFR800X	RC60E	JH2RC60A*BK000001	EU		○	－
RC61	NC700S NC700SA NC700SD	RC61E	JH2RC61A*CK000001	EU・ｶﾅﾀﾞ		○	－
RC62	NC700D	RC61E	JH2RC62A*CK000000	EU		○	－
RC63	NC700X NC700XA NC700XD	RC61E	JH2RC63A*CK000001	EU・US		○	－
RC79	VFR800F	RC79E	JH2RC79A*EK000001	EU・US		○	－
RC80	VFR800X	RC79E	JH2RC80A*EK000001	EU		○	－
SC54	CB1300 CB1300S CB1300SA	SC54E	JH2SC54E*AK000001	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A,B,C･･･)に適用	○	－
SC59	CBR1000RR	SC59E	JH2SC590*AK000001	EU・US	打刻様式の先頭から	○	－

(3) 本田技研工業株式会社　※型式欄をキーとして昇順に並び替えを実施

型式	モデル名（通称名）	原動機の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な輸出先	備考
PC40	CBR600RR CBR600RA	PC40E	JH2PC400*AK000001	US・EU	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A,B,C･･･)に適用
PF01	FJS600D	PF01E	JH2PF01C*BK000001	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用
PF01	FJS600A	PF01E	JH2PF01D*BK000001	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B,C,D･･･)に適用
RC50	Shadow Aero VT750CS	RC50E	JH2RC50C*AK000001	US・EU	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A,B,C･･･)に適用
RC55	NSA700A	RC55E	JH2RC55A*9K000001	EU	
RC58	Shadow RS VT750S	RC58E	JH2RC580*AK000001	US・EU	
RC60	VFR800X	RC60E	JH2RC60A*BK000001	EU	
RC61	NC700S NC700SA NC700SD	RC61E	JH2RC61A*CK000001	EU・ｶﾅﾀﾞ	
RC62	NC700D	RC61E	JH2RC62A*CK000000	EU	
RC63	NC700X NC700XA NC700XD	RC61E	JH2RC63A*CK000001	EU・US	
RC79	VFR800F	RC79E	JH2RC79A*EK000001	EU・US	
RC80	VFR800X	RC79E	JH2RC80A*EK000001	EU	
SC54	CB1300 CB1300S CB1300SA	SC54E	JH2SC54E*AK000001	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A,B,C･･･)に適用
SC59	CBR1000RR	SC59E	JH2SC590*AK000001	US・EU	打刻様式の先頭から

新

	CBR1000RA				10桁目が「A」以降 (A,B,C･･･)に適用		
SC61	Fury VT1300CX	SC61E	JH2SC610*AK000001	EU･US		○	―
SC63	VFR1200F VFR1200FD	SC63E	JH2SC631*AK000001	EU･US		○	―
SC66	Stateline	SC61E	JH2SC660*AK000001	US		○	―
SC67	Sabre	SC61E	JH2SC670*AK000001	US		○	―
SC68	GL1800	SC47E	JH2SC68A*CK000001	EU･US		○	―
SC70	VFR1200X VFR1200XD VFR1200XL VFR1200XDL	SC70E	JH2SC70A*CK000001	EU		○	―
SC77	CBR1000RA CBR1000S1 CBR1000S2	SC77E	JH2SC77A*HK000001 JH2SC77B*HK000001 JH2SC77C*HK000001	EU･ｱｼﾞｱ		○	○

(4) ヤマハ発動機株式会社

型式	モデル名（通称名）	原動機の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
DP01	XT1200Z	P401E	JYADP0150000000000 JYADP0170000000000	EU AUS		○	○
DP03	XT1200Z	P403E	JYADP03E000000000 JYADP03N000000000	US CAN		○	―
DP04	XT1200Z	P404E	JYADP0410000000000 JYADP0440000000000	EU AUS		○	○
	XT1200ZE	P404E	JYADP0460000000000 JYADP0480000000000	EU AUS		○	○
DP05	XT1200ZE	P406E	JYADP05E000000000 JYADP05N000000000	US CAN		○	―
DP06	XT1200Z	P406E	JYADP06E000000000 JYADP06N000000000	US CAN		○	―
DP07	XT1200ZE	P408E	JYADP070000000000	EU		○	○
RH04	SR400	H332E	JYARH04E000000000	US		○	―
RH05	SR400	H333E	JYARH051000000000	EU/AUS		○	○
RJ15	YZF-R6	J515E	JYARJ150000000000	EU		○	○
RJ16	YZF-R6	J516E	JYARJ16N000000000 JYARJ16E000000000 JYARJ16Y000000000	CAN US US		○	―
RJ18	XJ6	J518E	JYARJ18E000000000	US		○	―
RJ19	XJ6	J519E	JYARJ191000000000 JYARJ194000000000 JYARJ195000000000 JYARJ197000000000 JYARJ198000000000 JYARJ19A000000000 JYARJ19B000000000 JYARJ19G000000000 JYARJ19K000000000 JYARJ19L000000000 JYARJ19N000000000	EU AUS EU AUS EU AUS EU EU AUS EU AUS		○	○
RJ22	XJ6	J523E	JYARJ221000000000	EU/AUS		○	○
RJ27	YZF-R6	J529E	JYARJ270000000000	EU/AUS		○	○
RM04	MT07	M401E	JYARM040000000000	EU		○	○
RN16	FZ1	N513E	JYARN161000000000	EU/AUS		○	○
RN17	FZ1	N514E	JYARN17E000000000	US/CAN		○	―
RN18	TDM900	N404E	JYARN181000000000 JYARN182000000000	EU AUS		○	○
RN22	YZF-R1	N519E	JYARN221000000000	EU/AUS		○	○

旧

	CBR1000RA				10桁目が「A」以降 (A,B,C･･･)に適用
SC61	Fury VT1300CX	SC61E	JH2SC610*AK000001	US･EU	
SC63	VFR1200F VFR1200FD	SC63E	JH2SC631*AK000001	US･EU	
SC66	Stateline	SC61E	JH2SC660*AK000001	US	
SC67	Sabre	SC61E	JH2SC670*AK000001	US	
SC68	GL1800	SC47E	JH2SC68A*CK000001	EU･US	
SC70	VFR1200X VFR1200XD VFR1200XL VFR1200XDL	SC70E	JH2SC70A*CK000001	EU	
(新設)					

(4) ヤマハ発動機株式会社　※型式欄をキーとして昇順に並び替えを実施

型式	モデル名（通称名）	原動機の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な輸出先	備考
DP01	XT1200Z	P401E	JYADP0150000000000 JYADP0170000000000	EU AUS	
DP03	XT1200Z	P403E	JYADP03E000000000 JYADP03N000000000	US CAN	
DP04	XT1200Z	P404E	JYADP0410000000000 JYADP0440000000000	EU AUS	
	XT1200ZE	P404E	JYADP0460000000000 JYADP0480000000000	EU AUS	
DP05	XT1200ZE	P406E	JYADP05E000000000 JYADP05N000000000	US CAN	
DP06	XT1200Z	P406E	JYADP06E000000000 JYADP06N000000000	US CAN	
(新設)					
RH04	SR400	H332E	JYARH04E000000000	US	
RH05	SR400	H333E	JYARH051000000000	EU/AUS	
(新設)					
(新設)					
(新設)					
RJ19	XJ6	J519E	JYARJ191000000000 JYARJ194000000000 JYARJ195000000000 JYARJ197000000000 JYARJ198000000000 JYARJ19A000000000 JYARJ19B000000000 JYARJ19G000000000 JYARJ19K000000000 JYARJ19L000000000 JYARJ19N000000000	EU AUS EU AUS EU AUS EU EU AUS EU AUS	
RJ22	XJ6	J523E	JYARJ221000000000	EU/AUS	
(新設)					
(新設)					
RN16	FZ1	N513E	JYARN161000000000	EU/AUS	
RN17	FZ1	N514E	JYARN17E000000000	US/CAN	
RN18	TDM900	N404E	JYARN181000000000 JYARN182000000000	EU AUS	
RN22	YZF-R1	N519E	JYARN221000000000	EU/AUS	

新								旧					
RN23	YZF-R1	N520E	JYARN23E000000000	US/CAN		○	—	RN23	YZF-R1	N520E	JYARN23E000000000	US/CAN	
RN25	FZ8	N522E	JYARN250000000000	EU/AUS		○	○	RN25	FZ8	N522E	JYARN250000000000	EU/AUS	
RN27	FZ8	N524E	JYARN27E000000000	US/CAN		○	—	RN27	FZ8	N524E	JYARN27E000000000	US/CAN	
RN28	FZ8	N524E	JYARN28N000000000	CAN		○	—	RN28	FZ8	N524E	JYARN28N000000000	CAN	
RN29	MT09	N701E	JYARN291000000000	EU/AUS		○	○	RN29	MT09	N701E	JYARN291000000000	EU/AUS	
RN32	YZF-R1/R1M	N526E	JYARN320000000000	EU		○	○	RN32	YZF-R1/R1M	N526E	JYARN320000000000	EU	
RN33	MT09	N702E	JYARN33E000000000 JYARN33N000000000	US CAN		○	—	RN33	MT09	N702E	JYARN33E000000000 JYARN33N000000000	US CAN	
RN39	YZF-R1/R1M	N527E	JYARN39E000000000 JYARN39N000000000	US CAN		○	—	RN39	YZF-R1/R1M	N527E	JYARN39E000000000 JYARN39N000000000	US CAN	
RN40	YZF-R1M	N527E	JYARN40N000000000 JYARN40E000000000 JYARN40Y000000000	CAN US US		○	—	（新設）					
RN42	YZF-R1S	N529E	JYARN42E000000000	US		○	○	（新設）					
RN45	MT10	N530E	JYARN450000000000	EU		○	○	（新設）					
RN48	MT10	N531E	JYARN48N000000000	CAN		○	—	（新設）					
RN49	YZF-R1	N532E	JYARN490000000000 JYARN49R000000000	EU		○	○	（新設）					
	YZF-R1M	N532E	JYARN490000000000	EU		○	○						
RP19	XJR1300C	P515E	JYARP194000000000	EU		○	○	RP19	XJR1300C	P515E	JYARP194000000000	EU	
RP21	VMAX	P623E	JYARP211000000000	EU/AUS		○	○	RP21	VMAX	P623E	JYARP211000000000	EU/AUS	
RP23	FJR1300A	P516E	JYARN230000000000	EU/AUS		○	○	（新設）					
RP28	FJR1300-AE	P519E	JYARN280000000000	EU		○	○	（新設）					
SH05	YP400	H322E	JYASH055000000000 JYASH057000000000 JYASH058000000000 JYASH05A000000000	EU AUS EU AUS		○	○	SH05	YP400	H322E	JYASH055000000000 JYASH057000000000 JYASH058000000000 JYASH05A000000000	EU AUS EU AUS	
SJ06	XP500	J406E	JYASJ061000000000 JYASJ062000000000	EU AUS		○	○	SJ06	XP500	J406E	JYASJ061000000000 JYASJ062000000000	EU AUS	
SJ07	XP500	J407E	JYASJ07Y000000000	US/CAN		○	—	SJ07	XP500	J407E	JYASJ07Y000000000	US/CAN	
SJ09	XP500 XP500A	J409E	JYASJ091000000000	EU/AUS		○	○	SJ09	XP500 XP500A	J409E	JYASJ091000000000	EU/AUS	
VN01	XVS950A	N601E	JYAVN01N000000000 JYAVN01Y000000000 JYAVN01E000000000	CAN US US		○	—	（新設）					
VN02	XVS950A	N602E	JYAVN021000000000 JYAVN022000000000	EU AUS		○	○	VN02	XVS950A	N602E	JYAVN021000000000 JYAVN022000000000	EU AUS	
VN03	XVS950CU	N604E	JYAVN030000000000	EU		○	○	（新設）					
VP23	XV1900A	P618E	JYAVP234000000000 JYAVP237000000000	EU EU		○	○	VP23	XV1900A	P618E	JYAVP234000000000 JYAVP237000000000	EU EU	
VP26	XVS1300A	P620E	JYAVP266000000000	EU		○	○	VP26	XVS1300A	P620E	JYAVP266000000000	EU	
VP27	XV1900CU	P622E	JYAVP27E000000000	US/CAN	但し、下６桁が 001402 以降に限る	○	—	VP27	XV1900CU	P622E	JYAVP27E000000000	US/CAN	但し、下６桁が 001402 以降に限る
VP29	VMAX	P625E	JYAVP29E000000000	US/CAN		○	—	VP29	VMAX	P625E	JYAVP29E000000000	US/CAN	
VP33	XVS1300CU	P629E	JYAVP33E000000000	US/CAN		○	—	VP33	XVS1300CU	P629E	JYAVP33E000000000	US/CAN	
VP34	XV1900CU	P622E	JYAVP34E000000000	US/CAN		○	—	VP34	XV1900CU	P622E	JYAVP34E000000000	US/CAN	
VP36	XVS1300CU	P630E	JYAVP360000000000	EU		○	○	VP36	XVS1300CU	P630E	JYAVP360000000000	EU	

新

第 1 号様式～第 12 号様式（略）

第 13 号様式（別添 3 の 7.1.関係）

（略）	
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COC ペーパー（M_1、M_2、N_1）・EU 加盟国の自動車検査証等・現車審査事項欄による
（略）	

技術基準等への適合性	（略）
FMVSS（CMVSS）ラベル・WVTA ラベル又はプレート・Ⓔマーク・ⓔマーク・非破壊基準（かじ取装置、燃料漏れ防止、高電圧保護、フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突、自動車との側面衝突、ポールとの側面衝突、歩行者保護）・その他指示事項欄参照のこと	
（略）	

第 14 号様式（別添 3 の 7.1.関係）

（略）	
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COC ペーパー（M_2、M_3、N_1、N_2、N_3）・EU 加盟国の自動車検査証等・現車審査事項欄による
（略）	

技術基準等への適合性	（略）
FMVSS（CMVSS）ラベル・WVTA ラベル又はプレート・Ⓔマーク・ⓔマーク・非破壊基準（かじ取装置、燃料漏れ防止、高電圧保護、フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突、自動車との側面衝突、ポールとの側面衝突、歩行者保護）・その他指示事項欄参照のこと	
（略）	

第 15 号様式（別添 3 の 7.1.関係）

（略）	
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COC ペーパー・EU 加盟国の自動車検査証等・別表第 2 又は別表第 3 適用二輪自動車・現車審査事項欄による
（略）	

技術基準等への適合性	（略）
WVTA ラベル又はプレート・Ⓔマーク・ⓔマーク・その他指示事項欄参照のこと	
（略）	

旧

第 1 号様式～第 12 号様式（略）

第 13 号様式（別添 3 の 7.1.関係）

（略）	
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・EU 検査証・COC ペーパー（M_1、M_2、N_1）・現車審査事項による
（略）	

技術基準等への適合性	（略）
FMVSS（CMVSS）ラベル（PASS、MPV、TRUCK、BUS ／ GVWR kg 以下）・WVTA プレート・別紙第 18 号様式・非破壊基準（前突、側突、燃料漏れ、歩行者保護）	
（略）	

第 14 号様式（別添 3 の 7.1.関係）

（略）	
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・EU 検査証・COC ペーパー（M_2、M_3、N_1、N_2、N_3）・現車審査事項による
（略）	

技術基準等への適合性	（略）
FMVSS（CMVSS）ラベル（PASS、MPV、TRUCK、BUS ／ GVWR kg 以下 ／ F kg/ R kg）・WVTA プレート・別紙第 18 号様式・非破壊基準（前突、側突、燃料漏れ、歩行者保護）	
（略）	

第 15 号様式（別添 3 の 7.1.関係）

（略）	
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・EU 検査証・COC ペーパー・現車審査事項による・別表第 2（車名/型式 と同一構造）
（略）	

技術基準等への適合性	（略）
WVTA ラベル・制動装置のⒺ（ⓔ）マーク	
（略）	

新

第 16 号様式（略）

第 17 号様式（別添 3 の 7.1.関係）

（略）	
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COC ペーパー（O_1、O_2、O_3、O_4）・EU 加盟国の自動車検査証等・現車審査事項欄による
（略）	

技術基準等への適合性	（略）
WVTA ラベル又はプレート・Ⓔマーク・ⓔマーク・その他指示事項欄参照のこと	
（略）	

（削除）

別添 4（4-15 関係）

改造自動車審査要領

1.～2.（略）

3.　改造自動車

（1）（略）

（2）（1）の「車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたもの」とは、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積に対し、改造後の自動車に残された①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積が、それぞれ 2 分の 1 以上重複するものをいう。

①（略）

②　「車枠（車体）構成部分」とは、次に掲げる部分とする。

ア（略）

イ　車枠を有する被牽引自動車にあっては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあっては当該部分とする。また、材質を変化させることなくフレーム部分の垂直方向における高さのみを短縮又は延長した部分については、これにかかわらず、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分とみなすこととする。）

旧

第 16 号様式（略）

第 17 号様式（別添 3 の 7.1.関係）

（略）	
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・EU 検査証・COC ペーパー（O_1、O_2、O_3、O_4）・現車審査事項による
（略）	

技術基準等への適合性	（略）
WVTA プレート	
（略）	

第 18 号様式（別添 3 の 7.1.参考）

技術基準適合性審査表

細目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性の審査
（略）	

別添 4（4-15 関係）

改造自動車審査要領

1.～2.（略）

3.　改造自動車

（1）（略）

（2）（1）の「車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたもの」とは、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積に対し、改造後の自動車に残された①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積が、それぞれ 2 分の 1 以上重複するものをいう。

①（略）

②　「車枠（車体）構成部分」とは、次に掲げる部分とする。

ア（略）

イ　車枠を有する被牽引自動車にあっては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあっては当該部分とする。また、フレーム部分の断面形状及び材質を変化させることなく、単にフレーム部分の垂直方向における高さのみを短縮又は延長した部分については、これにかかわらず、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分とみなすこととする。）

新

ウ～エ（略）

③（略）

4.～11.（略）

別表第1～別表第4（略）

第1号様式～第6号様式（略）

別添5～別添8（略）

別添9（7-53、8-53関係）

近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）

1.～5.（略）

6.　測定値の取扱い

（1）自動車騒音の大きさの測定は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。

（2）2回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。

ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合には有効とする。

（3）（略）

（4）測定値と暗騒音の差が3dB以上10dB未満の場合には、測定値から次表の補正値を控除するものとする。

ただし、測定値が基準値以下の場合には控除しなくてもよい。

（単位：dB）

測定値と暗騒音の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

（5）測定値と暗騒音の差が3dB未満の場合には、測定値を無効とする。

ただし、測定値が基準値以下の場合には有効とすることができる。

別添10（7-53、8-53関係）

近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）

1.～5.（略）

6.　測定値の取扱い

（1）自動車騒音の大きさの測定は3回行い、測定した騒音の値の小数第1位（小数第2位四捨五入）までの数値を測定値とする。

ただし、測定した騒音の値の整数位（小数第1位切り上げ）までの数値が基準値以下の場合には、測定した騒音の値の整数位（小数第1位切り上げ）までの数値を測定値とすることができる。

（2）3回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。

ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合には有効とする。

（3）3回の測定値の平均の値の整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。

旧

ウ～エ（略）

③（略）

4.～11.（略）

別表第1～別表第4（略）

第1号様式～第6号様式（略）

別添5～別添8（略）

別添9（7-53、8-53関係）

近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）

1.～5.（略）

6.　測定値の取扱い

（1）測定は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。

（2）2回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。

ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合は有効とする。

（3）（略）

（4）測定値の対象とする騒音と暗騒音の測定値の差が3dB以上10dB未満の場合には、測定値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には測定値を無効とする。

（単位：dB）

測定の対象とする騒音と暗騒音の測定値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

（新設）

別添10（7-53、8-53関係）

近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）

1.～5.（略）

6.　測定値の取扱い

（1）測定は3回行い、測定した騒音の値の小数第1位（小数第2位四捨五入）までの数値を測定値とする。

［例えば、92.45は92.5とし、92.44は92.4とする］

（2）3回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。

（3）3回の測定値の平均の値の整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。

新	旧
(4) 測定値と暗騒音の差が 10dB 未満の場合には、測定値を無効とする。 ただし、測定値が基準値以下の場合には有効とすることができる。 **別添 11～別添 16**（略）	［例えば、92.5 は 93 とし、92.4 は 92 とする］ (4) 測定値の対象とする騒音と暗騒音の測定値の差が 10dB 未満の場合には、測定値を無効とする。 **別添 11～別添 16**（略）

附則（平成 30 年 2 月 9 日規程第 29 号）

この規程は、平成 30 年 2 月 10 日から施行する。